

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

第1 事 務 報 告

A 会務（総括）報告

1 総会・理事会・各種会議の開催状況等

令和6年度における本会の通常総会をはじめ理事会、委員会、その他関係する各種会議の開催状況は次のとおり。

（1）第81回通常総会

ア 日時・場所：令和6年6月26日（水）13:30～、明治記念館「蓬莱の間」

イ 来 賓：次のとおり（＊印は、挨拶をいただいた来賓）

*農林水産大臣

農林水産省 消費・安全局長

農林水産省 大臣官房審議官 兼 消費・安全局付 兼 輸出・国際局付

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課長

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長

農林水産省 経営局 保険監理官

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 動物医薬品安全専門官

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 課長補佐

農林水産省 経営局 保険監理官補佐

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 獣医療係長

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 係員

*環境省 自然環境局長

環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室長

*厚生労働省 大臣官房審議官

厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課長

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課 感染症情報管理室長

厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課 輸出食品安全対策官

*文部科学省 大臣官房審議官

文部科学省 高等教育局 専門教育課 教育振興係長

*自由民主党 獣医師問題議員連盟 副会長 衆議院議員

*自由民主党 ワンヘルス推進議員連盟 会長代理 参議院議員

*公明党 獣医師・動物看護師議員懇話会 幹事長 衆議院議員

自由民主党 衆議院議員

自由民主党 参議院議員

自由民主党 参議院議員

自由民主党 参議院議員

自由民主党 麻生太郎衆議院議員 秘書

自由民主党 山際大志郎衆議院議員 秘書

自由民主党 自見はなこ 参議院議員 秘書

自由民主党 自見はなこ 参議院議員 秘書

公明党 河西宏一 衆議院議員 秘書

*公益社団法人 中央畜産会 専務理事

坂 本 哲 志

安 岡 澄 人

熊 谷 法 夫

星 野 和 久

沖 田 賢 治

土居下 充 洋

吉 田 和 弘

岩 田 啓

古 庄 宏 忠

嶋 倉 透 矢

石 井 弘 祐

白 石 隆 夫

立 田 理一郎

鳥 井 陽 一

森 田 剛 史

横 田 栄 一

石 井 絵 美

奥 野 真

村 上 寛 和

山 口 俊 一

松 山 政 司

中 野 洋 昌

逢 沢 一 郎

有 村 治 子

片 山 さつき

古 川 俊 治

野 田 友 視

倉 持 佳 代

宮 崎 達 也

江 頭 清 輝

田 邊 清 二

近 藤 康 二

宮崎大学 農学部 獣医学科長
酪農学園大学 学長
日本獣医生命科学大学 副学長
麻布大学 学長

公益社団法人 畜産技術協会 専務理事
公益財団法人 全国競馬・畜産振興会 業務部長
公益社団法人 日本動物病院協会 会長
公益社団法人 日本愛玩動物協会 会長
公益財団法人 日本動物愛護協会 理事長
一般社団法人 日本家畜人工授精師協会 常務理事
一般社団法人 日本小動物獣医師会 会長
一般社団法人 日本動物看護職協会 会長

ウ 議長・副議長：議長 安食政幸（島根県獣医師会会長）
副議長 浦山良雄（福島県獣医師会会長）

エ 議 事：

第1号議案 令和5年度 事業報告の件（報告事項）
第2号議案 令和5年度 決算の件（承認事項）
第3号議案 令和6年度 事業計画の件（報告事項）
第4号議案 令和6年度 予算の件（報告事項）
第5号議案 令和6年度 会費及び賛助会費の件（承認事項）
第6号議案 役員選任の件（承認事項）

（2）理 事 会

《第1回》

ア 日時・場所：令和6年6月4日（火）14:00～、日本獣医師会・大会議室

イ 議 事：

〔決議事項〕

第1号議案 令和5年度事業報告及び決算に関する件
第2号議案 第81回通常総会に関する件
第3号議案 役員候補者の選出に関する件
第4号議案 諸規程の一部改正に関する件
第5号議案 災害見舞金の支給に関する件
第6号議案 農林水産省に対する認定要件確認機関の指定申請に関する件

〔説明・報告事項〕

（ア）マイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応に関する件
（イ）政策提言活動等に関する件
（ウ）特別委員会及び部会委員会に関する件
（エ）2024年アジア獣医師会連合（FAVA）大会及び2026年世界獣医師会（WVA）大会に関する件
（オ）獣医学術学会年次大会の開催に関する件
（カ）令和6年度動物愛護週間中央行事及び2024動物感謝デーin JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件
（キ）公益社団法人日本獣医師会 藏内勇夫会長 世界獣医師会（WVA）次期会長就任祝賀会に関する件
（ク）職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
（ケ）その他

〔その他の報告・連絡事項〕

（ア）当面の主要会議等の開催計画に関する件
（イ）日本獣医師連盟の活動報告に関する件
（ウ）その他

《第2回》

平井卓哉
岩野英知
松本浩毅
川上泰
松本博紀
伊佐雅裕
宗像俊太郎
東海林克彦
田畑直樹
濱野晴三
長崎淳一
横田淳子

ア 日時・場所：令和6年6月26日（水）10:30～、明治記念館「孔雀の間」

イ 議 事：

〔協議事項〕

（ア）第81回通常総会対応に関する件

（イ）本会事務・事業の経費削減・改善案に関する件

〔説明・報告事項〕

（ア）マイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応に関する件

（イ）政策提言活動等に関する件

（ウ）農場管理認定獣医師制度等に関する件

（エ）世界獣医師大会（WVAC）の日本開催に関する件

（オ）アジア獣医師会連合（FAVA）大会に関する件

（カ）その他

〔その他の報告・連絡事項〕

（ア）当面の主要会議等の開催計画に関する件

（イ）日本獣医師連盟の活動報告に関する件

（ウ）その他

《第3回》

ア 日時・場所：令和6年6月26日（水）16:30～、明治記念館「鳳凰の間」

イ 議 事：

〔決議事項〕

第1号議案 執行理事及び専務理事の選定等に関する件

第2号議案 役員賠償責任保険に関する件

〔その他の報告・連絡事項〕

（ア）当面の主要会議等の開催計画に関する件

（イ）その他

《第4回》

ア 日時・場所：令和6年9月10日（火）13:30～、日本獣医師会・大会議室（Web 併用）

イ 議 事：

〔決議事項〕

第1号議案 賛助会員の入会に関する件

〔協議事項〕

本会事務・事業の経費削減・改善案に関する件

〔説明・報告事項〕

（ア）マイクロチップの登録等に関する件

（イ）政策提言活動等に関する件

（ウ）認定・専門獣医師制度に関する件

（エ）第42回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和6年度）の開催等に関する件

（オ）令和6年度動物愛護週間中央行事及び2024動物感謝デーin JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件

（カ）第23回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催に関する件

（キ）世界獣医師会大会（WVAC）の日本開催に関する件

（ク）特別委員会及び部会委員会に関する件

（ケ）公益社団法人日本獣医師会 蔵内勇夫会長 世界獣医師会（WVA）次期会長就任祝賀会に関する件

（コ）職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

（サ）その他

〔その他の報告・連絡事項〕

（ア）当面の主要会議等の開催計画に関する件

（イ）日本獣医師連盟の活動報告に関する件

(ウ) その他

《第5回》

ア 日時・場所：令和6年12月10日（火）14:00～、日本獣医師会・大会議室（Web 併用）

イ 議 事：

〔決議事項〕

第1号議案 賛助会員の入会に関する件

第2号議案 日本獣医師会災害見舞金規程の一部改正に関する件

〔協議事項〕

本会事務・事業の経費削減・改善に関する件

〔説明・報告事項〕

(ア) 中間監査結果の報告に関する件

(イ) 本会役員の選任等に関する件

(ウ) 狂犬病予防法に基づく自治体事務のDX化等に関する件

(エ) 政策提言活動等に関する件

(オ) 認定・専門獣医師制度に関する件

(カ) 第42回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和6年度）の開催等に関する件

(キ) アジア獣医師会連合（FAVA）及び世界獣医師会（WVA）（世界獣医師会大会（WVAC）の日本開催を含む）に関する件

(ク) 動物感謝デーに関する件

(ケ) 特別委員会及び部会委員会に関する件

(コ) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

(サ) その他

〔その他の報告・連絡事項〕

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

(ウ) その他

《第6回》

ア 日時・場所：令和7年3月26日（水）13:30 ～、日本獣医師会・大会議室（Web 併用）

イ 議 事：

〔決議事項〕

第1号議案 令和7年度事業計画及び収支予算書等に関する件

第2号議案 諸規程の一部改正に関する件

第3号議案 賛助会員の入会に関する件

〔協議事項〕

本会事務・事業の経費削減・改善に関する件

〔説明・報告事項〕

(ア) 令和6年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

(イ) 本会役員の選任等に関する件

(ウ) 狂犬病予防法に基づく自治体事務のDX化等に関する件

(エ) 農場管理認定獣医師に関する件

(オ) 世界獣医師会大会（WVAC）の日本開催に関する件

(カ) 政策提言活動等に関する件

(キ) 特別委員会及び部会委員会に関する件

(ク) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

(ケ) その他

〔その他の報告・連絡事項〕

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

- (イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件
- (ウ) その他

以下より(*web 開催、**web 併用)とする

- (3) 監 査 6月3日～6月4日(令和5年度決算)、12月10日(中間監査)
- (4) 業務運営幹部会 4月23日**、5月17日、6月13日**、7月23日**
8月20日、9月19日**、10月17日、11月11日**
12月20日、1月29日、2月26日、3月10日
- (5) 役員候補者推薦管理委員会 5月8日、6月26日、11月19日**、2月19日**
- (6) 全国獣医師会会長会議 9月20日
- (7) 全国獣医師会事務・事業推進会議 7月19日
- (8) 職域別部会関係部会長会議 2月26日
- (9) 特別委員会関係
 - ア マイクロチップ普及推進検討委員会 7月24日*
 - イ ワンヘルス推進検討委員会 12月25日*、2月19日**
- (10) 部会(部会委員会運営事業)関係
 - ア 獣医学術部会
 - 臨床研究・倫理に係るワーキンググループ 9月4日*
 - イ 産業動物臨床部会
 - 産業動物臨床・家畜共済委員会 5月28日、10月15日**、1月10日*
 - ウ 小動物臨床部会
 - 小動物臨床委員会 8月22日**、11月12日*
 - エ 動物福祉・愛護部会
 - 動物福祉・愛護委員会 8月27日*、1月7日*、3月28日
 - 学校動物飼育支援対策検討委員会 7月10日**、1月26日
 - 日本動物児童文学賞審査委員会 7月18日
 - オ 職域総合部会
 - 総務委員会 11月27日**
 - 組織財政検討小委員会 2月12日**
 - 日本獣医師会雑誌編集委員会 4月9日、6月11日、8月6日、10月8日、12月11日、2月4日
 - 女性獣医師活躍推進委員会 5月29日、9月30日
- (11) 学会(獣医学術学会事業)関係
 - ア 日本獣医師会学会正副会長会議 7月29日、11月25日*
 - イ 獣医学術学会年次大会企画実行委員会 7月29日
 - ウ 獣医学術北海道地区学会 8月29日～30日
 - エ 獣医学術関東・東京合同地区学会 9月1日
 - オ 獣医学術中部地区学会 9月8日
 - カ 獣医学術四国地区学会 9月8日
 - キ 獣医学術近畿地区学会 9月22日
 - ク 獣医学術東北地区学会 9月25日
 - ケ 獣医学術中国地区学会 10月19日～20日

コ	獣医学術九州地区学会	11月1日
サ	獣医学術功績者選考委員会	11月25日*、1月25日
シ	日本獣医師会獣医学術学会年次大会(仙台)	1月24日～26日
ス	日本獣医師会分野別学会幹事懇談会	1月24日
セ	日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会	1月24日
ソ	日本獣医師会学会幹事会議	1月25日
タ	日本獣医師会獣医学術賞の発表と授与式	1月25日
チ	日本獣医師会獣医学術学会年次大会歓迎交流会	1月25日

(12) その他の会議関係

ア	能登半島地震緊急対策本部会議	4月8日**、7月1日**
イ	能登半島地震に係る現地調査・派遣	4月18日～21日
ウ	能登半島地震に係る日本獣医師会と石川県獣医師会の現地情報交換会	7月25日**
エ	PCO 選定会議	8月28日
オ	公益社団法人日本獣医師会 蔵内勇夫会長の世界獣医師会（WVA）次期会長就任祝賀会	9月20日
カ	日本獣医師会 危機管理室 災害対策委員会	11月22日*
キ	ワンヘルス関連事業に係る情報交換会	11月27日
ク	日本獣医師会 危機管理室 感染対策委員会	11月29日*
ケ	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）との意見交換	12月6日
コ	東京農業大学視察訪問	1月28日
サ	VMAT 講習会	2月23日(中国地区)、3月1日～2日(四国地区)
シ	個人情報保護研修会	2月25日

(13) 獣医事対策等普及啓発活動事業関係

ア	インターペット 2024 開催対応	4月4日～7日
イ	マイクロチップ義務化に関する運用保守月次報告(環境省)	4月11日*、5月16日*、6月13日*、7月11日*、7月16日* 8月1日*、8月8日*、9月12日*、10月10日*、11月7日*、3月11日*
ウ	マイクロチップ義務化に関するコールセンター業務報告会	4月16日、5月21日、6月14日、7月18日、8月28日、9月18日 10月25日、11月19日、12月20日、1月17日、2月20日、3月17日
エ	動物愛護週間中央行事プログラム委員会	5月8日**、8月29日**
オ	2024 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” 日本獣医師会/日本獣医学生協会スタッフ打合せ会議	5月23日*、6月24日*、7月16日*、8月14日*、8月27日* 9月3日*、9月12日*、9月17日*、10月24日*
カ	マイクロチップ登録制度及び情報システムに係るラウンドテーブル(環境省)	5月31日
キ	動物感謝デー企画検討委員会	6月19日、8月28日、12月18日*
ク	環境省 NEC 企画・開発業務定例会	7月16日
ケ	2024 動物感謝デー出展者説明会	7月26日、8月21日
コ	獣医事対策等普及啓発活動事業(マイクロチップ)普及啓発	8月29日～30日(北海道地区学会) 9月1日(関東・東京地区学会) 9月7日～8日(中部地区学会) 9月8日(四国地区学会) 9月22日(近畿地区学会) 9月24日(東北地区学会) 10月19日～20日(中国地区学会) 11月1日(九州地区学会)
サ	2024 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”	9月21日

シ	動物愛護週間中央行事(屋外行事)	9月21日
ス	動物愛護週間中央行事(屋内行事)	9月23日
セ	AIPO 幹事会	1月29日

(14) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業関係

ア	世界獣医師会(WVA)評議員会	4月15日(南アフリカ)、5月14日* 7月11日～12日(オランダ、ハーグ)、9月19日* 12月18日*、2月26日*
イ	世界獣医師会(WVA)総会(南アフリカ)	4月16日
ウ	世界獣医師大会(WVAC)(南アフリカ)	4月16日～19日
エ	アジア獣医師会連合(FAVA)執行部会議	5月4日*、6月1日*、7月20日、8月31日 9月21日*、10月12日*、12月14日*、3月12日
オ	世界獣医師会(WVA)大会委員会	6月7日*、7月8日*、8月29日、12月9日*、1月29日*
カ	米国獣医師会(AVMA)総会(アメリカ、オースティン)	6月19日～21日
キ	世界獣医師会(WVA)財務委員会	6月24日、9月4日*、12月10日*、2月12日*
ク	インドネシア獣医師会年次大会(インドネシア、ジャカルタ)	7月17日
ケ	世界獣医師会(WVA)執行部会議	7月8日*、9月11日*、12月10日～11日*、2月19日*
コ	アジア小動物獣医師会連合(FASAVA)大会(マレーシア、クアラルンプール)	7月19日～20日
サ	世界獣医師大会(WVAC)2026 協力依頼(オーストラリア、シドニー)	8月6日～7日
シ	アジア大洋州医師会連合(CMAAO)総会(フィリピン、マニラ)	8月23日～26日
ス	世界獣医師会(WVA)ワンヘルス作業部会	10月2日
セ	世界獣医師会(WVA)薬剤適正使用作業部会	10月7日*
ソ	世界獣医師会(WVA)獣医学教育作業部会	10月8日*
タ	アジア獣医師会連合(FAVA)代表者会議(韓国)	10月23日
チ	アジア獣医師会連合(FAVA)エクスカースョン(韓国)	10月24日
ツ	アジア獣医師会連合(FAVA)2024 韓国大田大会(韓国)	10月25～27日
テ	世界獣医師会(WVA)政策委員会	12月4日*、2月21日*
ト	世界獣医師会(WVA)教育WG	12月4日*
ナ	世界獣医師会(WVA)戦略委員会	12月17日**、2月10日*
ニ	世界獣医師会(WVA)コミュニケーション委員会	1月5日*、2月4日*
ヌ	世界獣医師会大会(WVAC)2026 日本学術会議ヒアリング審査	1月22日*
ネ	世界獣医師会大会(WVAC)職員評価	1月29日*
ノ	世界獣医師会(WVA)ワンヘルスWG	2月3日*
ハ	熊本地震ペット救援センター(九州災害時動物支援センター)施設視察	2月16日
ヒ	フィリピン獣医師会年次大会	2月17日～20日
フ	世界獣医師大会に係る打合せ(北海道大学等)	3月4日～5日
ヘ	アジア獣医師会連合(FAVA)狂犬病撲滅特別委員会	3月23日
ホ	世界獣医師大会(WVAC)東京大会の学生ボランティア等の支援要請	3月27日

(15) アジア地域臨床獣医師等総合研修事業

ア	研修生来日オリエンテーション	4月8日
イ	開講式	4月9日
ウ	研修生災害予防訓練	4月10日
エ	研修生文化研修サポート	4月11日
オ	個別訪問(宮崎大学)	4月23日
カ	個別訪問(山口大学)	4月24日
キ	個別訪問(鹿児島大学、麻布大学)	5月10日

ク	個別訪問(北里大学)	5月13日
ケ	個別訪問(東京農工大学)	5月14日
コ	個別訪問(東京大学)	5月21日
サ	個別訪問(北海道大学)	5月22日
シ	個別訪問(酪農学園大学)	5月23日
ス	個別訪問(帯広畜産大学)	5月24日
セ	個別訪問(大阪公立大学)	6月17日
ソ	アジア獣医師総合研修及び普及促進強化事業【5期】事業推進委員会	7月25日*
タ	アジア獣医師研修及び家畜感染症防疫技術等の現地普及強化事業【4期】事業推進委員会	7月30日*
チ	アジア獣医師総合研修及び普及強化事業【5期】検討部会	7月30日*
ツ	全体研修旅行	9月17日～27日
テ	令和7年度研修応募者面談(キルギス)	11月6日～11日
ト	令和7年度研修応募者面談(タイ)	11月12日～17日
ナ	令和7年度研修応募者面談(ミャンマー)	11月25日
ニ	令和7年度研修応募者面談(マレーシア)	11月26日
ヌ	令和7年度研修応募者面談(インドネシア)	11月26日
ネ	令和7年度研修応募者面接(スリランカ)	12月2日*
ノ	令和7年度研修応募者面接(ネパール)	12月3日*
ハ	令和7年度研修応募者面接(モンゴル)	12月4日*
ヒ	令和7年度研修応募者面接(フィリピン)	12月4日*
フ	令和7年度研修応募者面接(ベトナム)	12月5日*
ヘ	第2回推進委員会第2回検討部会	1月10日
ホ	フォローアップ研修(ベトナム)	2月27～3月13日
マ	令和6年度アジア地域臨床獣医師等総合研修事業修了式	3月24日

(16) 農場管理認定・専門獣医師等認定・活動支援事業

ア	認定・専門獣医師協議会事業推進委員会	5月1日
イ	研修プログラム基準案作成・評価作業委員会	5月8日**、7月24日、9月11日*、2月19日**
ウ	農場管理認定・専門獣医師等認定・活動支援推進委員会	5月27日、3月24日*
エ	認定・専門獣医師協議会認証評価委員会	6月6日
オ	認定・専門獣医師制度検討委員会	7月17日
カ	農場管理認定獣医師研修プログラム実施に係る打合せ会議	7月22日*、7月24日*、8月5日*
キ	認定・専門獣医師協議会	9月4日**
ク	肉牛農場管理認定獣医師研修会(鹿児島大学)	11月26日～28日
ケ	乳牛農場管理認定獣医師研修会	12月4日～6日
コ	農場管理認定獣医師 研修プログラム(基本プログラム)	1月25日
サ	農場管理認定獣医師 認定試験	1月25日
シ	教育講演「乳牛における妊娠率の向上と最近のトピックス」	1月26日
ス	シンポジウム「農場管理獣医師の役割と認定獣医師制度」	1月26日
セ	研修プログラム基準案作成・評価作業委員会	2月19日**
ソ	肉牛農場管理認定獣医師研修会(鹿児島大学)	3月11日～13日
タ	肉牛農場管理認定獣医師研修会(宮崎大学)	3月17日～19日
チ	「農場管理認定・専門獣医師等認定・活動支援事業」評価委員会	3月25日

(17) 遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援事業

ア	遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援推進委員会	7月1日*、3月13日*
イ	遠隔獣医療研修マッチング委員会	8月19日
ウ	令和7年度畜産振興事業実施計画ヒアリング	1月17日
エ	遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援事業購入備品の使用状況確認	

3月20日～21日(宮崎大学)
3月23日～24日(NOSAI 北海道十勝統括センター)

(18) 獣医師福祉共済事業関係

ア 獣医師賠償責任保険中央審議会

4月3日、5月9日、6月5日、7月17日
9月4日、10月2日、11月6日、12月11日
1月8日、2月5日、3月5日

イ 獣医師福祉共済事業(賠償責任保険)普及啓発

8月29日～8月30日(北海道地区学会)
9月1日(関東・東京地区学会)
9月7日～8日(中部地区学会)
9月22日(近畿地区学会)
9月24日～25日(東北地区学会)
10月19日～20日(中国地区学会)
11月1日(九州地区学会)

(19) 省庁等の委員会・検討会等(本会役職員が出席したもの)

ア	薬剤耐性リスク管理検討会(農林水産省)	4月12日
イ	全国家畜衛生主任者会議(農林水産省)	4月15日*
ウ	動物用ワクチン戦略検討会(農林水産省)	5月14日**、6月21日、7月9日**
エ	国際獣疫事務局(WOAH)連絡協議会(農林水産省)	6月21日*
オ	獣医事審議会免許部会(農林水産省)	6月28日
カ	感染症サーベイランスシステム設計・開発に係る報告会議(厚生労働省)	7月4日*、12月2日*
キ	鶏肉の食中毒対策に係る情報交換会(農林水産省)	7月29日*
ク	水鳥救護研修センター運営連絡協議会(環境省)	8月5日
ケ	獣医事審議会計画部会(農林水産省)	10月29日
コ	動物愛護週間中央行事実行委員会(環境省)	11月6日
サ	薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会(厚生労働省)	1月8日
シ	鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議(農林水産省)	1月20日*
ス	全国家畜課長会議(農林水産省)	1月20日*
セ	獣医事審議会免許部会(農林水産省)	3月3日
ソ	獣医事審議会試験部会(農林水産省)	3月3日
タ	獣医事審議会(農林水産省)	3月3日
チ	獣医事審議会計画部会(農林水産省)	3月3日
ツ	新しい公益法人制度説明会(内閣府)	3月5日
テ	VMCプラットフォーム(農林水産省)	3月18日

(20) 地区獣医師大会関係

ア	北海道獣医師大会	8月29日
イ	関東・東京合同地区獣医師大会	9月1日
ウ	中部地区獣医師大会	9月7日
エ	四国地区獣医師大会	9月8日
オ	近畿地区連合獣医師大会	9月22日
カ	東北地区獣医師大会	9月24日
キ	中国地区獣医師大会	10月19日
ク	九州地区獣医師大会	11月1日

(21) 地方獣医師会関係(本会役職員が出席したもの)

ア	中国地区獣医師会連合会定期総会	4月4日、8月9日
イ	関東・東京合同地区獣医師会理事会	4月7日、7月7日、2月16日
ウ	定款改正(会員制度見直し)委員会(東京都獣医師会)	4月8日、5月27日
エ	福岡県獣医師会通常総会	6月16日
オ	東京都獣医師会定時総会	6月16日
カ	埼玉県獣医師会定時総会	6月17日
キ	秋田県獣医師会創立 75 周年記念式典及び記念講演並びに祝賀会	6月21日
ク	栃木県獣医師会通常総会	6月23日
ケ	静岡県獣医師会定時総会・県民公開講座	6月23日
コ	茨城県獣医師会総会	6月28日
サ	中部獣医師会連合会事務研修会	10月4日
シ	北九州市獣医師会設立 50 周年記念式典並びに祝賀会	11月23日
ス	北海道・東北地区獣医師会事務局会議	10月17日～18日、2月6日～7日
セ	横浜市獣医師会新年賀詞交歓会	1月10日
ソ	神奈川県獣医師会新年賀詞交歓会	1月17日
タ	川崎市獣医師会新年賀詞交歓会	1月23日
チ	群馬県獣医師会クレーム対応セミナー	2月2日
ツ	井上亮一氏 旭日雙光章受賞記念祝賀会(公益社団法人横浜市獣医師会)	2月24日
テ	ワンヘルスアプローチを考える会(東京都獣医師会)	3月6日
ト	溜渕眞之 福岡県獣医師会副会長「旭日双光賞」受賞祝賀会	3月11日
ナ	名古屋市獣医師会設立 60 周年記念式典・祝賀会	3月23日
ニ	茨城県獣医師会総会	3月25日

(22) 関連会議・行事(本会主催以外の会議等で役職員が出席したもの)

ア	プライバシーマーク定例講習会	4月2日
イ	生乳の安全・安心の確保のための全国協議会(一般社団法人中央酪農会議)	4月5日*、3月31日*
ウ	日中ペットビジネス交流会(一般社団法人日中ペット産業)	4月5日
エ	日本獣医史学会研究発表会	4月20日
オ	国際養鶏養豚総合展開催記念パーティー(公益社団法人中央畜産会)	4月23日
カ	一般社団法人全国動物薬品器材協会講演会	5月23日
キ	犬猫適正飼養推進協議会総会	5月27日
ク	公益社団法人畜産技術協会理事会	5月27日、6月18日、3月11日
ケ	GEA(地球環境行動会議)国際会議 2024 準備会合(勉強会)	5月29日
コ	ニューレジリエンスフォーラム「国民の命と生活を守る武道館 1 万人大会」(実行委員会)	5月30日
サ	日本公認会計士協会非営利法人委員会主催セミナー	6月5日
シ	公益社団法人中央畜産会常勤役員候補者推薦委員会	6月7日
ス	公益社団法人中央畜産会理事会	6月7日、3月18日**
ソ	獣医療提供体制整備推進協議会総会	6月12日**
タ	獣医療提供体制整備推進検討委員会	6月12日**、7月3日(書面開催)、3月13日*
チ	公益社団法人畜産技術協会総会	6月18日
ツ	全国優良家畜商表彰及び懇親会	6月19日
テ	豚熱経口ワクチン導入全国協議会通常総会	6月20日
ト	関東しゃくなげ会研修会(総会・情報交換会)	6月21日
ナ	公益社団法人中央畜産会定時総会	6月24日
ニ	一般社団法人日本家畜人工授精師協会定時総会	6月24日
ヌ	一般社団法人日本動物看護職協会総会	6月30日
ネ	公益社団法人日本医師会役員就任披露パーティー	7月23日
ノ	健全な畜産取引推進のための啓発普及事業専門委員会(一般社団法人日本家畜商協会)	7月24日、10月9日、1月27日
ハ	「第 58 回公益・一般法人夏期特別講習会(2024 年)」公益認定法改正 - 明確となった改正部分と求められる対応-(全国公益法人協会)	7月26日

ヒ	プライバシーマーク現地審査	7月31日
フ	牛肉輸出協議会定時総会	8月7日
ヘ	藏内会長 WVA 次期会長就任記念 FOF を支援する集い	8月9日～10日
ホ	全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会及び研修	9月6日
マ	全国大学獣医学関係代表者協議会	9月9日**、3月28日
ミ	プライバシーマーク内部監査	9月13日
ム	管理委託契約約款の改定に係る説明会(学術著作権協会)	9月17日
メ	講習会「改正公益認定法の条文と新ガイドライン解説」(全国公益法人協会)	9月17日
モ	指定公共機関の国民保護担当者研修会(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)	9月27日**
ヤ	内閣府公益認定等委員会点検	10月10日
ユ	東京大学・WOAH 公開シンポジウム(国際獣疫事務局)	10月10日
ヨ	シャボン玉石けんグループ無添加 50 周年記念式典	10月11日
ラ	“One Health における DOHaD を考える”日本 DOHaD 学会 学術集会	10月13日～14日
リ	福岡夜間救急動物病院創立 20 周年記念式典・祝賀会	10月20日
ル	全国装蹄競技大会褒賞授与式(公益社団法人日本装削蹄協会)	10月22日
レ	防火・防災管理協議会/地球温暖化対策協議会(三菱地所プロパティマネジメント)	10月22日
ロ	GEA 実行委員会(地球環境行動会議)	10月23日
ワ	ペット法学会・学術シンポジウム	11月3日
ヲ	学校動物シンポジウムに係る仙台市教育委員会との打合せ	11月12日
ン	JRA 畜産振興事業に関する調査研究発表会	11月14日
ア	預託事業運用体制検討委員会(一般社団法人日本家畜商協会)	11月21日、3月7日
イ	「未来へつなぐ」サポート運動 令和6年度全国 NOSAI 大会	11月27日
ウ	産業動物獣医師確保に係る懇談会(公益社団法人中央畜産会)	12月9日
エ	セミナー: 認定法改正と新ガイドラインの影響 ～小規模法人の事務局に必要な対応～(全国公益法人協会)	12月13日
オ	「養豚白書 2024」出版記念シンポジウム(一般社団法人日本養豚協会)	12月13日*
カ	株式会社クレディセゾンとの懇談会	12月19日
キ	世界獣医師会次期会長就任のお祝いの会(株式会社ブリヂストン)	12月27日
ク	新年賀詞交歓会(公益社団法人中央畜産会)	1月7日
ケ	ペット産業賀詞交歓会(一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会)	1月9日
コ	新年賀詞交換会(公益社団法人日本食肉協議会)	1月10日
サ	公益社団法人日本動物用医薬品協会 新年賀詞交歓会	1月10日
シ	日本行政書士会連合会等新年賀詞交歓会(日本行政書士会連合会、日本行政書士政治連盟)	1月17日
ス	セミナー: 改正公益認定法・会計基準による実務への影響(全国公益法人協会)	1月24日
セ	医療政策サミット 2025(特定非営利活動法人日本医療政策機構)	2月1日
ソ	「第9回 食と環境の科学賞」授賞式(一般財団法人東京顕微鏡院)	2月12日
タ	第53回家畜人工授精優良技術発表全国大会	2月14日
チ	日本危機管理医学会学術集会(一般社団法人日本危機管理医学会)	2月15日
ツ	第1回オンラインシンポジウム「豚熱研究の最前線」(国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門)	2月18日
テ	家畜診療等技術全国研究集会(公益社団法人全国農業共済協会)	2月20日～21日
ト	第5回福岡県ワンヘルス国際フォーラム ウェルカムレセプション	2月21日
ナ	第5回福岡県ワンヘルス国際フォーラム	2月21日～22日
ニ	日本学術会議「円卓会議」	2月24日
ヌ	獣医学実践教育推進協議会	2月25日**
ネ	動物衛生試験研究推進会議(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門)	2月27日
ノ	セミナー: 財団・団体の労務の最新法改正-職員 20 人未満の総務担当者向け- (全国公益法人協会)	2月28日*
ハ	生産獣医療提供体制構築支援委員会	3月10日*
ヒ	セミナー: 理事会運営 Q&A-決算承認を控えた財団・団体担当者-(関東)(全国公益法人協会)	3月18日
フ	全国家畜保健衛生業績発表会協賛会役員会	3月19日
ヘ	豚熱経口ワクチン導入全国協議会(公益社団法人畜産技術協会)	3月25日

2 会員及び賛助会員の異動状況

(1) 令和7年3月31日現在の会員及び賛助会員の数は、次のとおり（会員及び賛助会員の名簿は、巻末の資料参照）

ア 会 員：55 団体（都道府県・政令市獣医師会）

イ 賛助会員：団体；53 団体・企業、個人；7 人、学生；1 人

(2) 令和6年度における会員及び賛助会員の異動状況は、次のとおり。

区 分	令 和 5 年 度 末 現 在 の 数	令和6年度における異動状況			令 和 6 年 度 末 現 在 の 数	令 和 6 年 度 の 対 前 年 度 増 減
		新規加入	退 会	計		
会 員	5 5	0	0	0	5 5	0
賛助会員	団体	1	1	2	5 3	0
	個人	0	1	1	7	▲ 1
	学生	1	1	2	1	0
	計	2	3	3	6 1	▲ 1
備 考	地方獣医師会の会員である構成獣医師(会員構成獣医師)数の異動状況は、次のとおり。 令和5年度：23,715 人、令和6年度： 23,258 人（対前年度： 457 人減）					

3 人 事

(1) 本会関係

ア 役員

(ア) 専務理事 境 政人

6月26日(辞任)

(イ) (任期：令和6年6月26日～選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時まで)

第81回通常総会(令和6年6月26日開催)において役員の選任が行われ、第3回理事会(令和6年6月26日開催)において次のとおり理事が選定された。

専務理事 伏 見 啓 二

特任理事 石 橋 朋 子

イ 事務局職員

伏 見 啓 二 雇用期間の更新（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
参与（国際担当）

塚 本 大 輔 採用 4月1日
事務局次長（国際担当）

澤 口 敦 希 退職 4月30日

矢 野 美 桜 採用 6月1日

事務局職員（総務担当）

鈴 木 啓 之 退職 2月28日

(2) 地方獣医師会関係

<新>

<旧>

熊本県獣医師会会長

奈良崎 孝一郎

小 嶋 維 男

4月1日

小 澄 正 敬

奈良崎 孝一郎

6月27日

沖縄県獣医師会会長

棚 原 憲 実

工 藤 俊 一

6月21日

静岡県獣医師会会長

杉 山 和 寿

山 田 有 仁

6月23日

(3) 本会関係省庁

<新>

<旧>

ア 農林水産省

農林水産大臣	小 里 泰 弘	坂 本 哲 志	10月1日
	江 藤 拓	小 里 泰 弘	11月11日
大臣官房審議官兼消費・安全局付兼輸出・国際局付	郷 達 也	熊 谷 法 夫	7月5日
経営局保険監理官	宮 本 亮	土居下 充洋	7月5日
動物医薬品安全専門官	吉 田 和 弘		4月1日
課長補佐（獣医事監視班）	寺 野 貴 之	白 尾 紘 司	4月1日
獣医療係長	嶋 倉 透 矢	—	4月1日
国家試験係長	川 嶋 太 喜	—	4月1日

イ 厚生労働省

厚生労働大臣	福 岡 資 麿	武 見 敬 三	10月1日
健康・生活衛生局			
感染症対策部長	鷲 見 学	佐々木 昌弘	7月5日
感染症対策部			
感染症対策課			
ワンヘルス班動物由来感染症指導係長	都 築 雅 乃	川 村 卓 史	4月1日

ウ 環境省

環境大臣	浅 尾 慶 一 郎	伊 藤 信 太 郎	10月1日
自然環境局長	植 田 明 浩	白 石 隆 夫	7月1日
大臣官房審議官	飯 田 博 文	堀 上 勝	7月1日

エ 文部科学省

文部科学大臣	阿 部 俊 子	盛 山 正 仁	10月1日
初等中等教育局長	望 月 禎	矢 野 和 彦	7月11日
高等教育局長	伊 藤 学 司	池 田 貴 城	7月11日
高等教育局専門教育課			
課長補佐	高 木 歩	奥 井 雅 博	4月1日
教育振興係長	村 上 寛 和	降 簾 み を	4月1日
係員	亀 井 元 紀	北 田 菜 摘	4月1日

(4) 政府委員関係

ア 薬剤耐性リスク管理検討委員会委員（農林水産省・任期：令和6年4月5日～令和7年3月31日）

伏 見 啓 二（日本獣医師会 参与）

イ 感染症サーベイランスシステム設計・開発に係る報告会議構成員（厚生労働省・任期：令和6年5月9日～令和7年3月31日）

伏 見 啓 二（日本獣医師会 参与）

ウ 動物用ワクチン戦略検討会委員（農林水産省・任期：令和6年5月10日～令和7年3月31日）

立 川 文 雄（日本獣医師会 職域理事）

エ 獣医事審議会委員（農林水産省・任期：令和6年9月1日～令和8年8月31日）

市 川 陽 一 朗（日本獣医師会 監事）

- 佐 伯 潤（日本獣医師会 地区理事）
オ 薬剤耐性リスク動向調査検討会委員（厚生労働省・任期：令和6年10月17日～令和8年10月16日）
伏 見 啓 二（日本獣医師会 専務理事）
カ 中央環境審議会臨時委員（環境省・任期：令和7年2月8日～令和9年2月7日）
佐 伯 潤（日本獣医師会 動物福祉愛護職域理事）

（5）その他

- ア 「第65回動物愛護の作文コンテスト」応募作品審査員（公益社団法人日本動物福祉協会・任期：令和6年5月30日～令和6年11月17日）
佐 伯 潤（日本獣医師会 動物福祉愛護職域理事）
イ 令和6年度預託事業運用体制検討委員会委員（一般社団法人日本家畜商協会・任期：令和6年6月25日～令和7年3月末日）
伏 見 啓 二（日本獣医師会 参与）
ウ 健全な家畜取引推進のための啓発普及事業専門委員会（一般社団法人日本家畜商協会・任期：令和6年6月25日～令和7年3月末日）
伏 見 啓 二（日本獣医師会 参与）
エ 生産獣医療提供体制構築支援推進委員（公益社団法人全国農業共済協会・任期：令和6年6月28日～令和7年3月末日）
伏 見 啓 二（日本獣医師会 専務理事）
オ 令和6年度動物用ワクチン等保管事業の「動物用ワクチン等の安定供給委員会」委員（公益社団法人日本動物用医薬品協会・任期：令和6年7月5日～令和7年3月末日）
伏 見 啓 二（日本獣医師会 専務理事）
カ 鶏病研究会理事（鶏病研究会・任期：令和6年8月23日～令和8年度総会の日）
伏 見 啓 二（日本獣医師会 専務理事）
キ 全国家畜保健衛生業績発表会協賛会理事（全国家畜保健衛生業績発表会協賛会・任期：令和6年9月5日～令和8年9月5日）
伏 見 啓 二（日本獣医師会 専務理事）
ク 「令和6年度能登半島地震の被災者支援におけるペット対策業務」における有識者会議委員（（一財）自然環境研究センター・任期：令和6年9月26日～令和7年2月28日）
平 井 潤 子（日本獣医師会危機管理室 統括補佐）
ケ 令和6年度動物衛生試験研究推進会議外部委員
（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門・任期：令和7年1月16日～令和8年3月31日）
伏 見 啓 二（日本獣医師会 専務理事）

4 叙勲・褒章

叙 勲

宮 島 成 郎（千葉県獣医師会）	瑞宝小綬章	令和6年春
井 上 亮 一（横浜市獣医師会）	旭日双光章	令和6年秋
柴 田 晴 夫（福井県獣医師会）	旭日双光章	令和6年秋
溜 渕 眞 之（福岡県獣医師会）	旭日双光章	令和6年秋

5 逝去会員構成獣医師等

- 三 野 營治郎（三重県獣医師会元会長、本会元地区理事 令和6年7月16日逝去）
山 根 義 久（本会前会長、令和7年1月7日逝去）ほか

B 会務（個別）報告

1 規程の制定等

（１）「日本獣医師会職員就業規則」及び「日本獣医師会職員給与規程」の一部改正（第１回理事会・令和６年６月４日）

ア 改正の理由：

この度、藏内会長が世界獣医師会次期会長に就任し、2026 年には東京で世界獣医師会大会の開催も決定し、今後、欧米とのオンライン会議や出張の機会が増加するとともに、休日及び深夜対応が格段に増加することが予想されるため、「日本獣医師会職員就業規則」及び「日本獣医師会職員給与規程」の関係条文を一部改正する。

併せて、その他、軽微な文言修正も行う。

イ 改正の内容：次のとおり。

（ア）「日本獣医師会職員就業規則」の一部改正

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
	日本獣医師会職員就業規則 第 1 条～第 14 条 【略】 （時間外、深夜及び休日就業） 第 15 条 業務上必要があるときは、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、職員に時間外就業（所定就業時間を超えて労働することをいう。以下同じ。）若しくは深夜就業（法定の深夜時間に労働することをいい、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間の労働とする。以下同じ。）又は休日就業（法定の休日に労働することをいう。以下同じ。）を命ずることがある。 2 前項の場合には、別に定める日本獣医師会職員給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき、超過勤務手当を支給する。 3 前項の規定は、深夜就業を除き事務局長及び事務局次長には適用しない。 第 16 条～第 84 条 【略】
3 前項の規定は、深夜就業及び休日就業を除き事務局長及び事務局次長には適用しない。	
附 則（令和 6 年 6 月 4 日一部改正、令和 6 年度第 1 回理事会承認） この改正は、令和 6 年 6 月 4 日から施行する。	

（イ）「日本獣医師会職員給与規程」の一部改正

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
	日本獣医師会職員給与規程

4 規則第 38 条第<u>6</u>項の規定に基づく欠勤日数に応じた給与の減額については、第 2 項の規定を準用して給与の額を計算する。 第 15 条 規則第 15 条第 1 項に定める休日就業を命じられた職員には、当該休日に勤務した全時間に対して休日勤務手当を支給する。	第 1 条～第 4 条 【略】 (給与計算の原則) 第 5 条 給与は、原則として月額により計算し、その計算期間は、毎月 1 日からその月の末日までとする。 2 新たに職員となった者に対する給与の計算は、当該職員の採用日の属する月における所定就業日数の全日数について就業した場合を除き、現に就業した日数について日割りによって計算する。 3 職員が規則第 59 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号又は第 6 号の規定に基づき退職したときは、退職した日の属する月における就業日数の如何にかかわらず、当該月の給与全額を支給する。 4 規則第 38 条第<u>5</u>項の規定に基づく欠勤日数に応じた給与の減額については、第 2 項の規定を準用して給与の額を計算する。 5 給与のうち、期末手当及び賞与については、前各項の規定にかかわらず、第 21 条及び第 22 条に定めるところによりそれぞれ計算する。 第 6 条～第 14 条 【略】 (休日勤務手当) 第 15 条 規則第 15 条第 1 項に定める休日就業を命じられた職員<u>(事務局長及び事務局次長を除く。)</u>には、当該休日に勤務した全時間に対して休日勤務手当を支給する。 2 休日勤務手当は、勤務 1 時間につき、次条第 1 項に規定する勤務 1 時間当りの給与額に 100 分の 135(勤務時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 100 分の 160)を乗じて得られた額を支給する。 第 16 条～第 24 条 【略】
附 則 (令和 6 年 6 月 4 日一部改正、令和 6 年度第 1 回理事会承認) この改正は、令和 6 年 6 月 4 日から施行する。	

(2) 日本獣医師会災害見舞金規程の一部改正 (第 5 回理事会・令和 6 年 12 月 10 日)

ア 改正の理由：

内閣府が定める災害の被害認定基準と本規程による被災の種類の整合性がとれていないこと、及び規程が適用される範囲が実運用に即していないことから、「日本獣医師会災害見舞金規程」の関係条文を一部改正することについて、理事会の承認を求める。

イ 改正の内容：次のとおり。

(ア)「日本獣医師会災害見舞金規程」の一部改正

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
（目的） 第1条 この規程は、日本獣医師会（以下「<u>本会</u>」という。）の会員構成獣医師等が災害により被害を受けた場合に、見舞金を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。 （2） <u>会員構成獣医師及び獣医師会事務局職員</u>の自宅の修復支援 （支給申請） 第5条 会員構成獣医師等に対する見舞金は、その対象となる者が所属する地方獣医師会が、原則として被災年度内に本会に提出した被害状況報告書及び必要な添付書類に基づき支給する。 （支給方法） 第7条 見舞金は、原則として、支給対象となる<u>会員構成獣医師等</u>が所属する地方獣医師会を経由して支給する。 別表1 見舞金の額（第4条関係）	日本獣医師会災害見舞金規程 （目的） 第1条 この規程は、日本獣医師会（以下「<u>本会</u>」という。）の会員構成獣医師が災害により被害を受けた場合に、見舞金を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 【略】 （見舞金の適用範囲） 第3条 原則として災害救助法の適用を受けたすべての災害及び家畜伝染病予防法のまん延防止措置が取られた伝染病における被害に適用する。 2 見舞金の支給の範囲は、次の各号に掲げるものとする。 （1） 会員構成獣医師の開設する飼育動物診療施設の修復支援 （2） 会員構成獣医師の自宅の修復支援 （3） 家畜伝染病予防法のまん延防止措置が講じられた地域の診療業務に従事する会員構成獣医師の生活再建支援 第4条 【略】 （支給申請） 第5条 会員構成獣医師に対する見舞金は、その対象となる者が所属する地方獣医師会が、原則として被災年度内に本会に提出した被害状況報告書及び必要な添付書類に基づき支給する。 第6条 【略】 （支給方法） 第7条 見舞金は、原則として、支給対象となる会員構成獣医師が所属する地方獣医師会を経由して支給する。 第8条～第9条 【略】 別表1 見舞金の額（第4条関係）

号	被災の種類	基準額
<u>自宅</u>		
1-1	全壊	<u>1,000,000 円を上限とする。</u>
1-2	大規模半壊	<u>800,000 円を上限とする。</u>
1-3	中規模半壊	<u>600,000 円を上限とする。</u>
1-4	半壊	<u>500,000 円を上限とする。</u>
1-5	準半壊	<u>400,000 円を上限とする。</u>
1-6	一部損壊	<u>300,000 円を上限とする。</u>
<u>飼育動物診療施設</u>		
2-1	全壊	<u>1 施設あたり 1,000,000 円を上限とする。</u>
2-2	半壊	<u>1 施設あたり 500,000 円を上限とする。</u>
2-3	一部損壊 (診療機器の損壊を含む。)	<u>1 施設あたり 300,000 円を上限とする。</u>
3	家畜伝染病予防法のまん延防止措置	<u>1 会員構成獣医師あたり 1,000,000 円を上限とする。</u>

(注1) 自宅は、会員構成獣医師又は獣医師会事務局職員が所有（区分所有を含む。）し、自らが居住する家屋（自宅を診療施設など他の業務用途との併用している場合を含む。）とする。

(注2) 自宅の被害状況は、原則として、罹災証明書に記載されている被害の程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）を基準とする。

(注3) 飼育動物診療施設とは、会員構成獣医師自らが所有し（出資等を行っている会社経営の施設も含む。）、自らが開設者として運営する診療施設とする（分院等についても1カ所として数える）。診療対象動物は、主として診療する産業動物又は小動物の何れかとする。

(注4) 機器等の被害については、MRI、CT、X線装置、放射線治療装置及び検査分析装置等とする。

(注5) 状況確認のため、後日、罹災又は被災を証明する資料等の提出を求めることがある。

号	被災の種類	基準額
1-1	全壊 (飼育動物診療施設)	1 施設あたり 1,000,000 円を上限とする。
1-2	全壊 (自宅)	1,000,000 円を上限とする。
2-1	半壊 (飼育動物診療施設)	1 施設あたり 500,000 円を上限とする。
2-2	半壊 (自宅)	500,000 円を上限とする。
3-1	一部損壊 (飼育動物診療施設・診療機器の損壊を含む。)	1 施設あたり 300,000 円を上限とする。
3-2	一部損壊 (自宅)	300,000 円を上限とする。
4	家畜伝染病予防法のまん延防止措置	1 会員構成獣医師あたり 1,000,000 円を上限とする。

附 則（令和 6 年 12 月 10 日一部改正、令和 6 年度第 5 回理事会承認）
この改正は、令和 6 年 12 月 10 日から施行する。

（3）「日本獣医師会役員選任規程」の一部改正（第 6 回理事会・令和 7 年 3 月 26 日）

ア 改正の理由：

- 1 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 29 号）」が令和 6 年 5 月 22 日に公布され、施行日である令和 7 年 4 月 1 日以降の役員改選時に、公益法人は、新たな役員の中に、法令等で定められる外部理事及び外部監事を各 1 名以上、入れなければならないこととされた。
- 2 今回は法令施行までに、制度変更の検討期間や、関係者への周知期間が十分取れないことから、内閣府公益認定等委員会や弁護士等に相談の上、必要最小限の規程等の変更で対応することとし、令和 6 年 12 月 10 日に開催した令和 6 年度第 5 回理事会において下記の方針を進める旨が確認された。
 - （1）外部理事
 - 特任理事を法令等で定める外部理事の要件に合う者とする。
 - 地方獣医師会の正会員である構成獣医師以外の者も、なることができることとする。
 - 弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の場合は、役員報酬規程を変更し、別の金額の報酬を払えるようにする。
 - （2）外部監事
 - 監事 3 名（立候補）のうち 1 名を会長推薦枠に変更し、法令等で定める外部監事の要件に合う者とする。
 - 地方獣医師会の正会員である構成獣医師以外の者も、なることができることとする。
 - 弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の場合は、役員報酬規程を変更し、別の金額の報酬を払えるようにする。
- 3 以上を踏まえ、別紙 1 のとおり「日本獣医師会役員選任規程」を一部改正し、①外部理事及び外部監事の選任を可能とし、併せて②「立候補届出書・推薦書等」を郵送する場合は、提出期限日の翌営業日必着への変更や、③その他、軽微な文言修正を行う。
- 4 また、「日本獣医師会役員の報酬等に関する規程」の改廃については、同規程第 8 条により、総会での決議を経て行うこととされているため、令和 7 年 6 月 4 日開催予定の令和 7 年度第 1 回理事会での総会上程議案とし、令和 7 年 6 月 25 日に開催予定の第 82 回通常総会で一部改正することとする。現状の改正案は別紙 2 のとおり。
- 5 なお、今後、外部理事及び外部監事については、法改正の趣旨を十分踏まえ、社会からも適正な公益法人として認知されるよう、本会の理事及び監事を含めた組織体制のあり方について改めて検討することとする。

イ 改正の内容：次のとおり。

（ア）「日本獣医師会役員選任規程」の一部改正

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
	日本獣医師会役員選任規程 第 1 条～第 4 条 【略】

(6) 特任理事(外部理事)の選出区分の役員候補者は、会長から推薦された者を選出する。この場合、当該候補者は、本会の正会員である都道府県獣医師会又は政令市獣医師会を構成する会員である獣医師(以下「会員構成獣医師」という。)であるか、又は会員構成獣医師以外に、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の有識者等もなることができるものとする。また、当該候補者は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)」及び関係法令等の定める外部理事の要件を満たす者とする。

(7) 監事の選出区分の役員候補者のうち1名は、認定法及び関係法令等の定める外部監事の要件を満たす者とし、会長から推薦された者を選出する(以下、「会長推薦外部監事」という。)。当該候補者は、会員構成獣医師であるか、又は会員構成獣医師以外に、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の有識者等もなることができるものとする。また、監事の選出区分の役員候補者のうち、会長推薦外部監事以外は、当該選出区分において立候補のあった者、全員を選出するものとする。

(立候補の公示)

第8条 推薦管理委員会委員長は、選出期日の60日前までに、別表2において定める全国を選出地区とする役員候補者(会長推薦副会長選出区分候補者、専務理事選出区分候補者、特任理事(外部理事)選出区分候補者及び外部監事選出区分候補者を除く。以下、第10条において同じ。)の立候補手続きについて正会員に対して公示するものとする。

(推薦の依頼)

第9条 推薦管理委員会委員長は、選出期日の60日前までに、別表2において定める地区

(役員候補者の選出)

第5条 総会に提出する役員候補者の選出は、理事会において、次の方法により行うものとし、この場合における役員候補者の選出区分、選出地区、選出数及び推薦人は別表2に定めるところによる。

第1号～第5号 【略】

(6) 特任理事の選出区分の役員候補者は、会長から推薦された者を選出する。この場合、当該候補者は、本会の正会員である都道府県獣医師会又は政令市獣医師会を構成する会員である獣医師(以下「会員構成獣医師」という。)でなければならない。

(7) 監事の選出区分の役員候補者は、当該選出区分において立候補のあった者、全員を選出するものとする。

第6条～第7条 【略】

(立候補の公示)

第8条 推薦管理委員会委員長は、選出期日の60日前までに、別表2において定める全国を選出地区とする役員候補者(会長推薦副会長選出区分候補者、専務理事選出区分候補者及び特任理事選出区分候補者を除く。以下、第10条において同じ。)の立候補手続きについて正会員に対して公示するものとする。

(推薦の依頼)

第9条 推薦管理委員会委員長は、選出期日の60日前までに、別表2において定める地区

及び職域を選出地区とする役員候補者について、同表の当該推薦人に対して推薦を依頼するものとする。

- 2 推薦管理委員会委員長は、選出期日の60日前までに、別表2において定める専務理事選出区分候補者、特任理事（外部理事）選出区分候補者及び外部監事選出区分候補者について、同表の当該推薦人である会長に対して推薦を依頼するものとする。

（立候補の届出及び推薦書の提出）

- 第10条 別表2において定める全国を選出地区とする役員候補者に立候補しようとする者は、選出期日の40日前までに、所定の立候補届出書（別記様式1）に所属する本会の正会員である獣医師会の推薦書（別記様式2）を添付して推薦管理委員会委員長に提出するものとする。

- 5 会長は、推薦管理委員会委員長から前条第2項の規定に基づく特任理事（外部理事）選出区分候補者の推薦依頼を受けたときは、第5条第6号に基づき、会員構成獣医師又は会員構成獣医師以外の弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の有識者等を推薦するものとし、選出期日の10日前までに、予め当該候補者の同意を得て、別記様式5の役員候補者（特任理事（外部理事））推薦書兼同意書を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

- 6 会長は、推薦管理委員会委員長から前条第2項の規定に基づく外部監事選出区分候補者の推薦依頼を受けたときは、第5条第7号に基づき、会員構成獣医師又は会員構成獣医師以外の弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の有識者等を推薦するものとし、選出期日の10日前までに、予め当該候補者の同意を得て、別記様式6の役員候補者（外部監事）推薦書兼同意書を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

- 7 第3項、第5項及び第6項の推薦は、役員候補者の同意がない場合には無効とする。

- 8 第1項、第3項、第4項の役員候補者は、会員構成獣医師でなければならない。第5項

及び職域を選出地区とする役員候補者について、同表の当該推薦人に対して推薦を依頼するものとする。

- 2 推薦管理委員会委員長は、選出期日の60日前までに、別表2において定める専務理事選出区分候補者及び特任理事選出区分候補者について、同表の当該推薦人である会長に対して推薦を依頼するものとする。

（立候補の届出及び推薦書の提出）

- 第10条 別表2において定める全国を選出地区とする役員候補者に立候補しようとする者は、選出期日の40日前までに、所定の立候補届出書（別記様式1）に所属する本会の正会員である獣医師会の推薦書（別記様式2）を添付して推薦管理委員会委員長に提出するものとする。

第2号～第4号 【略】

- 5 会長は、推薦管理委員会委員長から前条第2項の規定に基づく特任理事選出区分候補者の推薦依頼を受けたときは、第5条第6号に基づき、会員構成獣医師を推薦するものとし、選出期日の10日前までに、予め当該候補者の同意を得て、別記様式5の役員候補者（特任理事）推薦書兼同意書を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

【新設】

- 6 第3項及び第5項の推薦は、役員候補者の同意がない場合には無効とする。

- 7 第1項、第3項、第4項及び第5項の役員候補者は、会員構成獣医師でなければならな

及び第6項の役員候補者は、会員構成獣医師であるか、又は会員構成獣医師以外の弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の有識者等もなることができるが、それぞれ認定法及び関係法令等で定める外部理事、外部監事の要件を満たす者でなければならない。

- 9 第1項の立候補届出書、第3項の推薦・同意書、第4項の役員候補者（専務理事）推薦書、第5項の役員候補者（特任理事（外部理事））推薦書兼同意書及び第6項の役員候補者（外部監事）推薦書兼同意書（以下まとめて「立候補届出書・推薦書等」という。）は、提出期限の日が土曜日、日曜日又は祝日のときはその翌営業日の午後5時15分までに本会事務局に到達したものを有効とする。立候補届出書・推薦書等の提出が郵便による場合は、速達等の方法を用い、提出期限の日の翌営業日の午後5時15分までに本会事務局必着とする。

（立候補者等の公示）

第11条 推薦管理委員会委員長は、前条の規定による立候補届出書及び推薦・同意書を受理したときは、選出期日の30日前までに、当該立候補及び推薦役員候補者（会長推薦副会長選出区分候補者、専務理事選出区分候補者、特任理事（外部理事）選出区分候補者及び外部監事選出区分候補者を除く。）の氏名、生年月日、所属獣医師会名及び勤務先名を明示した立候補及び推薦役員候補者名簿を正会員に送付して公示しなければならない。

（役員候補者の選出推薦の依頼）

第12条 推薦管理委員会委員長は、全国を選出地区として選出される役員候補者において、別表2で定める選出数を超える立候補があったときは、選出期日の30日前までに、当該選出区分の役員候補者の選出について正会員に対して推薦（以下「選出推薦」という。）を依頼するものとする。

- 2 正会員は、推薦管理委員会委員長から第1項による選出推薦依頼を受けたときは、選出期日の10日前までに、別表第2において定める選出区分ごとの選出数以内の役員候補者の氏名を記入した選出推薦書（別記様式7）を推薦管理委員会委員長に提出するものとす

い。

- 8 第1項の立候補届出書、第3項の推薦・同意書、第4項の役員候補者（専務理事）推薦書及び第5項の役員候補者（特任理事）推薦書兼同意書（以下まとめて「立候補届出書・推薦書等」という。）は、提出期限の日が土曜日及び日曜日のときは月曜日の、祝日のときはその翌日の午後5時15分までに到達したものを有効とする。立候補届出書・推薦書等の提出が郵便による場合は、届出期限の日の消印があるものを有効とするが、その際、提出期限の日が土曜日及び日曜日のときは月曜日の、祝日のときはその翌日の午後5時15分までに本会事務局に到達するよう、速達等の方法を用いるものとする。

（立候補者等の公示）

第11条 推薦管理委員会委員長は、前条の規定による立候補届出書及び推薦・同意書を受理したときは、選出期日の30日前までに、当該立候補及び推薦役員候補者（会長推薦副会長選出区分候補者、専務理事選出区分候補者及び特任理事選出区分候補者を除く。）の氏名、生年月日、所属獣医師会名及び勤務先名を明示した立候補及び推薦役員候補者名簿を正会員に送付して公示しなければならない。

（役員候補者の選出推薦の依頼）

第12条 推薦管理委員会委員長は、全国を選出地区として選出される役員候補者において、別表2で定める選出数を超える立候補があったときは、選出期日の30日前までに、当該選出区分の役員候補者の選出について正会員に対して推薦（以下「選出推薦」という。）を依頼するものとする。

- 2 正会員は、推薦管理委員会委員長から第1項による選出推薦依頼を受けたときは、選出期日の10日前までに、別表第2において定める選出区分ごとの選出数以内の役員候補者の氏名を記入した選出推薦書（別記様式6）を推薦管理委員会委員長に提出するものとす

る。

- 3 第2項の選出推薦書の提出期限は、第10条第9項の規定を準用する。

(会長推薦副会長候補者の推薦手続き)

第13条 推薦管理委員会委員長は、会長選出区分候補者に副会長選出区分候補者を推薦する意思について確認するものとする。

- 2 会長選出区分候補者は、副会長選出区分候補者を推薦するときは、選出期日の10日前までに、予め当該候補者の同意を得て、副会長選出区分候補者推薦理由書(別記様式8)を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

- 3 第2項の推薦理由書の提出期限は、第10条第9項の規定を準用する。

別表2 役員候補者の選出区分、選出地区、選出数及び推薦人(第5条関係)

選出区分	選出地区	選出数	推薦人 (推薦母体)
【略】			
特任理事 (外部理事)	全国	1名	会長
監事	全国	立候補者 全員	—
外部監事	全国	1名	会長

(別記様式1) その1

日本獣医師会役員候補者立候補届出書

【略】

私は、日本獣医師会役員選任規程に基づき、第 回通常総会において実施される役員選任に下記の選出区分の役員候補者として立候補したいので、所属する獣医師会の推薦書を添付して届け出ます。

る。

- 3 第2項の選出推薦書の提出期限は、第10条第8項の規定を準用する。

(会長推薦副会長候補者の推薦手続き)

第13条 推薦管理委員会委員長は、会長選出区分候補者に副会長選出区分候補者を推薦する意思について確認するものとする。

- 2 会長選出区分候補者は、副会長選出区分候補者を推薦するときは、選出期日の10日前までに、予め当該候補者の同意を得て、副会長選出区分候補者推薦理由書(別記様式7)を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

- 3 第2項の推薦理由書の提出期限は、第10条第8項の規定を準用する。

第14条～第19条、別表1 【略】

別表2 役員候補者の選出区分、選出地区、選出数及び推薦人(第5条関係)

選出区分	選出地区	選出数	推薦人 (推薦母体)
【略】			
特任理事	全国	1名	会長
監事	全国	立候補 者全員	—

(別記様式1) その1

日本獣医師会役員候補者立候補届出書

【略】

私は、日本獣医師会役員選任規程に基づき、第 回通常総会において実施される役員改選に下記の選出区分の役員候補者として立候補したいので、所属する獣医師会の推薦書を添付して届け出ます。

【略】

(注1) この立候補届出書は、日本獣医師会
役員選任規程別表2の全国を選出地区と
する役員候補者(会長推薦副会長、専務
理事、特任理事(外部理事)及び外部監
事を選出区分とする候補者を除く。)用で
ある。

【略】

(別記様式1) その2～(別記様式2)
【略】

(別記様式3)

日本獣医師会役員候補者推薦書兼同意書

【略】

1 役員候補者推薦区分：

- (1) 地区理事：ア 北海道地区 イ 東北地区
ウ 関東地区 エ 東京地区
オ 中部地区 カ 近畿地区
キ 中国地区 ク 四国地区
ケ 九州地区

- (2) 職域理事：ア 学術・教育・研究 イ 家畜共済
ウ 家畜防疫・衛生 エ 公衆衛生

【略】

(別記様式4) 【略】

(別記様式5)

日本獣医師会役員候補者(特任理事(外部理事)) 推薦書兼同意書

【略】

日本獣医師会役員選任規程に基づき、下記のとおり
特任理事(外部理事)の役員候補者を推薦します。

記

【略】

(注1) この立候補届出書は、日本獣医師会
役員選任規程別表2の全国を選出地区と
する役員候補者(会長推薦副会長、専務
理事及び特任理事を選出区分とする候補
者を除く。)用である。

【略】

(別記様式1) その2～(別記様式2)
【略】

(別記様式3)

日本獣医師会役員候補者推薦書兼同意書

【略】

1 役員候補者推薦区分：

- (1) 地区理事：①北海道地区 ②東北地区
③関東地区 ④東京地区
⑤中部地区 ⑥近畿地区
⑦中国地区 ⑧四国地区
⑨九州地区

- (2) 職域理事：①学術・教育・研究 ②家畜共済
③家畜防疫・衛生 ④公衆衛生

【略】

(別記様式4) 【略】

(別記様式5)

日本獣医師会役員候補者(特任理事)推薦書

【略】

日本獣医師会役員選任規程に基づき、下記のとおり
特任理事の役員候補者を推薦します。

記

1 役員候補者推薦区分： 特任理事 (外部理事)

【略】

5 候補者の主たる職務（勤務先名及び役職等）：

6 候補者が獣医師の場合は所属する地方獣医師会：
獣医師会（役職等： ）

【略】

(別記様式 6)

日本獣医師会役員候補者（外部監事）推薦書兼同意書

年 月 日

公益社団法人 日本獣医師会

役員候補者推薦管理委員会委員長 様

推薦人(推薦母体)

名称：公益社団法人 日本獣医師会

代表者氏名：会長

所在地：〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1
新青山ビル西館 23 階

日本獣医師会役員選任規程に基づき、下記のとおり
外部監事の役員候補者を推薦します。

記

1 役員候補者推薦区分： 外部監事

2 候補者の氏名(フリガナ)：

3 候補者の性別： 男・女

4 候補者の生年月日： 年 月 日

5 候補者の主たる職務（勤務先名及び役職等）：

6 候補者が獣医師の場合は所属する地方獣医師会：
獣医師会（役職等： ）

(同 意 書)

私は、上記のとおり日本獣医師会の役員候補者とし
て推薦いただくことに同意いたします。

年 月 日

1 役員候補者推薦区分： 特任理事

【略】

5 候補者の所属する地方獣医師会：

獣医師会（役職等： ）

6 候補者の主たる職務（勤務先名及び役職等）：

【略】

【新設】

候補者氏名： 印 (本人が自筆で署名すること) (別記様式<u>7</u>) 日本獣医師会役員候補者選出推薦書 【略】 (別記様式<u>8</u>) 副会長選出区分候補者推薦理由書 【略】	(別記様式<u>6</u>) 日本獣医師会役員候補者選出推薦書 【略】 (別記様式<u>7</u>) 副会長選出区分候補者推薦理由書 【略】
--	--

(4)「日本獣医師会育児休業・介護休業等規程」の一部改正(第6回理事会・令和7年3月26日)

ア 改正の理由：

令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」及び「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」が一部改正され、令和7年4月1日及び10月1日付けで施行されることから、「日本獣医師会育児休業・介護休業等規程」を一部改正する。

イ 改正の内容：次のとおり。

(ア)「日本獣医師会育児休業・介護休業等規程」の一部改正

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
第1章 <u>総則</u> （目的） 第1条 <u>本規程は、職員の育児・介護休業（出生時育児休業を含む。以下同じ。）、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限、育児・介護短時間勤務並びに柔軟な働き方を実現するための措置等に関する取扱いについて定めるものである。</u>	日本獣医師会育児休業・介護休業等規程 第1章 <u>目的</u> （目的） 第1条 <u>この規程は、職員等の育児・介護休業（出生時育児休業を含む。以下同じ。）、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。</u>

2 本規程は、日々雇用される者には適用しない。

(略)
(削除)

(育児休業の対象者)

第2条 育児のために休業することを希望する職員であつて、1歳に満たない子と同居し養育する者は、この規程に定めるところにより、子が1歳に達するまでの間で、本人が申し出た期間、育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、子が1歳6か月（本条第6項又は第7項の申出にあつては2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り育児休業をすることができる。

2 本条各項にかかわらず、本会は、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

(1) 採用されて1年未満の職員

(2) 申出の日から1年（本条第4項から第7項の申出にあつては6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな職員

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第3項に基づく休業（※本項に定める休業のこと）を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員又は配偶者が、原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

ア 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

(新設)

(略)

第1節 育児休業

(育児休業の対象者)

第2条 育児のために休業することを希望する職員等（日々雇用される者を除く）であつて、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用された者にあつては、申出時点において、子が1歳6か月（本条第6項又は第7項の申出にあつては2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り育児休業をすることができる。

2 本条第1項、第3項から第7項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員等からの休業の申出は拒むことができる。

(1) 採用されて1年未満の職員等

(2) 申出の日から1年（本条第4項から第7項の申出にあつては6か月）以内に雇用契約が終了することが明らかな職員等

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

3 配偶者が職員等と同じ日から又は職員等より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、職員等は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

4 次のいずれにも該当する職員等は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という。）第5条第3項に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員等又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

①採用されて1年未満の者が保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

イ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) (略)

5 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第1項又は第4項に基づく休業（配偶者の死亡等特別な事情による休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

6 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業開始予定日は、原則として子の1歳6か月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項に基づく休業（※本項に定める休業のこと）を子の1歳6か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員又は配偶者が、子の1歳6か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

ア 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

イ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) (略)

7 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第1項、第4項、第5項又は第6項に基づく休業が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

(育児休業の申出の手続等)

第3条 育児休業をすることを希望する職員

②職員等の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) (略)

5 前項にかかわらず、期間を定めて雇用された者は、申出の時点で、介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合は、介護休業を取得することができる。

6 次のいずれにも該当する職員等は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員等又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

①保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

②職員等の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) (略)

7 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第1項、第3項又は第4項に基づく育児休業（再度の休業を含む）が終了又は介護休業が始まったことにより本条第3項又は第4項に基づく育児休業（再度の休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員等は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

(育児休業の申出の手続等)

第3条 育児休業をすることを希望する職員等

は、原則として育児休業開始予定日の1か月前（第2条第4項から第7項に基づく1歳及び1歳6か月を超える休業の場合は、2週間前）までに育児休業申出書を本会に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2（略）

3 第2条第4項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

（1）（略）

（2）産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第1項、第4項又は第5項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

4 第2条第6項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

（1）（略）

（2）産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第1項、第4項、第5項、第6項又は第7項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

5（略）

6 育児休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該育児休業申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

7 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、育児休業申出者は、出生後2週間以内に本会に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

（育児休業の申出の撤回等）

第4条 育児休業申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届を本会に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

2、3（略）

4 育児休業開始予定日の前日までに、子の死

は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前（第2条第4項から第7項に基づく1歳及び1歳6か月を超える休業の場合は、2週間前）までに育児休業申出書を本会に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約職員等が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2（略）

3 第2条第4項又は第5項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

（1）（略）

（2）産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第4項又は第5項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

4 第2条第6項又は第7項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

（1）（略）

（2）産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第6項又は第7項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

5（略）

6 育児休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下この章において「育休申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

7 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、育休申出者は、出生後2週間以内に本会に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

（育児休業の申出の撤回等）

第4条 育休申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届を本会に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

2、3（略）

4 育児休業開始予定日の前日までに、子の死

亡等により育児休業申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、育児休業申出者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

(育児休業の期間等)

第5条 (略)

2 前項にかかわらず、本会は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 職員は、育児休業期間変更申出書により、本会に育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業終了予定日の1か月前(第2条第4項から第7項に基づく休業をしている場合は、2週間前)までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

(略)

4 (略)

5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1)、(2) (略)

(3) 育児休業申出者について、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合

産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日

(4) 第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業(出生時育児休業を含む)期間との合計が1年に達した場合

当該1年に達した日

6 前項第1号の事由が生じた場合には、育児休業申出者は原則として当該事由が生じた日に本会にその旨を通知しなければならない。

(削除)

(出生時育児休業の対象者)

第6条 育児のために休業することを希望する職員であって、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより出生時育児休業

亡等により育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

(育児休業の期間等)

第5条 (略)

2 本条第1項にかかわらず、本会は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 職員等は、育児休業期間変更申出書により本会に、育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日(以下「育児休業終了予定日」という。)の1か月前(第2条第4項から第7項に基づく休業をしている場合は、2週間前)までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

(略)

4 (略)

5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1)、(2) (略)

(3) 育休申出者について、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合

産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日

(4) 第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業(出生時育児休業含む)期間との合計が1年に達した場合

当該1年に達した日

6 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、育休申出者は原則として当該事由が生じた日に本会にその旨を通知しなければならない。

第2節 出生時育児休業(産後パパ育休)

(出生時育児休業の対象者)

第6条 育児のために休業することを希望する職員等(日々雇用される者を除く)であって、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程に定

をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、本会は、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

- (1) 採用されて1年未満の職員
- (2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(出生時育児休業の申出の手続等)

第7条 出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）の2週間前までに出生時育児休業申出書を本会に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 第6条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回に分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合、本会は後の申出を拒む場合がある。

3～5（略）

(出生時育児休業の申出の撤回等)

第8条（略）

2（略）

3 第6条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなし含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。

4（略）

(出生時育児休業の期間等)

第9条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内のうち4週間（28日）を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用された者にあっては、申出時点において、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員等からの休業の申出は拒むことができる。

- (1) 採用されて1年未満の職員等
- (2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員等
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

(出生時育児休業の申出の手続等)

第7条 出生時育児休業をすることを希望する職員等は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）の2週間前までに出生時育児休業申出書を本会に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の期間を定めて雇用された者が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 第6条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回まで分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。

3～5（略）

(出生時育児休業の申出の撤回等)

第8条（略）

2（略）

3 第6条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなしを含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。

4（略）

(出生時育児休業の期間等)

第9条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間（28日）を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

2 前項にかかわらず、本会は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 出産予定日より早く子が出生した場合及び配偶者の死亡等特別な事情がある場合、職員は、出生時育児休業期間変更申出書により、本会に出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回行うことができる。また職員は、事由を問わず、出生時育児休業を終了しようとする日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。

4 (略)

5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) (略)

(2) 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する場合

子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日

(3) (略)

6 前項第1号の事由が生じた場合には、出生時育休申出者は原則として当該事由が生じた日に本会にその旨を通知しなければならない。

(出生時育児休業中の就業)

第10条 出生時育児休業中に就業することを希望する職員は、出生時育児休業中の就業可能日等申出書を、休業開始予定日の1週間前までに本会に提出すること。なお、1週間を切っても休業前日までは提出を受け付ける。

2 本会は、前項の申出があった場合は、申出の範囲内の就業日等を申出書を提出した職員に対して提示する。就業日がない場合もその旨通知する。職員は提示された就業日等について、出生時育児休業中の就業日等の同意・不同意書を本会に提出すること。休業前日までに同意した場合に限り、休業中に就業することができる。本会と職員の双方が就業日等に合意したときは、本会は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書を交付する。

3 出生時育児休業中の就業上限は、次のとお

2 本条第1項にかかわらず、本会は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 職員等は、出生時育児休業期間変更申出書により本会に、出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。

4 (略)

5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) (略)

(2) 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した場合

子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した日

(3) (略)

6 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、出生時育休申出者は原則として当該事由が生じた日に本会にその旨を通知しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<u>りとする。</u>	
<u>(1) 就業日数の合計は、出生時育児休業期間の所定労働日数の半分以下（一日未満の端数切り捨て）</u>	<u>(新設)</u>
<u>(2) 就業日の労働時間の合計は、出生時育児休業期間の所定労働時間の合計の半分以下</u>	<u>(新設)</u>
<u>(3) 出生時育児休業開始予定日又は出生時育児休業終了予定日に就業する場合は、当該日の所定労働時間数に満たない時間</u>	<u>(新設)</u>
<u>4 本条第1項の申出を変更する場合は出生時育児休業中の就業可能日等変更申出書を、撤回する場合は出生時育児休業中の就業可能日等申出撤回届を休業前日までに本会に提出すること。就業可能日等申出撤回届が提出された場合は、本会は速やかに申出が撤回されたことを通知する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>5 本条第2項で同意した就業日等を全部又は一部撤回する場合は、出生時育児休業中の就業日等撤回届を休業前日までに本会に提出すること。出生時育児休業開始後は、次に該当する場合に限り、同意した就業日等の全部又は一部を撤回することができる。出生時育児休業中の就業日等撤回届が提出されたときは、本会は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書を交付する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(1) 出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡</u>	<u>(新設)</u>
<u>(2) 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと</u>	<u>(新設)</u>
<u>(3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと</u>	<u>(新設)</u>
<u>(4) 出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
(介護休業の対象者)	(介護休業の対象者)
<u>第11条 要介護状態にある家族を介護する職員は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）から93日経過日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り介</u>	<u>第10条 要介護状態にある家族を介護する職員等（日々雇用される者を除く）は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用された者にあっては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日（以下、「介護休業開始予定日」という。）から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満</u>

護休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、本会は、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

- (1) 採用されて1年未満の職員
- (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 第1項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

(1) ～ (6) (略)

(介護休業の申出の手続等)

第12条 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を本会に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 申出は、対象家族1人につき3回までとする。ただし、前項後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。

3 (略)

4 介護休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該介護休業申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

(介護休業の申出の撤回等)

第13条 介護休業申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届を本会に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

2、3 (略)

4 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により介護休業申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、介護休業申出者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

(介護休業の期間等)

第14条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日の範囲内で、介護

了し、更新されないことが明らかでない者に限り介護休業をすることができる。

2 本条第1項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員等からの休業の申出は拒むことができる。

- (1) 採用されて1年未満の職員等
- (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員等
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

3 この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

(1) ～ (6) (略)

(介護休業の申出の手続等)

第11条 介護休業をすることを希望する職員等は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を本会に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の期間を定めて雇用された者が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 申出は、対象家族1人につき3回までとする。ただし、本条第1項後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。

3 (略)

4 介護休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該介護休業申出書を提出した者(以下この章において「申出者」という。)に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

(介護休業の申出の撤回等)

第12条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届を本会に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

2、3 (略)

4 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

(介護休業の期間等)

第13条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日の範囲内で、介護

休業申出書に記載された期間とする。

2 前項にかかわらず、本会は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる

3 職員は、介護休業期間変更申出書により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の2週間前までに本会に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算 93 日の範囲を超えないことを原則とする。

4、5（略）

6 前項第1号の事由が生じた場合には、介護休業申出者は原則として当該事由が生じた日に本会にその旨を通知しなければならない。

第4章 子の看護等休暇及び介護休業 (子の看護等休暇)

第15条 小学校第3学年修了までの子を養育する職員は、次に定める当該子の世話等のために、年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護等休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(1) 負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話

(2) 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること

(3) 感染症に伴う学級閉鎖等になった当該子の世話

(4) 当該子の入園（入学）式、卒園式への参加

ただし、本会は労使協定によって除外された、1週間の所定労働日数が2日以下の職員からの子の看護等休暇の申出は拒むことができる。

2 子の看護等休暇は1日単位又は1時間単位で取得することができる。ただし、勤務時間の途中に休暇を取得すること（いわゆる「中

休業申出書に記載された期間とする。

2 本条第1項にかかわらず、本会は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 職員等は、介護休業期間変更申出書により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の2週間前までに本会に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。

この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算 93 日の範囲を超えないことを原則とする。

4、5（略）

6 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に本会にその旨を通知しなければならない。

第4章 子の看護休暇 (子の看護休暇)

第14条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等（日々雇用される者を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、日本獣医師会就業規則第21条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、本会は労使協定によって除外された次の職員等からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。

(1) 採用されて6か月未満の者

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

抜け」は認めない。

3 子の看護等休暇を取得しようとする者は、原則として、子の看護等休暇申出書により事前に本会に申し出るものとする。

4 本制度の適用を受ける期間（時間）は無給とする。

5、6（略）

（削除）

（介護休暇）

第 16 条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、年次有給休暇とは別に、当該家族が 1 人の場合は 1 年間につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、本会は労使協定によって除外された、1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員からの介護休暇の申出は拒むことができる。

（削除）

（削除）

2 介護休暇は1 日単位又は 1 時間単位で取得することができる。ただし、勤務時間の途中に休暇を取得すること（いわゆる「中抜け」）は認めない。

3 介護休暇を取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書により事前に本会に申し出るものとする。

4 本制度の適用を受ける期間（時間）は無給とする。

5、6（略）

第 5 章 所定外労働の制限

（育児・介護のための所定外労働の制限）

第 17 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

2 前項にかかわらず、本会は、労使協定によって除外された次の職員からの所定外労働の

3 取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書を事前に本会に申し出るものとする。

4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める日本獣医師会職員給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。

5、6（略）

第 5 章 介護休暇

（介護休暇）

第 15 条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員等（日々雇用される者を除く）は、日本獣医師会就業規則第 21 条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が 1 人の場合は 1 年間につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、本会は労使協定によって除外された次の職員等からの介護休暇の申出は拒むことができる。

（1）採用されて 6 か月未満の職員等

（2）1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員等

2 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

3 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書を事前に本会に申し出るものとする。

4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める日本獣医師会職員給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。

5、6（略）

第 6 章 所定外労働の制限

（育児・介護のための所定外労働の制限）

第 16 条 3 歳に満たない子を養育する職員等（日々雇用される者を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員等（日々雇用される者を除く）が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

2 本条第 1 項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員等からの所定外労働の

制限の請求は拒むことができる。

(1) 採用されて1年未満の職員

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 第1項の請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書を本会に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

4～6（略）

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1)（略）

(2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合

子が6歳に達する日の属する年度の3月31日

(3)（略）

8 前項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。

第6章 時間外労働の制限

（育児・介護のための時間外労働の制限）

第18条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2 前項にかかわらず、本会は、次のいずれかに該当する職員からの時間外労働の制限の請求は拒むことができる。

（削除）

（1） 採用されて1年未満の職員

（2） 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

制限の請求は拒むことができる。

(1) 採用されて1年未満の職員等

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書を本会に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

4～6（略）

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1)（略）

(2) 制限に係る子が3歳に達した場合

当該3歳に達した日

(3)（略）

8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。

第7章 時間外労働の制限

（育児・介護のための時間外労働の制限）

第17条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員等が当該家族を介護するために請求した場合には、日本獣医師会職員就業規則第15条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2 本条第1項にかかわらず、次の（1）から（3）のいずれかに該当する職員等からの時間外労働の制限の請求は拒むことができる。

（1） 日々雇用される者

（2） 採用されて1年未満の職員等

（3） 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

3 第1項の請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書を本会に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

4～6（略）

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1)～(3)（略）

8 前項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。

第7章 深夜業の制限

（育児・介護のための深夜業の制限）

第19条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。

2 前項にかかわらず、本会は、次のいずれかに該当する職員からの深夜業の制限の請求は拒むことができる。

（削除）

(1) 採用されて1年未満の職員

(2) 請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員

ア 深夜において就業していない（1か月について深夜における就業が3日以下の場合を含む）

イ 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる

ウ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書を本会に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

4～6（略）

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1)～(3)（略）

8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。

第8章 深夜業の制限

（育児・介護のための深夜業の制限）

第18条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員等が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第15条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。

2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等からの深夜業の制限の請求は拒むことができる。

(1) 日々雇用される者

(2) 採用されて1年未満の職員等

(3) 請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員等

ア 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること。

イ 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること。

ウ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること。

(4) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(4) 所定労働時間の全部が深夜にある職員

3 第1項の請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書を本会に提出するものとする。

4～6（略）

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1)～(3)（略）

8 前項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。

(削除)

第8章 短時間勤務

(育児短時間勤務)

第20条 3歳未満の子を養育する職員は、本会に申し出ることにより、1日の所定労働時間を、午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、正午から午後1時までの1時間）の6時間とすることができる。

(削除)

2 前項にかかわらず、本会は、次のいずれかに該当する職員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。

(削除)

(1) 1日の所定労働時間が6時間以下である職員

(2) 労使協定によって除外された次の職員

ア 採用されて1年未満の職員

イ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 第1項の申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、

等

(新設)

3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書を本会に提出するものとする。

4～6（略）

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1)～(3)（略）

8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。

9 制限期間中の給与については、別途定める日本獣医師会職員給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。

第9章 所定労働時間の短縮措置等

(育児短時間勤務)

第19条 3歳に満たない子を養育する職員等は、申し出ることにより、日本獣医師会就業規則第10条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午後0時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。

2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。

(1) 日々雇用される者

(2) 1日の所定労働時間が6時間以下である職員等

(3) 労使協定によって除外された次の職員等

ア 採用されて1年未満の職員等

イ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始

短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書により本会に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、本会は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定（第3条第2項、第3項、第4項及び第4条第3項を除く。）を準用する。

(削除)

(削除)

(削除)

(介護短時間勤務)

第21条 要介護状態にある家族を介護する職員は、本会に申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、1日の所定労働時間を、午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、正午から午後1時までの1時間）の6時間とすることができる。

(削除)

2 前項にかかわらず、本会は、次のいずれかに該当する職員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。

(1) 1日の所定労働時間が6時間以下である職員

(2) 労使協定によって除外された次の職員

ア 採用されて1年未満の職員

イ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 第1項の申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書により本会に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、本会は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第12条から第14条までの規定を準用する。

予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書により本会に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、本会は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定（第3条第2項及び第4条第3項を除く。）を準用する。

4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める日本獣医師会職員給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。

5 期末手当については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する期末手当は支給しない。

6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

(介護短時間勤務)

第20条 要介護状態にある家族を介護する職員等は、申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、日本獣医師会就業規則第10条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午後0時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。

2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。

(1) 日々雇用される者

(2) 労使協定によって除外された次の職員等

ア 採用されて1年未満の職員等

イ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

3 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書により本会に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、本会は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第11条から第13条までの規定を準用する。

(削除)

(削除)

(削除)

第9章 育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の防止
(ハラスメントの禁止)

第22条 職員は、第2条から第21条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

2 育児・介護休業等に関するハラスメントに関する事項は、日本獣医師会職員就業規則第2章に定めるものとする。

3 第1項の言動を行った職員に対しては、就業規則第14章に基づき厳正に対処する。

第10章 その他の事項

(給与等の取扱い)

第23条 育児・介護休業の期間については、本俸その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

(略)

(介護休業期間中の社会保険料の取扱い)

第24条 介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、月ごとに本会が職員に請求するものとし、職員は本会が指定する日までに支払うものとする。

(円滑な取得及び職場復帰支援)

第25条 本会は、職員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したことの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得及び職場復帰を支援するために、当該職員に個別に育児休業に関する制度等（育児休業、出生時育児休業、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度、育児休業等の申出先、育児休業給付に関すること、休業期間中の社会保険料の取扱い等）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。

4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める日本獣医師会職員給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。

5 期末手当については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する期末手当は支給しない。

6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第10章 育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の防止

(妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの禁止)

第21条 すべての職員等は第2条～第20条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員等の就業環境を害する言動を行ってはならない。

2 本条第1項の言動を行ったと認められる職員等に対しては、日本獣医師会職員就業規則第7条及び第80条に基づき、厳正に対処する。

(新設)

第11章 その他の事項

(給与等の取扱い)

第22条 育児・介護休業の期間については、本俸その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

(略)

(介護休業期間中の社会保険料の取扱い)

第23条 毎月社会保険料等の給与から控除すべきものがある場合は、本会が指定する期日までに、毎月本会に支払わなければならない。

(円滑な取得及び職場復帰支援)

第24条 本会は、職員等から本人又は配偶者が妊娠・出産等したことの申出があった場合は、当該職員等に対して、円滑な休業取得及び職場復帰を支援するために、当該職員等に個別に育児休業に関する制度等（育児休業、出生時育児休業、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度、育児休業等の申出先、育児休業給付に関すること、休業期間中の社会保険料の取扱い等）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。

(復職後の勤務) <u>第 26 条 復職後の職場・職務については、原則として休業前の職場・職務とする。ただし、事情により他の職場又は他の職務に変更することがある。この場合は、育児休業終了予定日の 1 か月前、介護休業終了予定日の 2 週間前までに正式に決定し通知する。</u> <u>(削除)</u> (年次有給休暇) <u>第 27 条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。</u> (法令との関係) <u>第 28 条 育児・介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限、育児・介護短時間勤務並びに柔軟な働き方を実現するための措置等に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。</u> (規程の改廃) <u>第 29 条 この規程の改廃は、会長が理事会の承認を受けて行わなければならない。</u>	(復職後の勤務) <u>第 25 条 育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。</u> 2 本条第 1 項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の 1 か月前、介護休業終了予定日の 2 週間前までに正式に決定し通知する。 (年次有給休暇) <u>第 26 条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。</u> (法令との関係) <u>第 27 条 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。</u> (規程の改廃) <u>第 28 条 この規程の改廃は、会長が理事会の承認を受けて行わなければならない。</u>
附 則 (令和 7 年 3 月 26 日一部改正、令和 6 年度第 6 回理事会承認) この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	

2 緊急災害時対応

(1) 令和 4 年福島県沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等

令和 4 年 3 月 16 日 (水) に発生した福島県沖地震及び 2022 年 2 月以降のウクライナ侵攻における被災動物救護活動等に対し、地方獣医師会会長宛に、令和 4 年 6 月 20 日付け 4 日獣発第 88 号「令和 4 年福島県沖地震及びウクライナ侵攻被災動物等に対する支援について」により、被災動物救護活動等への支援依頼並びに支援金の募集を行った。

ア 被災動物救護活動等への支援

(ア) 令和 4 年福島県沖地震被災動物救護活動等への支援

福島県沖地震による被災状況及び被災動物の救護活動の取組状況の調査を行い、本会基準に基づき支援金を支給することを周知し、以下の支援を行った。

	半壊	機器等	支援費用
福島県獣医師会	1	1	800,000 円
振込手数料	—	—	1,650 円

※令和 6 年度での支援要請は無し

(イ) ウクライナ避難民同行飼育動物支援

ウクライナから来日する避難民が輸入する犬等について、関係省庁、地元自治体等からの要請に基づき、当該犬等の係留先地方獣医師会会長宛に、家畜伝染病予防法（犬のみ）及び狂犬病予防法に基づく犬等の輸入条件を充足するための処置、係留観察中及び輸入検疫期間終了後における飼育動物の健康観察及び診療（往診を含む。）をはじめ、日常の獣医療の提供等の支援依頼を行い、当該犬等の診療等に係る経費について、「公益社団法人日本獣医師会ウクライナ侵攻被災動物救護活動等に係る支援について」に基づき、支援費用を支給した。

(ウ) 支援依頼状況

関係省庁、地元自治体等からの要請に基づき、以下の地方獣医師会に支援依頼を行った。

	犬	猫
横浜市獣医師会	1	—

(エ) 支援金及び支援費用の支給状況（令和 7 年 3 月末日時点）

a 支援金額 148,367 円

b 支援費用の支給状況

	犬	猫	支援費用
東京都獣医師会	2	—	148,367 円
振込手数料	—	—	440 円

(2) 令和 6 年能登半島地震における災害対策

令和 6 年能登半島地震に係る日本獣医師会の対応経過

令和 6 年 7 月 1 日現在

[令和 6 年]

- 1 月 1 日 午後 4 時 10 分、石川県能登半島で深さ 16 km を震源とする M7.6、最大震度 7 の地震が発生。津波、家屋の倒壊、火災等甚大な被害をもたらす。その後も同日夜 10 時までに震度 5 強の揺れ 3 回を含む 72 回の余震を観測。
本会では直ちに蔵内勇夫会長を危機管理室長、佐伯潤理事を危機管理統括とする日本獣医師会危機管理室（以下「危機管理室」という。）による情報収集を開始。午後 7 時、「日本獣医師会令和 6 年能登半島地震緊急対策本部」を設置。
- 1 月 2 日 被災地域の地方獣医師会及び地方獣医師会会員獣医師に向け日本獣医師会危機管理室長及び危機管理統括からメッセージを发出。
同日付け 5 日獣発第 307 号「「日本獣医師会令和 6 年能登半島地震緊急対策本部」の設置について」を地方獣医師会会長あて通知。情報収集等の協力を依頼。
- 1 月 3 日 日本獣医師会令和 6 年能登半島地震緊急対策本部（以下「対策本部」という。）による情報収集を継続。午後 3 時から対策検討事務会議を開催。
- 1 月 4 日 午前 11 時、第 1 回対策本部会議を開催。現地視察対応、アンケートによる状況調査実施、情報提供対応、支援金募集、被災動物救護等の当面の対応について協議。
- 1 月 5 日 午後 2 時、危機管理室による第 1 回災害対策委員会を開催。
- 1 月 7 日～8 日 対策本部及び本会事務局による現地視察。石川県獣医師会はじめ環境省中部地方環境事務所、石川県ほか関係者から情報収集。
- 1 月 8 日 関係者との調整を受け、石川県獣医師会に「令和 6 年能登半島地震動物対策本部（以下「現地本部」という。）」が設置される。
午後 6 時、環境省主催によるペット関連情報連絡会議。本会のほか、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、石川県薬事衛生課、能登北部保健所、能登中部保健所、石川中央保

健所、日本愛玩動物協会、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、ペットフード協会、日本ペット用品工業会、全国ペット協会、日本ペットサロン協会が参加。

- 1月9日 午後8時、危機管理室による第2回災害対策委員会を開催。具体的支援の内容について現地視察結果をもとに検討。
- 1月10日 5日獣発第309号「令和6年能登半島地震動物救護活動等の支援について」を地方獣医師会会長あて通知。被災動物の救護及び被災地の獣医療提供体制の復旧等のための支援金募集を開始。
- 1月10日～12日 危機管理室平井統括補佐を現地本部に派遣。現地本部の機能整備支援及び各種支援対応の円滑実施に向けた調整を行う。
- 1月11日 農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長あて事務連絡「令和6年能登半島地震に係る動物救護活動等に対するご指導・ご支援のお願いについて」により、被災現地における当該診療等に要する動物用医薬品等の迅速かつ円滑な供給支援を要請。別途本会から農林水産省消費・安全局畜産安全管理課に照会した現地の動物用医薬品支援方策について、法令上の手続きを経た上ですべて可能と回答される。
- 1月12日 日本動物用医薬品協会理事長及び全国動物薬品器材協会理事長あて5日獣発第315号「令和6年能登半島地震に係る動物救護活動等に対するご支援・ご協力をお願いについて」により被災現地の動物救護活動における診療等に要する動物用の医薬品、医療機器等の当面の無償提供を依頼。
午後4時30分、対策本部と現地本部による連絡会議を開催。
- 1月13日 午後0時30分、第2回対策本部会議を開催。①現地対策本部活動資金の支援、②被災動物診療支援のための診療券の作成・配布、③被災動物の一時預かりに対する支援、④現地本部への支援継続を決定。
- 1月14日 午後6時、環境省主催によるペット関連情報連絡会議。本会のほか、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、環境省中部環境事務所、石川県薬事衛生課、石川県生活安全課、能登中部保健所、自然環境研究センター、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、ペットフード協会、日本ペット用品工業会、日本ペットサロン協会が参加。
- 1月15日 5日獣発第316号「令和6年能登半島地震動物救護活動に係る支援金の取扱いについて」を地方獣医師会会長あて通知。現地本部の募金は、石川県における動物の災害対策に限定されるため、地方獣医師会あて、石川県以外も含めた被災動物支援対策、構成獣医師支援を含めた獣医療提供体制の復旧等及び募金状況を踏まえた公益目的事業強化等への募金使用の汎用性に鑑み、対策本部支援金への募金を依頼。
5日獣発第317号「令和6年能登半島地震に係る被災動物の一時預り支援について（依頼）」を地方獣医師会会長あて通知。現地本部等からの要請があった際の会員獣医師の診療施設における被災動物の一時預り支援の協力を依頼。
5日獣発第318号「令和6年能登半島地震に係る被災動物一時預り支援施設の確保について（依頼）」を富山県及び福井県獣医師会会長あて通知。石川県内の診療施設の設置数に鑑み、迅速な被災動物一時預り受入れ実施のための体制を確保するため、隣県である富山県及び福井県獣医師会における受入れ可能診療施設リストの取りまとめを依頼。
日本動物用医薬品協会に医薬品の支援を依頼（1回目）。
- 1月19日 ペットフード協会に犬猫用療法食の支援を依頼（1回目）。
- 1月22日 現地本部事務局支援要員1名を追加派遣（1/22～1/31）。
岩手県獣医師会の協力を得て、岩手大学の移動診療車が現地本部に到着。
日本動物用医薬品協会に医薬品の支援を依頼（2回目）。
ペット災害支援協議会に資材及びフードの支援を依頼（1回目）。
- 1月24日 午後5時30分、環境省主催によるペット関連情報連絡会議。本会及び石川県獣医師会のほか、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、環境省中部環境事務所、石川県薬事衛生課、石川県生活安全課、自然環境研究センター、日本愛玩動物協会、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、ペットフード協会が参加。
- 1月24日～26日 危機管理室平井統括補佐を現地本部に派遣。現地本部の機能整備支援及び各種支

援対応の円滑実施に向けた調整を行う。

- 1月25日 午後1時、危機管理室による第3回災害対策委員会を開催。
ペット災害支援協議会に資材及びフードの支援を依頼（2回目）。
被災動物診療支援のための診療券500部を現地本部に納品。
- 1月30日 日本動物用医薬品協会に医薬品の支援を依頼（3回目）
事務連絡「能登半島地震動物救護活動の経過と支援金のお願いについて」を地方獣医師会事務局長あて通知。対策本部の活動の経緯を報告し、改めて対策本部支援金への募金を依頼。
- 2月2日 日本動物用医薬品協会に医薬品の支援を依頼（4回目）
- 2月9日 午後3時、危機管理室による第4回災害対策委員会を開催。
ペット災害支援協議会に資材及びフードの支援を依頼（3回目）。
- 2月10日～14日 危機管理室平井統括補佐及び甲斐災害対策委員を現地本部に派遣。現地本部の機能整備支援及び各種支援対応の円滑実施に向けた調整を行う。
- 2月15日 午後1時、危機管理室による第5回災害対策委員会を開催。
- 2月28日 被災動物診療支援のための診療券200部を現地本部に納品（2回目）。
- 3月2日～4日 危機管理室平井統括補佐を現地本部に派遣。現地本部の機能整備支援及び各種支援対応の円滑実施に向けた調整を行う。
- 4月8日 午前11時、第3回対策本部会議を開催。①現地本部の活動状況の確認、②日本獣医師会の支援金の使用状況の確認、③お見舞金の支払いの方針を決定。
- 4月18日～21日 危機管理室平井統括補佐を現地本部に派遣。現地本部の機能整備支援及び各種支援対応の円滑実施に向けた調整を行う。
- 5月18日～19日 危機管理室平井統括補佐、甲斐みちの委員を現地本部に派遣。現地本部の機能整備支援及び各種支援対応の円滑実施に向けた調整を行う。
- 6月4日 令和6年度第1回理事会にて、災害見舞金の支給について可決承認される。
- 6月28日 災害見舞金を石川県獣医師会、富山県獣医師会、新潟県獣医師会に支給。
「令和6年能登半島地震動物救護活動支援金」の募集を終了。
- 7月1日 午後1時、第4回対策本部会議を開催。①対策本部を令和6年7月1日に解散すること、②対策本部解散後の対応は日本獣医師会危機管理室が担うこと、を決定。

3 豚熱への対応

（1）豚熱対策への支援等

独立行政法人農畜産業振興機構の補助金により実施される「野生イノシシ経口ワクチン散布対策事業」の円滑な推進を目的として、令和元年に設置された「豚熱経口ワクチン導入全国協議会」に当初より参画しており、本年度も経口ワクチンの導入及び各都府県における経口ワクチン対策協議会等へのワクチン供与に努める等、豚熱の拡散防止対策への支援を行った。

（2）豚熱対策等の情報提供

ア 関係省庁からの通知等

（ア）農林水産省消費・安全局長からの通知を受けて、令和6年4月23日付け6日獣発第24号「連休期間における家畜防疫対策の徹底について」を地方獣医師会会長あてに通知した。本通知では、人の動きが活発化する連休期間中においては、家畜伝染病の発生予防対策及び発生時における迅速な防疫措置による適切なまん延防止を図る必要があるため、注意喚起や体制の確認等防疫対策に万全を期すよう、周知を依頼した。

（イ）農林水産省消費・安全局長からの通知を受けて、令和6年6月10日付け6日獣発第100号「佐賀県の野生イノシシにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について」を地方獣医師会会長あてに通知した。本通知では、佐賀県唐津市において九州初となる豚熱感染が確認されたことから、豚熱対策の強化・徹底を求める農林水産大臣メッセージを伝えるとともに、

本メッセージに示された各対策をもとに、豚熱のまん延防止について万全を期すよう周知依頼を行った。

4 会員組織基盤の強化対策

(1) 日本獣医師会会員組織

本会会員組織については、全国の 47 都道府県獣医師会及び 8 政令市獣医師会を会員とする全国組織として、すべての都道府県において組織強化活動を行った。

賛助会員組織についても、獣医事に関連する団体・企業、本会の事務事業に関連する団体・企業及び本会の目的に賛同する個人等に呼びかけ、加入拡充を図った。

(2) 地方獣医師会会員組織

ア 平成 21 年度第 3 回理事会及び全国獣医師会会長会議の協議を踏まえ、「新公益法人制度の移行に当たり獣医師会活動の基盤となる会員組織の充実・強化について」（平成 21 年 10 月 27 日付け 21 日獣発第 185 号）により、各地方獣医師会に会員組織の充実・強化を図られたいことを要請したが、令和 6 年度においても引き続き、獣医師専門職による公益活動の発展・整備に資するとの観点に立ち会員組織基盤の強化に努めた。

イ 獣医師養成課程を持つ全国 17 大学の学生のうち、獣医学共用試験に合格し、診療参加型臨床実習を本格的に行う、主に 5、6 年生に対し、Student Doctor 認定証を交付するとともに日本獣医師会雑誌の送付を行った。

ウ 令和 6 年度においても獣医学系大学（獣医学科）の優等卒業生を表彰し、全卒業生に対して日本獣医師会会長メッセージ、日本獣医師会パンフレットを配布した。

表彰に当たっては、本会会長の他、大学の所在する地域の地方獣医師会代表者が賞状及び記念品を授与し、獣医師会の活動を紹介して、卒業生への入会の勧誘を行った。

第2 事 業 報 告

A 政策提言活動等

獣医療政策提言等の要請活動等（日本獣医師連盟要請も含む）

- 1 令和6年4月8日【別記1】
動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録制度の適正な運用について（要請）
要請先等：厚生労働大臣 武見 敬三
ペット関連産業・人材育成議員連盟 会長 片山 さつき
犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟 会長 逢沢 一郎
- 2 令和6年4月10日【別記2】
狂犬病予防法に基づく犬の登録と動物愛護管理法に基づくマイクロチップ登録制度の一体的運用について（要請）
要請先等：厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長 佐々木 昌弘
- 3 令和6年6月5日、令和6年8月30日【別記3】
公務員獣医師の処遇改善に関する要請
要請先等：総務大臣 松本 剛明
全国知事会会長 村井 嘉浩
自由民主党獣医師問題議員連盟 会長 麻生 太郎
- 4 令和6年7月17日、令和6年7月18日【別記4】
動物愛護管理法における獣医師の役割の明確化等に関する要請
要請先等：自由民主党どうぶつ愛護議員連盟 会長 野田 聖子
公明党 獣医師・動物看護師議員懇話会 会長 古屋 範子
環境部会 部会長 鰐淵 洋子
動物愛護管理推進委員会 委員長 中野 洋昌
- 5 令和6年11月20日【別記5】
マイクロチップ情報登録の円滑運用実現に向けた動物愛護管理法の改正に関する要請
要請先等：自由民主党国会対策委員長 坂本 哲志
- 6 令和6年12月4日【別記6】
小動物獣医療におけるオンライン診療の円滑な実施について（要請）
要請先等：農林水産省 消費・安全局長 安岡 澄人
- 7 令和6年12月20日、令和7年2月18日【別記7】
獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）
要請先等：環境大臣 浅尾 慶一郎
外務大臣 岩屋 毅
厚生労働省 健康・生活衛生局長 大坪 寛子
農林水産大臣 江藤 拓
文部科学大臣 あべ 俊子
自由民主党獣医師問題議員連盟 会長 麻生 太郎
内閣官房長官 自由民主党ワンヘルス推進議員連盟 会長 林 芳正
厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部長 鷺見 学

8 令和7年2月26日【別記8】

獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）

要請先：環境大臣 浅尾 慶一郎

【別記1】

令和6年4月8日

厚生労働大臣 武見 敬三 様

ペット関連産業・人材育成議員連盟 会長 片山 さつき 様

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟 会長 逢沢 一郎 様

公益社団法人 日本獣医師会
日 本 獣 医 師 連 盟

**動物愛護管理法に基づくマイクロチップの
装着・登録制度の適正な運用に関する要請**

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和4年6月1日に施行された改正動物愛護管理法により、販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録が義務化され、日本獣医師会は指定登録機関として法定登録事務の運用を開始いたしました。また、このたびの法改正では狂犬病予防法の特例措置が規定され、環境省所管の動物愛護管理法と厚生労働省所管の狂犬病予防法の双方で規定している犬の登録について、省の垣根を超えた一元的な運用への道筋がつけられたところです。

しかし遺憾ながら、「環境大臣（指定登録機関）の法定登録」は、本会が27年にわたり全国の獣医師やペットショップ等の関連事業者と連携して298万頭（令和4年度末）まで登録実績を拡大してきた「AIPO登録事業」とは全く別の仕組みとして設定されました。このため、個人情報保護法や行政書士法の規定により厳格な運用を強いられる法定登録制度は、獣医師による登録情報の検索や動物取扱業者等の指導等ができず、また、最終所有者への変更登録も適正に行われない等、所期の法目的の達成が困難な事態となっています。

また、全国1,744の市町村等のうち292(16%)の市町村等が狂犬病予防法の特例措置に参加していますが、当該市町村等の多くは犬の登録手数料の徴収が困難になるなど、大きな混乱を招いています。

つきましては、最終所有者への変更登録を確実に実施するため、ペットショップ等の譲渡人にも変更登録を義務付けるための動物愛護管理法の一部改正を本通常国会で先行して実施し、将来にわたって犬・猫の所有者をはじめ国民の利益に繋がる法定登録制度への抜本的な見直しについて下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 本通常国会で先行して法改正を行い、ペットショップ等から購入した最終所有者への変更登録が確実に行われるよう、譲渡人であるペットショップ等にも変更登録を義務付けること（変更登録の未実施は、年間登録の約4割、24万頭と推計）。
- 2 8週齢超の虚偽の登録申請は、指定登録機関として極めて遺憾であり、獣医師による登録情報の検索を直ちに可能として、次のような第一種動物取扱業者等の業務の適正化や国民利益に資すること。

- ① 8 週齢規制の遵守について複数の獣医師による生年月日の確認
 - ② 法定の「犬猫等健康安全計画」に従った業務運営の獣医師による監視
 - ③ 動物の管理方法等の基準省令に規定された獣医師による健康診断、疾病等治療、ワクチン接種、繁殖供用の可否、帝王切開等の適正な実施
 - ④ マイクロチップ装着後における最終所有者に対する適正登録の支援
 - ⑤ 負傷動物や死体について、所有者や都道府県へ通報（省令改正により令和 5 年 6 月措置済み）
 - ⑥ 動物虐待に関する都道府県等への個体を特定した適正な通報の実現
 - ⑦ 能登半島地震等災害時における被災動物の個体確認による迅速な保護活動の実施
 - ⑧ 犬猫の所有者の任意の同意の下、確実な個体確認に基づく診療業務の適正な実施、診療過誤の未然防止、輸出入検疫・ペット同伴催事等における健康証明等の国民サービスへの貢献
- 3 「AIPO 登録事業」の登録情報を「環境大臣（指定登録機関）の法定登録」に移行させる措置により、直ちに登録情報の一元化を図ること。
- 4 動物愛護管理法の令和 6 年改正に合わせ、同法に基づく犬のマイクロチップ登録と狂犬病予防法に基づく犬の登録の一体的運用を可能とするため、
- ① 市区町村に大きな混乱をもたらしている同法第 39 条の 7 の規定に基づく狂犬病予防法の特例措置に代えて、市区町村から指定登録機関への犬の登録及び登録手数料徴収に係る事務の一括委受託
 - ② 市区町村から地方獣医師会への狂犬病予防注射を含む狂犬病予防事業の一括委受託等を実現し、将来にわたって国民利益の向上、行政コストの削減、狂犬病予防及び動物愛護施策等を推進する円滑かつ適正な運用体制を構築すること。

以上

【別記 2】

令和 6 年 4 月 10 日

厚生労働省

健康・生活衛生局感染症対策部長 佐々木 昌弘 様

公益社団法人 日本獣医師会
日 本 獣 医 師 連 盟

狂犬病予防法に基づく犬の登録と動物愛護管理法に基づく マイクロチップ登録制度の一体的運用について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 6 月 1 日に施行された改正動物愛護管理法により、販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録が義務化され、日本獣医師会は指定登録機関として法定登録事務の運用を開始いたしました。また、このたびの法改正では狂犬病予防法の特例措置が規定され、環境省所管の動物愛護管理法と厚生労働省所管の狂犬病予防法の双方で規定している犬の登録について、省の垣根を超えた一元的な運用への道筋がつけられたところです。

しかし遺憾ながら、法定登録制度は、本会が 27 年にわたり全国の獣医師やペットショップ等の関連事業者と連携して 298 万頭（令和 4 年度末）まで登録実績を拡大してきた AIPO 登録事業とは全く別の仕組みとして設定されました。このため、個人情報保護法や行政書士法の規定により厳格な運用を強いられる法定登録制度は、獣医師による登録情報の検索や動物取扱業者等の指導等ができず、また、最終飼育者の適正な変更登録にも支障を来しており、このままでは登録制度の破

綻が強く懸念されるところです。

また、全国 1,744 の市町村等のうち 292(16%)の市町村等が狂犬病予防法の特例措置に参加していますが、当該市町村等の多くは犬の登録手数料の徴収が困難になるなど、大きな混乱を招いています。

一方、政府が医療 DX をはじめ社会全体のデジタル化を強力に推進する中で、AIP0 を統合しデジタル化されたマイクロチップ登録制度と、全国の市町村に分散化されている類似の犬の登録事務について、全国一元的な運用体制の構築が強く求められています。

つきましては、瑕疵のあるマイクロチップ登録制度の早期適正化のため、令和 6 年通常国会で動物愛護管理法を先行して改正するとともに、両法定登録制度の一元的な運用を可能とするため、下記のとおり要請いたしますので特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

記

動物愛護管理法の令和 6 年改正に合わせ、同法に基づく犬のマイクロチップ登録と狂犬病予防法に基づく犬の登録の両法定登録制度の一元的運用による全国一律のワンストップサービスを可能とするため、

- ① 市区町村に大きな混乱をもたらしている同法第 39 条の 7 の規定に基づく狂犬病予防法の特例措置に代えて、市区町村から指定登録機関への犬の登録及び登録手数料徴収に係る事務の一括委受託
- ② 市区町村から地方獣医師会への狂犬病予防注射を含む狂犬病予防事業の一括委受託等を実現し、将来にわたって国民利益の向上、行政コストの削減、狂犬病予防及び動物愛護施策等を推進する円滑かつ適正な運用体制を構築されたい。

以上

【別記 3】

令和 6 年 6 月 5 日ほか

総務大臣 松本 剛明 様
全国知事会会長 村井 嘉浩 様
自由民主党獣医師問題議員連盟 会長 麻生 太郎 様

公益社団法人 日本獣医師会
日 本 獣 医 師 連 盟

公務員獣医師の処遇改善に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導及びご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延しパンデミックとして人類を恐怖に陥れ、我が国の国民生活や経済活動にも多大なる悪影響を及ぼしました。本感染症をはじめ、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、重症急性呼吸器症候群(SARS)、新型インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人獣共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るワンヘルスの実践に基づく感染症対策が世界的に必要とされています。このため、令和 5 年 5 月に開催された「G7 広島サミット」で

はワンヘルスの適用による国際保健上の脅威への対処が表明され、日本政府においても同年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」にもワンヘルス・アプローチが明記されました。

また、従来より、家畜・家禽の悪性伝染病である口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対応や、腸管出血性大腸菌 O157、ノロウイルス感染症、牛海綿状脳症 (BSE) 等の対策を含む食品の安全性確保のほか、薬剤耐性 (AMR) 対策、公衆衛生対策、動物愛護対策を含む人と動物の共生社会の構築等、獣医師が担うべき業務は極めて広範かつ重要なものとなっています。

これらの危機管理対策をはじめ、国民の生命・財産や日常生活を守る重要な役割を果たしているのが公務員獣医師であり、新型コロナウイルス感染症の経験から学んだ将来の新興・再興感染症対策への備えも、公務員獣医師が中心となって対応していかなければなりません。

さて、わが国の獣医学教育は、昭和53年度入学者から修士課程積上げ6年制教育課程に、昭和59年度入学者からは6年制一貫教育課程に移行し、令和元年度からは現職の公務員獣医師の全てが医師・歯科医師と同様6年間の教育課程を修めた免許取得者になりました。しかも、獣医師の活動分野は、公務員獣医師としての家畜衛生・公衆衛生、動物愛護・福祉、野生動物保護・管理等のほか、小動物・産業動物診療、バイオメディカル、教育・研究、海外協力等広範な分野に及んでいます。このような獣医師の専門的かつ広範な活動等を反映し、近年における大学獣医学課程への入学に要する学力は、医学教育課程と同等の学力を要する状況となっています。

しかしながら、公務員獣医師は上記のように極めて重要な役割を果たしているにもかかわらず、その処遇については、医師・歯科医師の下でその処方や指示により医療に従事する職種と同じ医療職給料表(二)が適用されています。このような公務員獣医師の処遇は、医師等と同様に、高度な自己判断に基づき困難な業務を遂行しなければならない高度専門職として相応しいものとは到底言えず、このことが全国的に公務員獣医師が採用(就業)困難職種となっている最大の要因となっています。

このような状況を踏まえて、全国都道府県議会議長会が平成26年7月30日に決議された「平成27年政府予算編成並びに施策に関する提言」において、現下の公務員獣医師に相応しい処遇とするために必要な措置を講じるよう国に求めていただき、さらに多数の県議会からも、本要請と同趣旨の意見書を関係機関に提出していただきました。

その後、日本獣医師会と日本医師会と同様に、全国47都道府県の55地方獣医師会全てが地方医師会と学術連携協定を締結し、世界に先駆けて日本全国においてワンヘルスの実践体制が構築されました。

このような獣医師と医師が対等の立場で、人と動物の健康及び環境保全に一体的に取り組んでいる活動が高く評価され、福岡県では人事委員会の勧告に基づき、医療職給料表を廃止した上で新たに特定獣医師職給料表を新設し、平成29年4月1日から施行されました。これに続き、徳島県においても令和3年度から特定獣医師職給料表が新設されています。

一方、獣医師が不足している地域では、今般の豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の対策をはじめとして、困難性の高い業務の増大により職員が大きく疲弊しているとともに中途退職者の増加に歯止めがかからない状況です。このような獣医師の地域・職域偏在の解消のためには、6年制教育修了者に相応しい魅力ある職場の確保と処遇改善が喫緊の課題です。

つきましては、貴職におかれましては、上記のような公務員獣医師が担っている業務の国民生活における重要性と地方自治の趣旨に鑑み、各都道府県知事及び各都道府県人事委員会がその処遇改善の実現に取り組むことについて、特段のご理解とご尽力を賜りたく下記のとおり要請します。

記

- 1 公務員獣医師について、高度な自己判断に基づき困難な業務を遂行しなければならない高度専門職であることを認識したうえで、医師等に準じた処遇改善を行うことについて、各都道府県知事及び各都道府県人事委員会に理解・推進を求めること。

2 1の処遇改善は、現行の初任給調整手当等の時限的なものではなく、その職責に相応しい獣医師独自の給料表を創設し、恒久的なものとして措置することについて、各都道府県知事及び各都道府県人事委員会に理解・推進を求めること。

3 農林水産省の獣医療提供体制整備推進総合対策事業を活用した公務員獣医師を対象とした修学資金貸付制度を実施・充実させるとともに、条件を満たした場合の返還免除措置を確実に講じることについて、各都道府県知事に理解・推進を求めること。

令和6年6月5日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 藏内 勇夫
日本獣医師連盟 委員長 村中 志朗

以上

【別記4】

令和6年7月17日ほか

自由民主党どうぶつ愛護議員連盟 会長 野田 聖子 様
公明党 獣医師・動物看護師議員懇話会 会長 古屋 範子 様
環境部会 部会長 鰐淵 洋子 様
動物愛護管理推進委員会 委員長 中野 洋昌 様

公益社団法人 日本獣医師会
日本獣医師連盟

動物愛護管理法における獣医師の役割の明確化等に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和4年6月1日に施行された改正動物愛護管理法（以下「法」という。）により、販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録が義務化されました。本会は指定登録機関として法定登録事務を担っており、令和6年7月5日現在、犬104万頭、猫43万頭が登録されています。

本年元日に発生した令和6年能登半島地震では、被災して一時的に動物病院やシェルターに預けられた動物が、最大で1日210頭に上りました。石川県及び近隣各県の地方獣医師会会員獣医師がその対応に当たり、個体識別手段としてマイクロチップが活用されました。

一方で、法定登録においては、本会が27年にわたり全国の獣医師やペットショップ等の関連事業者と連携して約300万頭まで登録実績を拡大してきた「AIP0 個体登録事業」において実現してきた、傷病を負っていない迷子動物や被災動物に対する獣医師による登録情報の検索・確認と迅速な飼い主への返還ができないことや、ペットショップから最終飼い主への所有者変更登録を獣医師が支援できず、情報の正確性が保たれていないことなど、所期の法目的の達成に課題があるのが実情です。

つきましては、獣医師が将来にわたって動物の所有者をはじめ国民の利益に繋がる法目的の達成に必要な役割を果たすことができるよう、下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 法における獣医師の責務として、動物の所有者の責務に関わる措置の適正な運用を支援するとともに監視・指導及び助言に努める旨を定め、法に基づく動物の適正な取り扱いにおける獣医師の役割を位置づけること。
- 2 法第三十九条に定めるマイクロチップの装着・登録について、法第七条第六項に基づくものであることを明記し、1における獣医師の監視・指導及び助言に活用できるようにすること。具体的には、飼い主への犬猫の返還及び情報の正確性向上、適正飼養の推進等、国民の利便性の向上を図るため、速やかに獣医師によるマイクロチップ情報の検索を可能とする規定を設けること。

以上

【別記5】

令和6年12月4日

自由民主党国会対策委員長
坂本哲志様

公益社団法人 日本獣医師会
日本獣医師連盟

マイクロチップ情報登録の円滑運用実現に向けた動物愛護管理法の改正に関する要請

マイクロチップ登録制度をめぐる課題

A I P O登録

平成8年から、マイクロチップによる個体登録の取組を開始。
動愛法第7条に基づき、平成18年環境省告示第23号に規定される「全国規模で所有者情報の連絡が可能な公的団体」である日本獣医師会が民間団体として現在まで28年間登録事務を継続している。

登録料：1050円 登録数2,999,812件（犬2,219,079件、猫770,591件、他10,142件）

- ①登録管理システム、データベース及びデータは日本獣医師会が保有し一元管理。
- ②獣医師による情報検索が可能。
- ③ペットショップによる登録代行が可能。飼育者の確実な登録を推進。
- ④登録完了通知はがきの送付により、飼育者と動物の所在地を確認。
（法定登録の開始による登録様式の変更の

環境大臣登録（犬と猫のマイクロチップ情報登録）

令和元年に成立した改正動愛法第39条に基づき、令和4年6月から日本獣医師会が環境大臣指定登録機関として登録を開始。

登録料：400円 登録数1,683,258件（犬1,193,552件、猫489,706件）

- ①データベース及びデータ管理システムは国が保有・管理。
（ただし費用負担は日本獣医師会）、登録窓口システムのみ日本獣医師会が保有・管理。
- ②獣医師による情報検索は傷病個体に対する診療目的に限定。元気な動物や災害時の保護動物、死亡個体への対応はできない。
- ③ペットショップによる代行登録は不可。飼育者の登録の正確性が保たれていない。
- ④動物種は犬と猫に限定。
- ⑤全国の市町村及び警察機関にID、パスワード

ため令和4年7月1日から休止中) ⑤動物種の制限はなく、飼育動物全般の登録を受け入れている。 ⑥全国の市町村及び警察機関にID、パスワードを付与。付与先は日本獣医師会が一括管理しており、動物愛護部局以外にも、清掃センター等の関連部局でも活用され、所有者確認が行われている。 ⑦逸走保護個体や死亡収容個体等の所有者検索・連絡はもとより、飼育動物に対する適正飼養推進・診療提供体制整備・環境教育推進や災害支援対策など、飼育者と動物を総合的に支援する様々な活動を推進。	ドを付与。ただし、管理権限は自治体等にある。 ⑥実施できる業務は新規登録、変更登録、死亡の届出に係る登録管理業務に限定。適正飼養の推進や災害支援対策等、飼育者と動物を支援する幅広い活動はできない。
---	--

◎法改正が必要なポイント

- 1 法における獣医師の責務として、動物の所有者の責務に関わる措置の適正な運用を支援するとともに監視・指導及び助言に努める旨を定め、法に基づく動物の適正な取り扱いにおける獣医師の役割を位置づけること。
- 2 法第三十九条に定めるマイクロチップの装着・登録について、法第七条第六項に基づくものであることを明記し、1における獣医師の監視・指導及び助言に活用できるようにすること。具体的には、飼い主への犬猫の返還及び情報の正確性向上、適正飼養の推進等、国民の利便性の向上を図るため、速やかに獣医師によるマイクロチップ情報の検索を可能とする規定を設けること。

マイクロチップ情報登録の円滑な実施に向けて
情報登録の早期一元化と適正飼養推進に向けた幅広い活動の実現に必要な対応案

【現在の環境大臣登録の課題と対応案】

課題①：平時からの獣医師による情報検索の実現

→対応案：動愛法第8条に獣医師の役割を追加（法改正）

課題②：ペットショップによる代行登録の実現

→対応案：動愛法第39条の5及び6に、犬猫等販売業者による販売時（譲渡時）の登録を追加（法改正）

※行政書士法との関係：獣医師は、診療行為であるマイクロチップの装着と一体をなすものとして、飼育者からの依頼を受けて登録を行うことが可能（日本行政書士会連合会見解）だが、ペットショップは法令で明確に規定されない限り代行登録不可。

課題③：犬猫以外の飼育動物の登録の実現

→対応案：法第39条に定めるマイクロチップの装着・登録について、法第7条第6項に基づくものであることを明記する（法改正）とともに、法第39条の10に、指定登録機関に法第7条第1項から第6項に係る業務を行わせることができることを規定（法改正）

課題④：飼育動物に対する適正飼養推進・診療提供体制整備・環境教育推進や災害支援対策など、飼育者と動物を総合的に支援する様々な活動の実現

→対応案：課題③への対応と同様。マイクロチップが飼育者と動物の安全・安心を守るものであることを法の中に位置づける（法改正）

【別記 6】

令和 6 年 12 月 4 日

農林水産省 消費・安全局長
安 岡 澄 人 様

公益社団法人 日本獣医師会
日 本 獣 医 師 連 盟

小動物獣医療におけるオンライン診療の円滑な実施について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

小動物獣医療をめぐる様々な課題につきましては、本会の職域別部会のひとつである小動物臨床部会に設置された小動物臨床委員会（委員長：森尚志理事）において検討を進めているところであり、今般、中間報告として、「小動物臨床委員会報告書（愛玩動物に係るオンライン診療のあり方と愛玩動物看護師の活用について）」を取りまとめ、公表したところです。

一方、令和 6 年 6 月 21 日に閣議決定された規制改革実施計画において、飼育者の利便性向上等の観点から、本会が令和 4 年に取りまとめた「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」等も参考にしつつ、愛玩動物に係るオンライン診療の受診の円滑化のための指針の策定が求められていると承知しております。

つきましては、貴省において当該指針の策定をご検討される際は、上記の報告書の内容をご了知の上、下記のとおり受診する飼育動物及びその飼育者が定期的に対面で受診している等直接的な関係があり、日頃から当該飼育動物の既往歴や予防情報、健康診断結果等を把握しているかかかりつけ獣医師が行うことを原則とすること等についてご配慮賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 オンライン診療は、受診する飼育動物及びその飼育者が定期的に対面で受診している等直接的な関係があり、日頃から当該飼育動物の既往歴や予防情報、健康診断結果等を把握しているかかかりつけ獣医師が行うことを原則とすること。
- 2 オンライン診療の実施にあたっては、本会が令和 4 年に取りまとめた「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」の内容を基本とすること。

以上

【別記 7】

令和 6 年 12 月 20 日ほか

環境大臣 浅尾 慶一郎 様
外務大臣 岩屋 毅 様
厚生労働省 健康・生活衛生局長 大坪 寛子 様
農林水産大臣 江藤 拓 様
文部科学大臣 あべ 俊子 様

自由民主党獣医師問題議員連盟 会長 麻生 太郎 様
内閣官房長官 自由民主党ワンヘルス推進議員連盟会長 林 芳正 様
厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部長 鷺見 学 様

公益社団法人 日本獣医師会
日 本 獣 医 師 連 盟

獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、政府が公表した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2024」の中には、狂犬病予防法関連手続きのオンライン化等の人獣共通感染症対策の課題に対して、ワンヘルス・アプローチに基づき、国を挙げて取り組む旨が明記されました。日本獣医師会ではワンヘルスの理念を踏まえ、新型コロナ感染症をはじめ人獣共通感染症対策等に先進的に取り組んできました。引き続き、人獣共通感染症や薬剤耐性問題などに対処し、人と動物の健康、環境保全などを含めたワンヘルスの普及・実践及び人材育成をしていくためには、日本国内だけでなくアジアをはじめ世界においても同時に連携して有効な対策に取り組んでいくこととしています。また、令和8年4月に東京で開催する世界獣医師大会では、人と動物の健康は一つと考えるワンヘルスの概念をさらに推進し、実践的なアプローチを通じて人と動物の健康を向上させることとしています。

このような中、動物由来の人獣共通新興・再興感染症や、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、アフリカ豚熱等の越境性動物感染症は、全国どこでも発生するリスクが高くなっています。特に、過去最多の発生の令和4年シーズンに匹敵するペースで発生している高病原性鳥インフルエンザ、本年11月に国内で初めて発生した届出伝染病であるランピースキン病の防疫対応に万全を期す必要があります。

これらの緊急かつ広範な課題解決に向けて中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待や要請は極めて大きなものとなっています。しかしながら、国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備や獣医師の処遇は未だ十分なものとは言えない状況にあります。さらに、現在の国及び地方自治体におけるワンヘルスの実践体制は十分ではなく、しかも犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての調査研究は空白領域となっています。このような国の危機管理体制が不十分な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 感染症に対する危機管理施策の整備・充実及びワンヘルスの実践体制の構築

動物由来の人獣共通感染症及び家畜・家禽の越境性感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、次のような危機管理及びワンヘルスに関する施策を講じられたい。

(1) ワンヘルスの実践体制の構築

- ① 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発等を法的に実施できる体制を確立し、令和7年度以降に創設される国立健康危機管理研究機構等と連携・協力して人と動物の健康及び環境保全等のワンヘルスを実践するための研究教育体制の構築〔農林水産省、厚生労働省、環境省、文部科学省〕
- ② 地方での緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関等としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び福岡県が先行して実施する地方自治

体における動物保健衛生所（家畜保健衛生所の業務を現行の家畜・家禽のほか、愛玩動物及び野生動物にも拡大）等「ワンヘルスセンター」の設置、並びに全国的に構築された医師会と獣医師会の連携体制及び都道府県の家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・野生鳥獣等の関係部局間の連携体制の強化等への支援〔内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省〕

- ③ 全国の医師会及び獣医師会、アジア大洋州医師会連合(CMAAO)、アジア獣医師会連合(FAVA)及びFAVA ワンヘルス福岡オフィス(FOF)の活動(FOF に対する WOAH アジア太平洋地域代表事務所に準じる優遇措置の付与を含む。)等への国及び都道府県による積極的な支援〔厚生労働省、農林水産省、環境省、外務省、総務省〕

(2) 豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の越境性感染症に対する防疫体制の充実・強化

- ① 農場管理獣医師（飼養衛生管理基準に基づき全ての農場ごとに定められる担当の獣医師等）による農場全体の家畜衛生管理の一元化及びその指示・監督の下での豚熱ワクチン接種の適正な実施〔農林水産省〕
- ② 野生イノシシに対するサーベイランスによる感染状況の把握、経口ワクチンの効果的な活用、防護壁の設置等による飼養豚との接触の回避〔農林水産省、環境省〕
- ③ アフリカ豚熱、口蹄疫等の越境性感染症の我が国への侵入を未然に防止するため、家畜防疫官の権限強化、検疫探知犬の増頭を踏まえた水際検疫の強化、アジア諸国の獣医師に対する技術研修等の支援〔農林水産省〕

2 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

本会が 27 年間にわたり適正に取り組み 298 万頭(令和 4 年度末)の登録実績を有する AIPO 登録事業の実績を踏まえ、速やかに法定登録制度の円滑かつ適正な運用体制を構築されたい。

(1) 動物愛護管理法の早期の改正による抜本的な見直し

- ① 登録制度運用上の制約が多い現行の「環境大臣の登録」を、AIPO の仕組（獣医師による登録情報の検索、ペットショップ等による変更登録手続き、付加価値サービスの提供等が可能）を活用した飼育者等の利便性向上に繋がる一元的な制度に改善〔環境省〕
- ② 販売用以外の犬・猫全頭についてのマイクロチップの装着・登録の義務化及びその他の動物の任意登録の追加〔環境省〕
- ③ 犬のマイクロチップ法定登録と狂犬病予防法に基づく犬の登録の一体的運用を実現するため、現行の特例措置を全国一律のワンストップサービスとして円滑に運用する方策（市町村等から指定登録機関及び地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括委受託等）に変更〔環境省、厚生労働省〕

(2) 法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

- ① 法における獣医師の責務として、動物の所有者の責務に関する措置の適正な運用を支援するとともに指導及び助言に努める旨を定め、法に基づく動物の適正な取り扱いにおける獣医師の役割を位置付けること〔環境省〕
- ② 法第 39 条に定めるマイクロチップの装着・登録について、法第 7 条第 6 項に基づくものであることを明記し、獣医師の指導及び助言に活用できるようにすること〔環境省〕

3 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

愛玩動物看護師法等の獣医療関係法令の運用に当たっては、獣医療現場の実態を踏まえ、次のような国民の要請に応え得る高度かつ適正な獣医療の提供体制の構築等に支援されたい。

(1) 愛玩動物看護師法の効果的な運用

- ① 愛玩動物看護師の雇用の促進、獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携による高度な「チーム獣医療提供体制」の構築〔農林水産省、環境省〕
- ② 愛玩動物看護師による動物飼育高齢者世帯等への訪問を含む「かかりつけ動物病院」による人と動物の共生社会の発展を目指す地域ケアシステムの構築〔農林水産省、環境省〕

(2) 獣医師法、獣医療法等の一層適正な運用

- ① 農場管理獣医師等の高度な専門的知識・技術を備えた認定・専門獣医師制度の定着・普及の支援、認定・専門獣医師の育成研修や適切な資格運営の支援〔農林水産省〕

- ② 獣医療分野における高度かつ多様なニーズを踏まえ、農場管理獣医師や「かかりつけ動物病院」等による適正かつ確実な診療の提供を前提とした遠隔診療等の対応方策の整備 [農林水産省]
- ③ 薬剤耐性（AMR）対策としての抗菌剤の慎重使用を推進するため、医薬品医療機器等法に基づき承認・許可された動物用医薬品の承認申請等の迅速化 [農林水産省]

4 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保と処遇改善

政府において「新しい資本主義」に向けた重点投資分野として「人への投資と分配」において賃上げが推進される中、地域及び職域における獣医師の偏在を是正、産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の給与改善等をするため、次のような処遇改善措置等を講じられたい。

(1) 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師への就業誘導対策

- ① 獣医学生・高校生を対象とする産業動物診療獣医師修学資金制度の継続・拡充、獣医学生に対する臨床実習等を行う農業共済団体等家畜診療所（以下「家畜診療所」という。）、都道府県家畜保健衛生所等の実習受入れ体制の整備 [農林水産省、文部科学省]
- ② 獣医師法第 16 条の 2 の規定に基づき農林水産大臣の指定する臨床研修施設としての家畜診療所の教育機能の強化による獣医師の卒後臨床教育の実施体制の確立 [農林水産省]
- ③ 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援を行うとともに、女性獣医師が継続して就業できる職場環境の継続的な整備 [農林水産省]

(2) 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の給与改善対策

- ① 地方公務員獣医師について、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善（本俸の一律月額 5 万円以上の増額） [総務省、農林水産省、厚生労働省]
- ② 家畜診療所の勤務獣医師について、農業保険制度に基づく病傷事故等診療収入以外への収入源の多元化による給与改善 [農林水産省]
- ③ 国家公務員獣医師について、初任給調整手当の適用等の給与改善 [人事院]

以上

【別記 8】

令和 7 年 2 月 26 日

厚生労働省

健康・生活衛生局 感染症対策部長 鷲見 学 様

公益社団法人 日本獣医師会
日 本 獣 医 師 連 盟

獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、政府が公表した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2024」の中には、狂犬病予防法関連手続きのオンライン化等の人獣共通感染症対策の課題に対して、ワンヘルス・アプローチに基づき、国を挙げて取り組む旨が明記されました。日本獣医師会ではワンヘルスの理念を踏まえ、新型コロナ感染症をはじめ人獣共通感染症対策等に先進的に取り組んできました。引き続き、人獣共通感染症や薬剤耐性問題などに対処し、人と動物の健康、環境保全などを含めたワンヘルスの普及・実践及び人材育成をしていくためには、日本国内だけでなくアジアをはじめ世界においても同時に連携して有効な対策に取り組んでいくこととしています。また、令和 8 年 4 月に東京で開催する世界獣医師大会では、人と動物の健康は一つと考えるワンヘルスの概念をさらに推進し、実践的なアプローチを通じて人と動物の健康を向上させることとしています。

このような中、動物由来の人獣共通新興・再興感染症や、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、アフリカ豚熱等の越境性動物感染症は、全国どこでも発生するリスクが高くなっています。特に、過去最多の発生の令和4年シーズンに匹敵するペースで発生している高病原性鳥インフルエンザ、本年11月に国内で初めて発生した届出伝染病であるランピースキン病の防疫対応に万全を期す必要があります。

これらの緊急かつ広範な課題解決に向けて中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待や要請は極めて大きなものとなっています。しかしながら、国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備や獣医師の処遇は未だ十分なものとは言えない状況にあります。さらに、現在の国及び地方自治体におけるワンヘルスの実践体制は十分ではなく、しかも犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての調査研究は空白領域となっています。このような国の危機管理体制が不十分な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします

記

1 感染症に対する危機管理施策の整備・充実及びワンヘルスの実践体制の構築

動物由来の人獣共通感染症及び家畜・家禽の越境性感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、次のような危機管理及びワンヘルスに関する施策を講じられたい。

(1) ワンヘルスの実践体制の構築

- ① 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発等を法的に実施できる体制を確立し、令和7年度以降に創設される国立健康危機管理研究機構等と連携・協力して人と動物の健康及び環境保全等のワンヘルスを実践するための研究教育体制の構築〔農林水産省、厚生労働省、環境省、文部科学省〕
- ② 地方での緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関等としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び福岡県が先行して実施する地方自治体における動物保健衛生所（家畜保健衛生所の業務を現行の家畜・家禽のほか、愛玩動物及び野生動物にも拡大）等「ワンヘルスセンター」の設置、並びに全国的に構築された医師会と獣医師会の連携体制及び都道府県の家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・野生鳥獣等の関係部局間の連携体制の強化等への支援〔内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省〕
- ③ 全国の医師会及び獣医師会、アジア大洋州医師会連合(CMAAO)、アジア獣医師会連合(FAVA)及びFAVA ワンヘルス福岡オフィス(FOF)の活動(FOFに対するWOAH アジア太平洋地域代表事務所に準じる優遇措置の付与を含む。)等への国及び都道府県による積極的な支援〔厚生労働省、農林水産省、環境省、外務省、総務省〕

(2) 豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の越境性感染症に対する防疫体制の充実・強化

- ① 野生イノシシに対するサーベイランスによる感染状況の把握、経口ワクチンの効果的な活用、防護壁の設置等による飼養豚との接触の回避〔農林水産省、環境省〕
- ② 狂犬病予防注射の接種率を向上させるための多様な取組の推進〔厚生労働省、農林水産省、環境省〕

2 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用等

本会が27年間にわたり適正に取り組み298万頭(令和4年度末)の登録実績を有するAIP0登録事業の実績を踏まえ、速やかに法定登録制度の円滑かつ適正な運用体制を構築されたい。

(1) 動物愛護管理法の早期の改正による抜本的な見直し

- ① 登録制度運用上の制約が多い現行の「環境大臣の登録」を、AIP0の仕組(獣医師による登録情報の検索、ペットショップ等による変更登録手続き、付加価値サービスの提供等が

可能)を活用した飼育者等の利便性向上に繋がる一元的な制度に改善 [環境省]

② 販売用以外の犬・猫全頭についてのマイクロチップの装着・登録の義務化及びその他の動物の任意登録の追加 [環境省]

③ 犬のマイクロチップ法定登録と狂犬病予防法に基づく犬の登録の一体的運用を実現するため、現行の特例措置を全国一律のワンストップサービスとして円滑に運用する方策(市町村等から指定登録機関及び地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括委受託等)に変更 [環境省、厚生労働省]

(2) 法令に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

① 法における獣医師の責務として、動物の所有者の責務に関する措置の適正な運用を支援するとともに指導及び助言に努める旨を定め、法に基づく動物の適正な取り扱いにおける獣医師の役割を位置付けること [環境省]

② 法第 39 条に定めるマイクロチップの装着・登録について、法第 7 条第 6 項に基づくものであることを明記し、獣医師の指導及び助言に活用できるようにすること [環境省]

3 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

愛玩動物看護師法等の獣医療関係法令の運用に当たっては、獣医療現場の実態を踏まえ、次のような国民の要請に応え得る高度かつ適正な獣医療の提供体制の構築等に支援されたい。

(1) 愛玩動物看護師法の効果的な運用

① 愛玩動物看護師の雇用の促進、獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携による高度な「チーム獣医療提供体制」の構築 [農林水産省、環境省]

② 愛玩動物看護師による動物飼育高齢者世帯等への訪問を含む「かかりつけ動物病院」による人と動物の共生社会の発展を目指す地域ケアシステムの構築 [農林水産省、環境省]

以上

B 個別事業報告

I 公益目的事業

獣医師道の高揚、獣医事の向上、獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、動物の福祉及び愛護の増進並びに自然環境の保全に寄与し、もって人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に貢献する事業

1 部会委員会等運営事業

(1) 職域別の部会委員会の運営

各職域に係る諸課題について、昨年度に引き続き各部会の委員会ごとに定めた別記検討テーマについて地方獣医師会、関係団体等とも連携を確保しながら委員会において協議・検討を行い、その対処方針等を日本獣医師会及び地方獣医師会の事務・事業の推進に逐次反映させるとともに獣医療の質の向上をはじめとする獣医療提供体制の整備について関係機関・団体等に対する施策推進の提言活動に努めた。

なお、令和7年2月26日、第15回職域別部会関係部会長会議を開催し、本会の令和7年度事業計画書(案)について説明して意見交換を行い、各部会長が事業計画を踏まえた部会での取組みの推進を確認した。

【別記】

部会委員会（常設委員会・個別委員会）の構成と検討課題

1 常設委員会

部 会	委 員 会	検 討 テ ー マ
獣医学術部会	学 術 ・ 教 育 ・ 研 究 委 員 会	①アジア獣医師会連合（FAVA）戦略計画（Strategic Plan）（2021～2025）への対応 ②臨床研究における生命倫理ガイドライン案の策定
産業動物臨床部会	産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 共 済 委 員 会	①共済家畜診療施設の収入増加対策と教育機関としての取組による処遇改善の在り方 ②地域獣医療体制の整備・充実 （ア 飼養衛生管理基準に基づく担当獣医師による認定・専門獣医師制度への参加による農場管理獣医師の定着推進、イ 離島・僻地等における遠隔診療の円滑な導入等による産業動物診療環境の改善を含む） ③FAVA 戦略計画（畜産物の安全性確保と安定供給）常設委員会対応支援
小動物臨床部会	小 動 物 臨 床 委 員 会	①かかりつけ動物病院を中核とした地域包括ケアシステムの実証（愛玩動物看護師による訪問看護等の対応を含む） ②マイクロチップ装着・登録義務化による動愛法上の狂犬病予防法の特例措置への対応 ③愛玩動物看護師法の円滑な運用に向けた対応

家畜衛生部会	家畜衛生・公衆衛生委員会	①公務員獣医師の人材確保について (地方公共団体における受入体制の充実強化、 獣医師職独自の給料表制定、恒久的な給与水準 の改善) ②ワンヘルスを推進するための行政組織の連携 強化について (地方獣医師会、地域医師会等との連携・協力 活動の指導・支援)
公衆衛生部会		
動物福祉・愛護部会	動物福祉・愛護委員会	①動物愛護管理法の下での獣医師の役割 ②緊急災害時の獣医療提供体制確保と地域社会 への貢献
	VMAT 養成カリキュラム等 検討小委員会	災害対応認定・専門獣医師としての VMAT 養成カ リキュラムの平準化に向けた検討(モデルカリ キュラムの策定及び養成テキストの編集等)
職域総合部会	総務委員会	地方獣医師会会員組織率の向上対策について
	組織財政検討小委員会	日本獣医師会の組織財政の在り方

2 個別委員会

部 会	委 員 会	検 討 テ ー マ
動物福祉・愛護部会	学校動物飼育支援対策検討委員会	学校動物飼育支援対策の確立と推進
	日本動物児童文学賞審査委員会	日本獣医師会日本動物児童文学賞の選考及び審 査など
職域総合部会	女性獣医師活躍推進委員会	女性獣医師の活躍推進に関する対応
	日本獣医師会雑誌編集委員会	日本獣医師会雑誌(日獣会誌)の企画及び編集

ア 各部会の委員会の開催と検討状況

(ア) 獣医学術部会

学術・教育・研究委員会

学術・教育・研究委員会〔委員長：佐藤れえ子（日本獣医師会理事）〕では、検討テーマである①アジア獣医師会連合（FAVA）戦略計画（Strategic Plan）（2021～2025）への対応、②臨床研究における生命倫理ガイドライン案の策定について対応を進めた。

臨床研究における生命倫理ガイドライン案の策定については、臨床研究・倫理に係るワーキンググループにおいてメール会議を開催し、ガイドライン案の内容確認及びガイドライン発出の可否について各委員の意見聴取を行った。

また、学術・教育・研究委員会委員に対し、①第 41 回世界獣医師会大会及び第 43 回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和 7 年度）の合同開催について、②今後の獣医学術学会年次大会における参加登録料、協賛料の値上げ、及び歓迎交流会の開催のあり方と参加費の値上げの対応について意見を聴取するとともに、③生涯研修システムの新システム（JRA 事業にて制作済）への移行について同意確認を行った。

(イ) 産業動物臨床部会

産業動物臨床・家畜共済委員会

産業動物臨床・家畜共済委員会〔委員長：立川文雄（日本獣医師会理事）〕では、令和 6 年

5月28日に第39回委員会を開催し、農場管理獣医師のあり方、認定・専門獣医師制度の構築に係る進捗状況、FAVA戦略計画に係る対応について協議が行われた。令和6年10月15日には、第40回委員会を開催し、今期委員会の取りまとめを行う上で委員への事前アンケートを踏まえ、農場管理獣医師の定着、遠隔診療におけるニーズ別の対応、現場獣医師等へのフォロー体制（VtoV）、医薬品および医療器具の調達方法について協議が行われた。令和7年1月10日は、第41回委員会を開催し、農場管理獣医師を中心とした診療体制の確立として、農家の収入増加に見合った課金の仕組、獣医師の待遇改善、農場管理獣医師を前提としたその他の課題として、遠隔獣医療、AMR対策（管理体制の整備）について今期委員会報告のとりまとめに向けて協議が行われた。

（ウ）小動物臨床部会

小動物臨床委員会

小動物臨床委員会〔委員長：森尚志（日本獣医師会理事）〕では、第36回委員会を令和6年8月22日、第37回委員会を11月12日に開催し、①小動物診療分野における遠隔診療の対応、②愛玩動物看護師の資格を活かしたチーム獣医療の実現、及び③無麻酔でのスケーリング処置について検討を行った。委員会での検討を踏まえ、令和6年9月、「小動物臨床委員会報告書（中間取りまとめ）（愛玩動物に係るオンライン診療のあり方と愛玩動物看護師の活用について）」を取りまとめた。

普及啓発として歯石除去に係るポスターを作成し、地方獣医師会あてに配布を行った。

また、令和6年12月4日付「小動物獣医療におけるオンライン診療の円滑な実施について（要請）」にて、農林水産省 消費・安全局長あてに要請を行った。

（エ）家畜衛生部会・公衆衛生部会

家畜衛生委員会・公衆衛生委員会（家畜衛生・公衆衛生委員会）

家畜衛生・公衆衛生委員会〔委員長：片岡辰一郎（日本獣医師会理事）〕では、検討テーマ①ワンヘルスを推進するための行政組織の連携について、②公務員獣医師の人材確保について対応を進めた。

（オ）動物福祉・愛護部会

a 動物福祉・愛護委員会

動物福祉・愛護委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕は、第9回委員会を令和6年8月27日、第10回委員会を令和7年1月7日に開催し、①動物愛護管理法における獣医師の役割の明確化、②認定・専門獣医師としての動物取扱業管理獣医師（仮称）のあり方について検討を行った。

令和7年1月26日には学会年次大会仙台大会のシンポジウムとして、「動物の『いのち』に対する市民意識を考える ―致死処置に関する意識調査から見える論点―」を開催した。講演の内容は以下のとおり。

No.	テ ー マ	講 師 名	所 属
1	動物の致死処置をめぐる現状と課題	佐 伯 潤	日本獣医師会理事
2	小動物臨床現場から	桑 原 岳	大阪市獣医師会副会長
3	動物の致死処置に対する日本人の意識と今後の対応について	打 越 綾 子	成城大学法学部教授

b VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会

VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕は、メールやオンラインを活用して情報交換を行った。

令和 6 年 11 月、「災害獣医療認定獣医師資格取得教育テキスト」を編纂し、初版として 1,000 部を発行した。また、令和 7 年 1 月には、オンライン聴講用の講習会動画の収録を実施した。これらを活用し、次年度からの本格実施に向けたプレ開催として、テキストおよび収録済みの講習会動画を用い、令和 7 年 2 月 23 日に鳥取県、3 月 3 日に高知県において、日本獣医師会 VMAT 講習会を対面形式で試験的に開催した。

c 学校動物飼育支援対策検討委員会

学校動物飼育支援対策検討委員会〔委員長：處愛美（福岡県獣医師会理事）〕は、令和 6 年 7 月 10 日に第 13 回委員会を開催し、学校動物飼育支援対策の確立と推進、がっこう動物新聞の発行、市民公開シンポジウム及び拡大会議（意見交換会）の開催について検討を行った。

令和 7 年 1 月 26 日には学会年次大会仙台大会の開催に合わせて、第 14 回委員会拡大会議として、地方獣医師担当者との意見交換会、市民公開シンポジウムとして「地球の未来を託す子供たちに豊かな動物飼育体験を」を開催した。

また、学校における適正な動物飼育活動の推進のため、小学校等への掲示を目的とした壁新聞を「がっこう動物新聞（第 13 号）」として発行した。

d 日本動物児童文学賞審査委員会

日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕では、第 36 回の応募作品 107 作品から、一次審査を一般社団法人日本児童文芸家協会に委託して選出された 15 作品について、二次審査として令和 6 年 7 月 18 日に第 36 回日本動物児童文学賞審査委員会を開催し、日本動物児童文学大賞 1 作品及び同優秀賞 2 作品並びに同奨励賞 5 作品を決定した。

(カ) 職域総合部会

a 総務委員会

総務委員会〔委員長：伏見啓二（日本獣医師会専務理事）〕は、令和 6 年 11 月 27 日に第 29 回総務委員会を開催し、①動物感謝デーの開催及びインターペット参画の見直し、②日本獣医師会雑誌の電子ジャーナル化、③地方獣医師会会員組織率の向上対策、④部会委員会のあり方等について協議した。また、⑤総務委員会の下に、組織財政検討小委員会を設置することが了承された。

b 組織財政検討小委員会

組織財政検討小委員会〔委員長：鳥海弘（日本獣医師会副会長）〕は、令和 7 年 2 月 12 日に第 1 回組織財政検討小委員会を Web 併用で開催し、①鳥海弘委員を委員長に、伏見啓二委員を副委員長に選任した。日本獣医師会の組織財政のあり方を検討するために、②日本獣医師会組織財政の現状と課題について説明・協議後、事務局組織における経費削減・改善等として、③事務局組織の見直し、④職員給与体系の見直し、⑤その他の見直しについて協議し、⑥今後の検討スケジュールを確認した。

c 女性獣医師活躍推進委員会

女性獣医師活躍推進委員会〔委員長：白岩利恵子（岩手県獣医師会理事）〕では、第 8 回委員会を令和 6 年 5 月 29 日（Web 併用）、第 9 回委員会を令和 6 年 9 月 30 日（Web 併用）に開催した。令和 6 年度も、獣医学系大学における女性教員数等の調査及び男女共同参画に対する取組みの調査並びに地方獣医師会における女性役員就任数及び女性獣医師活躍推進に係る取組調査について調査を行い、結果を日本獣医師会雑誌（第 77 巻第 12 号）及び女性獣医師応援ポータルサイトに公表した。

また、「女性獣医師が働きやすい職場づくり＝すべての獣医師が働きやすい職場づくり」を目指して検討を進めてきた委員会において、男女を問わず獣医師免許保持者の状況を把握す

るため、平成 25 年度にアンケート「獣医師の就業環境等に関する現況調査」を行ったが、前回の調査から 10 年が経過し、獣医師を取り巻く環境も大きく変化しているため、委員会での協議を踏まえ、令和 6 年度に改めて WEB にてアンケート調査を実施した（調査期間：令和 6 年 8 月 10 日～10 月 31 日）。

令和 6 年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業の実施計画をもとに、①女性獣医師等の復職に係る理解を醸成するための講習会を開催し、②女性獣医師等の就業について考える獣医学生向けのセミナーを現地、オンライン及びオンデマンド配信にて開催した。さらに女性獣医師応援ポータルサイトにおいて e ラーニングコンテンツの充実を図った。

d 日本獣医師会雑誌編集委員会

日本獣医師会雑誌編集委員会においては、第 90 回委員会を令和 6 年 4 月 9 日、第 91 回委員会を 6 月 11 日、第 92 回委員会を 8 月 6 日、第 93 回委員会を 10 月 8 日、第 94 回委員会を 12 月 11 日、第 95 回委員会を令和 7 年 2 月 4 日に開催し、日本獣医師会雑誌会報部分の編集企画の検討、投稿原稿等の審査等を行った。

（2）個別課題への対応

ア 事業推進特別委員会の運営

本会の課題のうち、重要かつ今後の活動推進において特別に考慮すべき課題を検討するため、平成 25 年度から設置された特別委員会については、令和 3 年度に再編された「ワンヘルス推進検討委員会」、「薬剤耐性 (AMR) 対策推進検討委員会」、「マイクロチップ普及推進検討委員会」において前年度に引き続き検討が行われた。

（ア）ワンヘルス推進検討委員会

ワンヘルス推進検討委員会〔委員長：草場治雄（福岡県獣医師会会長）〕では、第 3 回（通算第 6 回）委員会を令和 6 年 1 2 月 2 5 日（WEB 併用）に開催し、各都道府県におけるワンヘルス推進の取組や、ロードマップに基づく取組の推進について意見交換を行った。また、第 4 回（通算第 7 回）委員会を福岡市ワンヘルス国際フォーラムに併せて令和 7 年 2 月 2 1 日（WEB 併用）に開催し、事前に行ったアンケート調査の結果等を踏まえた報告書のとりまとめについて協議した。

（イ）マイクロチップ普及推進検討委員会

マイクロチップ普及推進検討委員会〔委員長：鳥海弘（日本獣医師会副会長）〕は、第 9 回委員会を令和 6 年 7 月 24 日に開催し、マイクロチップ登録制度への対応、マイクロチップ事業のあり方等についての検討を行った。

イ 地区獣医師大会における決議要望事項に対する対応

令和 6 年度地区獣医師大会において採択された決議要望事項等は別記 1 のとおりであるが、これら決議要望事項への対応については令和 6 年度第 10 回業務運営幹部会（令和 7 年 1 月 29 日）において協議の上、別記 2 のとおり対応方針等が了承され、第 15 回職域別部会関係部会長会議（令和 7 年 2 月 26 日）における検討を経て、令和 6 年度第 6 回理事会（令和 7 年 3 月 26 日）に報告された。

【別記 1】

《令和 6 年度地区獣医師大会における決議要望事項等》

【北海道地区】

人獣共通感染症の予防を推進しよう ～One Health に基づき関係機関と連携を図る～

【東北地区】

1 産業動物臨床獣医師確保の重要性について

2 愛玩動物看護師会の設立に向けて、最大限の支援と協力を

【関東・東京地区】

- 1 One Health（ヒトと動物の健康と環境保全の重要性）の理念のさらなる推進を図る
- 2 いつでも人と動物が共生できる社会に向けて～心のバリアフリー～を築いていく
- 3 災害時におけるペット同行避難場所を確保する
- 4 社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」を確立する
- 5 狂犬病予防接種の重要性を広く啓発し、予防対策を推進する
- 6 海外悪性伝染病におけるワクチンの早期実用化を図る

【中部地区】

- 1 犬の登録システムの運用について
- 2 ワンヘルスの理念に基づいた生物多様性の確保及び自然環境の保全施策の推進
- 3 ワンヘルス推進強化について
- 4 狂犬病予防法に基づく犬の登録等の業務において都道府県が果たすべき役割の明確化について
- 5 狂犬病予防注射実施時における接種猶予について
- 6 早期に VMAT 認定獣医師の育成と組織づくり
- 7 獣医師生涯研修事業の見直し
- 8 と畜場及び食鳥処理場におけるアニマルウェルフェア指針の策定について
- 9 日本獣医師会の HP に関して
- 10 求人募集に関して

【近畿地区】

- 1 大阪公立大学における獣医学教育の充実のための適切な教員配置及び参加型・体験型実習受入施設のさらなる拡充について
- 2 家庭飼育動物の感染症動向調査体制構築の推進について

【中国地区】

- 1 農林水産省の獣医師養成確保修学資金給付事業の広範活用について（継続）
- 2 「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置づけの改正について（継続）
- 3 伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と検査・診断体制の整備（継続）
- 4 農業保険法に基づき設立された農業共済組合家畜診療所の運営費の助成について（継続）

【四国地区】

- 1 地方自治体等勤務獣医師の待遇改善について
- 2 ワンヘルスの理念に基づく人と動物の共通感染症対策の推進について
- 3 災害時における被災動物救護と支援体制の構築について
- 4 家畜伝染病防疫体制の強化について

【九州地区】

- 1 産業動物獣医師及び公務員等勤務獣医師の確保に向けた処遇改善の強化を図ること
- 2 ワンヘルスの理念の下、医学・獣医学・生態学等学際連携の強化を図り、「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への誘致を推進すること
- 3 災害時の避難所において、人と動物が適切な関係が維持できるよう、地域自治体との連携の下、危機管理体制を確立すること

【別記2】

《令和6年度地区獣医師大会における決議要望事項に対する日本獣医師会の対応等》

- 1 人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）対策等のワンヘルスの実践
〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕
 - ・ 人獣共通感染症の予防の推進 ～One Healthに基づき関係機関との連携確保～（北海道地区）
 - ・ One Health（ヒトと動物の健康と環境保全の重要性）の理念のさらなる推進（関東・東京地区）
 - ・ ワンヘルスの理念に基づいた生物多様性の確保及び自然環境の保全施策の推進（中部地区）

- ・ ワンヘルス推進強化（中部地区）
- ・ 家庭飼育動物の感染症動向調査体制構築の推進（近畿地区）
- ・ 伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と検査・診断体制の整備（中国地区）
- ・ ワンヘルスの理念に基づく人と動物の共通感染症対策の推進（四国地区）
- ・ ワンヘルスの理念の下、医学・獣医学・生態学等学際連携の強化を図り、「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への誘致の推進（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

（１）人と動物の共通感染症対策等ワンヘルスの実践については本会と日本医師会等と連携しつつ本会の最優先事項として、以下のとおり取り組む。

- ① 関係行政機関を中心とした獣医師及び医師等の関係者による連携体制の構築支援とともに、引き続き本会、日本医師会、農林水産省、厚生労働省が連携した人と動物の共通感染症、薬剤耐性（AMR）対策等に関するシンポジウムを開催し、広く国民の理解の醸成に努める。
- ② 共通感染症対策として、引き続き愛玩動物、野生動物等の疾病に関する調査と検査・診断体制の確立、早期の発生診断等の推進、獣医師を含む関係者を対象とする研修の実施の他、獣医学系大学・研究機関とも連携し、愛玩動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と感染予防マニュアルの策定等検査・診断体制の整備に努める。
- ③ 平時からの感染症発生情報の収集とともに、獣医学術学会年次大会、各種研修会等においてもワンヘルスに係る話題を取り上げ、会員構成獣医師に対する情報提供に努める。

さらに国内、海外における人獣共通感染症における発生状況については、農林水産省、厚生労働省、WOAH（国際獣疫事務局）、WHO 等の調査報告等に加え、SFTS 等の個別課題についても日本獣医師会雑誌等において情報提供する。

（２）我が国におけるワンヘルスの実践活動を一層推進するため、今後も「ワンヘルス推進検討委員会」のほか関係する部会委員会等において検討を行い、その結果を踏まえ、自由民主党ワンヘルス推進議員連盟、関係行政機関等に対し、以下の要請等を行う。

- ① ワンヘルスの実践のため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発等を法的に実施できる体制を確立し、令和７年度以降に創設される国立健康危機管理研究機構等と連携・協力して人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践するための研究教育体制の構築
- ② 地方での緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び福岡県が先行して実施する地方自治体における動物保健衛生所（家畜保健衛生所の業務を現行の家畜・家禽のほか、愛玩動物及び野生動物にも拡大）等「ワンヘルスセンター」の設置に対する支援

２ 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・ 海外悪性伝染病におけるワクチンの早期実用化（関東・東京地区）
- ・ 家畜伝染病防疫体制の強化（四国地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

（１）家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等については、「農場管理認定獣医師」を飼養衛生管理基準で定められた農場ごとの担当獣医師に位置付け、農場に対して飼養衛生管理等を一元的に管理する体制の構築に努めるとともに、以下のとおり家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じる。

- ① 本会では、平成 22 年度以降、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進総合対策事業を実施し、農場管理獣医師の養成・確保に努めてきた。今後は、本会の「農場管理認定獣医師」による農場全体の家畜衛生管理の一元化及びその指示・監督の下での豚熱ワクチン接種を適正に実施する。
- ② 家畜伝染病である豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）等のへ対策については、引き続き発生動向を注視するとともに、全国における野鳥や家さんの鳥インフルエンザの発生状況や昨年 11 月に国内で初めて発生したランブール皮膚病の発生状況を踏まえ、必要に応じて本会に設置した「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」において、本会や地方獣医師会における防疫対応等の支援等について検討を行い、その結果を踏まえ速やかに体制の構築、要請活動等必要な措置を講じる。

（２）海外悪性伝染病等に対するワクチンの開発製造を含む調査・研究体制の整備・充実について

は、上記１の（２）で述べた国の関係機関の連携・協力体制の強化における対応を要請する。

- （３）本課題については、今後も必要に応じて産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等においても検討を行い、国会、地方獣医師会等の活動に反映させるとともに、各種越境性動物感染症の侵入防止対策の徹底、都道府県等の関係部局間の連携体制の強化・支援等に資する。

３ 狂犬病対策の充実・強化

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・ 狂犬病予防接種の重要性の広範な啓発による予防対策の推進（関東・東京地区）
- ・ 犬の登録システムの運用（中部地区）
- ・ 狂犬病予防法に基づく犬の登録等の業務において都道府県が果たすべき役割の明確化（中部地区）
- ・ 狂犬病予防注射実施時における接種猶予（中部地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- （１）狂犬病予防接種については、例年、厚生労働省の普及啓発ポスターを全国へ配布し、動物感謝デーや動物愛護週間中央・地方行事等の市民参加イベントにおいて普及啓発に努めているところである。さらなる狂犬病予防注射の接種率向上のため、特に狂犬病の世界における感染死亡数、近隣諸国におけるまん延状況、予防接種による感染リスクの低減等について広く国民に周知し、理解の醸成に努める。

- （２）犬の登録の業務等については、本会の狂犬病予防法の犬登録手数料及び狂犬病ワクチン等管理システムを、厚生労働省が進める狂犬病予防法関係手続きのDX化に活用いただき、犬の登録促進、登録料の確実な徴収等、自治体及び飼育者の利便性の向上に努める。

一方、犬の登録・予防注射の実施体制については、一部の地方獣医師会が実施しているように都道府県及び市町村担当者、予防接種担当獣医師が一堂に参集の下、定期的に連絡会議を開催し、登録・接種の他、狂犬病予防接種猶予の課題についても、意見交換等を行い、統一した認識の下、円滑な実施とともに予防注射接種率の維持・向上を図る。

４ 獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・ 産業動物臨床獣医師確保の重要性の周知等（東北地区）
- ・ 獣医師生涯研修事業の見直し（中部地区）
- ・ 日本獣医師会のHPの活用推進（中部地区）
- ・ 求人募集の取組み推進（中部地区）
- ・ 大阪公立大学における獣医学教育の充実のための適切な教員配置及び参加型・体験型実習受入施設のさらなる拡充（近畿地区）
- ・ 獣医師養成確保修学資金給付事業の広範活用（中国地区）
- ・ 農業保険法に基づき設立された農業共済組合家畜診療所の運営費の助成（中国地区）
- ・ 地方自治体等勤務獣医師の待遇改善（四国地区）
- ・ 産業動物獣医師及び公務員等勤務獣医師の確保に向けた処遇改善の強化を図ること（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- （１）産業動物診療及び公務員獣医師の需給対策については、引き続き以下のとおり取り組む。

- ① 産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等の検討結果を踏まえ、獣医師不足領域における勤務獣医師の処遇改善、また、大学における産業動物臨床、家畜衛生・公衆衛生学等の教育の充実、獣医学生に対する臨床実習等を行う家畜診療所、都道府県家畜保健衛生所等の実習受入れ体制の整備、修学資金の活用範囲の拡大等の要請を行う。特に農業共済家畜診療所については、農業保険制度に基づく病傷事故等診療収入以外への収入源の多元化を図り、家畜診療所の勤務獣医師の給与改善、施設及び環境整備等、産業動物獣医療の基盤となる家畜共済制度の運営基盤の充実強化等に繋がるよう、処遇改善措置等に努める。

- ② 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業において、（ア）卒後間もない産業動物診療獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、実習、（イ）中堅臨床獣医師に対する農場管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習において魅力ある職域である旨の周知とともに、農場管理認定獣医師に係る研修及び資格付与等を実施して、産業動物診療獣医師、公務員獣医師の職域への定着を図る。

- （２）地方公務員獣医師の処遇改善については、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設や期限付きの初任給調整手当で代わる恒久的な給与改善（本俸の一律月額５万円以上の増額）を要請する。

- （３）一方、国民に対して、ホームページ、動物感謝デー等を活用し、安全・安心な畜産物の安定

供給に取り組む産業動物獣医師の責務の重要性の理解醸成に努める。

5 動物福祉・管理対策、野生動物対策、動物飼育環境の改善

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

(1) 動物福祉・管理対策の推進

- ・ いつでも人と動物が共生できる社会に向けて～心のバリアフリー～の構築（関東・東京地区）
- ・ と畜場及び食鳥処理場におけるアニマルウェルフェア指針の策定（中部地区）
- ・ 「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置付けの改正（中国地区）

(2) 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・ 災害時におけるペット同行避難場所の確保（関東・東京地区）
- ・ 早期に VMAT 認定獣医師の育成と組織づくり（中部地区）
- ・ 災害時における被災動物救護と支援体制の構築（四国地区）
- ・ 災害時の避難所における人と動物が適切な関係維持のため、地域自治体との連携による危機管理体制の確立（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

(1) 実効性ある動物福祉管理の普及対策については、「小動物臨床委員会」、「動物福祉・愛護委員会」等において検討するとともに、関係行政機関、団体とも連携しつつ、動物感謝デー等、本会及び地方獣医師会の活動等を利用して愛玩動物を飼育することのメリット、産業動物の適正な取扱い等について広く国民の理解醸成に努める。

なお、獣医師の動物取扱責任者研修の受講の必要性については、獣医師も承知すべき内容も散見する一方、自治体により内容、回数等が様々であり、環境省に改めて本研修の今後のあり方について確認する。

(2) 災害時動物救護活動については、将来想定される直下型の大規模地震、大規模水害、新興・再興感染症の流行等発災時には、一昨年、本会に設置した危機管理室が一元的に取り組むこととし、本会の会員構成獣医師並びに本会及び地方獣医師会の役職員の生命、身体等、さらに両会の業務、我が国の獣医療に係る重大な被害が生じた際には速やかに対応することを念頭において準備の徹底に努める。

また、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成 30 年に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改定）、本会が作成した「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」及び「日本獣医師会災害対策マニュアル」等に基づき、有事の際の地元自治体と地方獣医師会との動物救援に関する協定等の締結、広域的な緊急災害時の動物救護活動、飼育動物の同行及び同伴避難を含む、飼い主の防災準備等についてさらに検討を深める一方、「災害獣医療認定獣医師」の制度化の検討を行うとともに、VMAT の養成、災害時の派遣等に関する対応等の具体的な対策を講じる。

6 獣医療提供体制の整備・確保等

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・ 愛玩動物看護師会の設立に向けて、最大限の支援と協力を（東北地区）
- ・ 社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」の確立（関東・東京地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

(1) 小動物臨床の現場については、引き続き関係省庁及び動物看護職協会と連携を密にし、獣医師と愛玩動物看護師等の適切な役割分担と連携によるチーム獣医療提供体制の構築に努める。

なお、その他の課題についても、関係省庁の指導の下、必要に応じて地域における自治体、関係組織と協議の上、飼い主の利便性を念頭にに取り組む。

(2) 各分野の専門的獣医療の提供については、本会が設置した「認定・専門獣医師協議会」において、本会及び学会・協会が実施する研修プログラムの評価・認定等に取り組むなど、認定・専門獣医師制度の適正な運営に努める。

ウ 狂犬病等共通感染症対策

(ア) 狂犬病予防対策

普及・啓発対策

令和 6 年 2 月、令和 6 年度の厚生労働省の狂犬病予防注射施策推進に協力するため、同省

と本会の連名表記による狂犬病予防注射普及・啓発ポスターを作製し、地方獣医師会を通じて小動物診療施設を介しての広報活動を実施した。

(イ) 共通感染症対策及び薬剤耐性（AMR）対策

a 鳥インフルエンザ等の共通感染症対策

鳥インフルエンザ等の共通感染症に関して、各省等からの通知に伴い以下の通知を行ったほか、鳥インフルエンザ等の発生状況についてメール等により随時情報提供を行った。

(a) ゴールデンウィークを迎え、同期間中においても警戒を緩めることなく、農場における発生予防及び万が一の発生時におけるまん延防止対策を実施する必要があることから、引き続いて防疫対策に万全を期すよう、令和6年4月23日付6日獣発第24号により通知した。

(b) 令和7年1月に高病原性鳥インフルエンザが過去にないほどの勢いで急増している状況を受け、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、地域でのまん延を防ぐための対応強化策として 危機感の共有、地域全体のウイルス量の低減、養鶏集中地域などにおける対策の点検と再徹底等を確認した旨、令和7年1月16日付6日獣発第304号により通知し、対策強化を依頼した。

b 薬剤耐性（AMR）対策

令和6年4月24日付け事務連絡「健康な愛がん動物由来の薬剤耐性菌モニタリング調査について（協力依頼）」をもって、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課から協力依頼があった健康な伴侶動物由来の薬剤耐性菌モニタリング調査について、地方獣医師会からの協力施設の推薦を依頼した。推薦された施設については、取りまとめて農林水産省に情報提供した。

c 関連シンポジウムの開催

令和7年1月24日～26日に仙台国際センターにおいて開催された第42回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和6年度）におけるワンヘルス連携プログラムとして、本会と公益社団法人日本医師会及び厚生労働省による連携シンポジウム「人・動物におけるカビに関わる疾病」が開催され、医師と獣医師の連携による共通感染症対策に関する最新の知見が紹介された。講演の内容は次のとおり。

第42回獣医学術学会年次大会（令和6年度）
日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウム
「人・動物におけるカビに関わる疾病」

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	私たちの周辺に存在する病原真菌とその特徴	豊留孝仁	帯広畜産大学 畜産学部
2	マイコトキシン（カビ毒）に関わる疾病または健康被害	小西良子	東京農業大学 応用生物科学部
3	動物の真菌症	加納 塁	帝京大学 医真菌研究センター
4	ヒトの真菌感染症	望月 隆	金沢医科大学 名誉教授
・	総合討論		

エ 勤務獣医師の処遇改善対策

これまでの処遇改善に向けた取組みの結果、獣医師職員の初任給、初任給調整手当、調整額等の処遇や獣医師職員の職場環境改善が図られる一方、獣医学教育6年制を修了した獣医師職員と他の6年制教育専門職との処遇面の格差は依然として大きいことから、改善に向けた要請活動等を行った。

令和6年6月、日本獣医師連盟と本会の連名により、全国知事会会長あてに、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実等として、医師等に準じた処遇改善の実施、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置、公務員獣医師を対象とした修学資金貸付制度の充実等による公務員獣医師等の処遇改善を要請した。

全国家畜衛生職員会からの依頼を受けたことから、令和6年9月18日付け6日獣発第202号

により地方獣医師会会長に対して引き続き公務員獣医師の確保及び処遇改善に対する要請活動等の協力を要請した。

令和6年12月、日本獣医師連盟と本会の連名により、農林水産大臣、厚生労働省健康・生活衛生局長、財務大臣、自由民主党獣医師問題議員連盟会長、自由民主党ワンヘルス推進議員連盟会長あてに、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実等として、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等による公務員獣医師等の処遇改善を要請した。

オ 獣医学教育の整備・充実

(ア) 令和7年2月25日、獣医学系大学関係団体、獣医師職域団体、獣医学術団体及び本会によって構成される、獣医学実践教育推進協議会の第11回目の会議を開催し、令和6年度及び令和7年度の診療参加型臨床実習について全国農業共済協会から報告及び計画の説明が行われた後、獣医学系大学間獣医学教育支援機構及び全国家畜衛生職員会から診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習に係る説明と報告が行われ、実習効果の確認やマッチングと実習の円滑な対応について協議が行われた。

(イ) 令和6年12月、日本獣医師連盟と本会の連名で、「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請」により、文部科学大臣あてに、①獣医学教育等におけるワンヘルスに係る教育、研究等の推進、②参加型実習の実施における外部機関と獣医学系大学との連携推進、③獣医師養成確保就学資金給付事業（地域枠）等と連携する産業動物特別選抜入試の拡充に関する要請を行った。

(ウ) 令和6年9月9日に開催された第124回全国大学獣医学関係代表者協議会に伏見啓二専務理事、担当職員が出席した。

(エ) 令和7年3月28日に開催された第125回全国大学獣医学関係代表者協議会に伏見啓二専務理事が出席した。

(3) 事業の推進に係る諸会議の開催

本会の公益目的事業の運営に関する連絡及び調整並びに情報交換、意見交換を行い、もって事業の円滑な運営を図ることを目的に、以下の関係会議を開催した。

ア 全国獣医師会会長会議

(ア) 日時・場所：令和6年9月20日（金）14:00～、明治記念館・2階「蓬莱」

(イ) 議長：篠原公七（香川県獣医師会会長）欠席

副議長：中島克元（神戸市獣医師会会長）

(ウ) 議事：

[説明・報告事項]

a マイクロチップの登録等に関する件

b 政策提言活動等に関する件

c 認定・専門獣医師制度に関する件

d 小動物獣医療における遠隔診療に関する件

e ワンヘルスの推進に関する件

f 第42回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和6年度）の開催等に関する件

g 令和6年度動物愛護週間中央行事及び2024動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”に関する件

h 第23回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催に関する件

i 世界獣医師会大会（WVAC）の日本開催に関する件

j 公益社団法人日本獣医師会 蔵内勇夫会長 世界獣医師会（WVA）次期会長就任祝賀会に関する件

k その他

[連絡事項]

a 当面の主要会議等の開催計画に関する件

b 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

c その他

イ 全国獣医師会事務・事業推進会議

(ア) 日時・場所：令和6年7月19日（金）14:00～、都市センターホテル・3階「コスモスホール」

(イ) 議 事：

a 説明・報告事項

(a) [日本獣医師会説明事項]

i 獣医学術講習会研修会事業及び獣医療提供体制整備推進総合対策事業

ii 認定・専門獣医師制度

III 農場管理認定獣医師制度

iv 2024 動物感謝デーin JAPAN” World Veterinary Day “の開催

v 獣医療証明様式提供事業

vi マイクロチップの登録等に関する件

vii アジア獣医師会連合（FAVA）大会に関する件

viii 世界獣医師会（WVAC）の日本開催に関する件

ix 日本獣医師会獣医師福祉共済事業

(i) 生命共済保険事業

(ii) 獣医師賠償共済事業

(b) [照会事項に対する回答]

i 地方獣医師会からの照会事項

(i) 【照会-1 富山県獣医師会】災害時の対応等について

(ii) 【照会-2 日本獣医師会】小中高生に対する獣医師関連の普及活動について

(iii) 【照会-3 日本獣医師会】狂犬病発生疑いの際の対応マニュアルの策定状況について

(iv) 【照会-4 日本獣医師会】地方獣医師会の各会員会費について

(c) [日本獣医師連盟活動報告]

2 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

(1) 獣医師職業倫理の向上対策

ア 高度専門職業人である獣医師として、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの確保等職業倫理対策の推進に資することとして定めた「獣医師倫理綱領」に加え、獣医師が獣医師会活動を推進するに当たり、その指標とする理念等と獣医療に係る国際動向等を併せ踏まえて平成22年に定めた「獣医師会活動指針」の普及・啓発に努めた。また、獣医師倫理に係る資料を集大成した「獣医師倫理関係規程集」を獣医学系大学等に配布し、獣医師倫理教育における活用を推進した。

イ 獣医師法、獣医療法、医薬品・医療機器等法等の関係法令に係る情報等について、地方獣医師会会長あて通知、日本獣医師会雑誌やインターネットホームページへの掲載等を行い、情報の逐次提供と法令遵守の徹底を要請した。

ウ 適切な獣医療の提供を通じて、獣医師に対する社会的信頼に十分に応えていくため、獣医師による飲酒運転の防止をはじめとする法令遵守の徹底についての注意喚起を令和6年12月18日付6日獣発第278号により通知した。

エ 令和6年度においては、獣医師法第8条第2項の規定に基づき、5名の獣医師に対して行政処分が行われた。

(2) 適正獣医療提供の確保対策

適正獣医療の提供を確保するため、獣医師法等の関係法令に基づく法定事項証明様式（予防接種証明書(A様式・B様式)、動物用医薬品指示書、出荷制限期間指示書等）を作成し提供した。

3 熊本地震動物救援施設整備事業

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震に際し、犬猫等を飼養する被災飼い主の方々の復旧・復興活動を支援するため、そのペット（犬・猫）を緊急に一定期間預かることとして設置した「熊本地震ペット救援センター」は、「九州災害時動物救援センター」と改称したが、災害時に、被災飼い主からの犬猫の一時預かり及び預かった犬猫への獣医療提供等を行い、平常時においては、使役犬（災害救助犬）の育成又は終生預かり、また、被災時動物救護ボランティア、動物看護師等の養成活動等を行うための支援事業を実施している。本施設の運営・管理状況を、令和 7 年 2 月 16 日に職員が現地にて確認するとともに、本会が当センターの運営・管理に係る業務を一般社団法人九州動物福祉協会に委託し、適正な運営・管理等に努めた。

4 災害対策事業

（1）令和 4 年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等

「第 1 事務報告 B 会務（個別）報告 2 緊急災害時対応 （1）令和 4 年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等」を参照。

（2）令和 6 年能登半島地震における災害対応

「第 1 事務報告 B 会務（個別）報告 2 緊急災害時対応 （2）令和 6 年能登半島地震における災害対応」を参照。

5 動物福祉適正管理施策支援事業

（1）動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

所有明示のための個体識別措置としてのマイクロチップの装着の普及と、装着したマイクロチップに基づく動物個体情報の登録やその登録情報照会対応等の動物適正管理個体識別登録等普及推進事業を実施した。令和 6 年度における動物個体識別登録システムへの登録数は 8,856 件（前年度 13,446 件）であり、累計登録数は 3,003,203 件となった。

本会と動物愛護公益 3 団体（日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会）とで構成する動物 ID 普及推進会議（AIPO）〔幹事長代理：蔵内勇夫日本獣医師会会長〕は令和 6 年度第 1 回幹事会を令和 7 年 1 月 29 日に開催し、①各団体のマイクロチップ普及啓発事業についての報告、②AIPO の今後の方向性についての検討を行った。

（2）犬猫マイクロチップ指定登録機関事業

令和 6 年度も引き続き環境大臣指定登録機関としてマイクロチップの登録業務を行った。令和 6 年度の新規の登録は 609,057 件、変更登録は 802,809 件、累計の個体登録数は 1,918,965 件となった。

ア 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムの開発と運用

令和 6 年度は以下のシステム改修等を日本電気株式会社へ委託して行うとともに、計画停止以外の停止 0 件を達成し、年間を通じてシステムの安定稼働を実現した。

（改修項目）

- 変更履歴の情報拡大（暗証記号など）
- マイクロチップ情報検索画面表示項目の拡張
- 情報変更の履歴（登録事項変更履歴の参照）
- 3D セキュア決済への対応
- ピクトグラムの改善
- 登録証明書の改善（交付日追加）
- 飼養管理基準超過判定の改善（メス親修正）
- 死亡届出時の備考欄記載（行政手続の判定）
- 一括登録のプログレスバー対応

- 登録証明書へのバーコード追加
- 変更がない登録事項の変更の防止
- 決済連携の要件作成

また、生年月日修正時の通知のあり方についての整理や、令和7年9月1日の改正施行規則の施行に向けた転出通知の送付に係る検討、データ分析ツールの習熟など、共通データベースに関連したシステム対応を行った。

マイクロチップデータベースの全国一元化に向けて、既存登録情報の移行について検討を開始した。

イ コールセンター・ヘルプデスクの運用

コールセンターについては、令和6年度において年間41,248件の問合せに対応するとともに、80%以上の応答率を達成し、安定した運用を行うことができた。コールセンターの体制強化として、スーパーバイザーを令和6年6月1日に1名増員し、以降オペレーターの管理業務を行っている。

コールセンターから報告を受けている内容（月次報告等における取りまとめや提案事項）について、環境省と相談しながら解決方法を検討し、利便性向上と理解の増進のため、システムの機能や文言の修正や、Q&Aの拡充等にて対応を行った。

ウ 紙申請に係る対応

紙申請については、令和6年度において年間6,394件を受け付け、標準作業時間内に全て適切に処理した。

申請書送付先のとりまとめをコールセンター（パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社）に、単純入力作業を株式会社トリムに委託し、事務局にて紙申請の申請書受付、データのアップロード、不備のやり取りなどの事務対応を行った。

紙の登録申請書の印刷について、コンビニの払込期限の切り替えがタイミングよく行えるよう、印刷の時期、払込期限の時期、印刷枚数をマニュアル化した。

再交付に係る手数料の収納方法については、令和6年4月1日より郵便振替のみに一本化した。運用上特段の支障は生じなかった。

エ 普及啓発

マイクロチップ配布事業として、マイクロチップの普及啓発事業を行う事業者27団体に対して、2,335本のマイクロチップの配布を行った。

ホームページにおいては、コールセンターと連携して得られた知見等、必要な情報について、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」の「お知らせ」、「よくある質問」、ダウンロードページへ記載を行い、情報発信を行った。

動物愛護週間・動物感謝デー、獣医師会地区学会大会、日本獣医師会学会年次大会においてブース出展を行い、パネル展示や、リーフレットやノベルティを配布しながら、飼い主や獣医師等に対して普及啓発を行った。ポスターやリーフレットについては希望する動物病院やペットショップ等に発送も行い、ポスター15箇所、38枚、リーフレット106箇所、27,874枚を配布した。パネル等普及啓発資材については、希望する団体5か所に貸与も行った。関係団体に協力し、団体のホームページやオンライン教材において飼い主向けの普及啓発を行った。

「第4回マイクロチップの装着及び登録に係る自治体説明会」として、環境省と連名で動画配信による説明会を行った。

オ 登録関係業務について

マイクロチップ制度の諸課題について環境省及び厚生労働省と協議・検討した。

特に、「令和6年地方分権改革に関する提案」に係る対応においては、マイクロチップの登録に続けて狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料を徴収できるよう、方針の検討を行った。

令和6年はプライバシーマーク（Pマーク）の更新年度にあたり、個人情報台帳の見直しおよびPマーク研修の受講等を通じて体制の再整備を行い、更新審査を無事に通過し、Pマークの有効期限を令和8年8月23日まで更新した。

カ 登録数及び登録料収入

令和6年度の年間の登録等に係る申請・届出の件数は、1,925,619件（オンラインによる手続

が 99.7%、紙申請による手続が 0.3%) となった。登録料収入は決算書を参照。
キ その他
アからキまでに掲げるもののほか、指定登録機関として必要な業務を遂行した。

(3) 日本動物児童文学賞事業

本年度は、第 36 回としての作品募集を行った結果 107 作品の応募があり、一次審査を経て、二次審査として、令和 6 年 7 月 18 日開催の第 36 回日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕において、日本動物児童文学大賞 1 点及び同優秀賞 2 点並びに同奨励賞 5 点を決定した。

動物愛護週間中央行事屋内行事の場において大賞及び優秀賞受賞者に対する表彰式を行った。また、受賞者氏名等を本会ホームページ上で公表し、日本獣医師会雑誌第 77 巻第 11 号に掲載した。また、「第 36 回日本動物児童文学賞受賞作品集」を作成し、地方獣医師会を通じ小学校、図書館等に無償配布した。

【日本動物児童文学大賞】

「亀吉の瞳」 宮古一加（岩手県）

【日本動物児童文学優秀賞】

「キトンプルーの価値」 蜂賀三月（岐阜県）

「クコちゃんと花言葉」 こんどうなつき（北海道）

【日本動物児童文学奨励賞】

「通学路のフウタ」 伊東 葎花（茨城県）

「いつか、羽ばたく日まで」 佐鳥 理（東京都）

「翼よ飛べ！どこまでも高く」 こばやし きよ（群馬県）

「ヤドカリのいた夏」 加藤 りょうこ（東京都）

「ごんたものがたり」 三輪 円香（千葉県）

6 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

(1) 普及啓発活動事業

ア 動物感謝デー in JAPAN の開催

令和 6 年度に開催した 2024 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催状況は次のとおり。

《 2024 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催概要 》

1 趣 旨

人と動物の共生社会の構築がクローズアップされる中、動物の保健衛生の向上、動物関連産業の発展、公衆衛生の向上を任務とする獣医師が、今後も社会的要請に応え、動物医療の質の向上を確保していくためには、国民的理解が不可欠であるため、獣医師の果たすべき役割の一層の社会的理解の情勢に資することとして、平成19年から毎年秋に開催している市民参加イベント「動物感謝デー」について、18 回目となる本年度は、環境省等が主催する動物愛護管理法に基づく行事である動物愛護週間中央行事（屋外行事）と同時に駒沢オリンピック公園・中央広場（東京都世田谷区）を開催場所として、地方獣医師会の参加協力、関係省庁・獣医師関係団体の後援、動物関連企業等の協賛、関係団体等の協力の下、「2024 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として開催した。

なお、本催事は、世界獣医学協会が提唱する国際的イベントである“The World Veterinary Day”と趣旨を同じくするものとして実施した。

2 開催テーマ

— 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。 —

3 開催主体等

- (1) 主 催：公益社団法人 日本獣医師会
- (2) 後 援：農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省、外務省、
内閣府食品安全委員会、東京都、世田谷区、目黒区、
公益社団法人日本獣医学会、公益社団法人日本動物病院協会、
一般財団法人動物看護師統一認定機構、一般社団法人日本動物看護職協会、
World Veterinary Association（世界獣医師会）、ヒトと動物の関係学会、
AIPO（動物 ID 普及推進会議）
- (3) 特別協賛：共立製薬株式会社、日本全薬工業株式会社、
ベーリンガーインゲルハイムアニマルヘルスジャパン株式会社
- (4) 協 賛：アニコム損害保険株式会社、イオンペット株式会社、
いなばペットフード株式会社、MP アグロ株式会社、株式会社アグリス、
株式会社安田システムサービス、株式会社ベネッセコーポレーション、
株式会社メディカル・アーク、株式会社モンベル、シャボン玉石けん株式会社、
タマホーム株式会社、森久保 CA メディカル株式会社、ユニ・チャーム株式会社、
ライオンペット株式会社
- (5) 協 力：全国 55 地方獣医師会、農林水産省消費・安全局、
農林水産省動物検疫所羽田空港支所、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、
東京都、台東区、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、
公益財団法人日本動物愛護協会、公益財団法人東京動物園協会、
公益財団法人馬事文化財団（馬の博物館）、公益社団法人日本愛玩動物協会、
公益社団法人日本動物園水族館協会、公益社団法人日本動物福祉協会、
公益社団法人日本動物用医薬品協会、公益社団法人全国農業共済協会、
公益社団法人畜産技術協会、公益社団法人日本動物病院協会、
公益社団法人日本装蹄協会、公益社団法人 Knots、
一般社団法人ジャパンケネルクラブ、一般社団法人全国ペット協会、
一般社団法人日本家畜人工授精師協会、一般社団法人日本動物看護職協会、
一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本養豚開業獣医師協会、
一般社団法人ペットフード協会
（マースジャパンリミテッド／アイシア株式会社／ユニ・チャーム株式会社）、
一般社団法人日本ペット用品工業会、学校法人シモゾノ学園、
学校法人ヤマザキ学園、狂犬病臨床研究会、
獣医コミュニケーション研究会（農場どないすんねん研究会（NDK））、
特定非営利活動法人アナイス、
特定非営利活動法人ジャパンドッグサポートセンター、
特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会、
馬事畜産振興協議会（公益社団法人中央畜産会）、
JKC 公認指定校 SJD ドッググルーミングスクール、
北海道大学、帯広畜産大学、岩手大学、東京大学、東京農工大学、岐阜大学、
鳥取大学、山口大学、宮崎大学、鹿児島大学、大阪公立大学、酪農学園大学、
北里大学、麻布大学、日本獣医生命科学大学、日本大学、岡山理科大学、
日本獣医学生協会（JAVS）

4 開催日時及び場所

令和 6 年 9 月 21 日（土） 10～17 時
駒沢オリンピック公園 中央広場（東京都世田谷区）

5 参加人員

6 開催内容

開会式では、はじめに動物愛護週間中央行事の主催者である動物愛護週間中央行事实行委員会を代表して、委員長である公益財団法人日本動物愛護協会田畑 直樹理事長から挨拶が行われた。続いて、動物感謝デーの主催者として本会蔵内勇夫会長から挨拶が行われた後、来賓の林芳正内閣官房長官・自由民主党ワンヘルス推進議員連盟会長、河野太郎デジタル大臣、森英介自由民主党獣医師問題議員連盟会長代行・自由民主党ワンヘルス推進議員連盟顧問・衆議院議員、古屋範子公明党獣医師・動物看護師議員懇話会会長・衆議院議員からご挨拶をいただき、河西宏一衆議院議員、片山さつき自由民主党ペット関連産業・人材育成議員連盟会長・参議院議員、有村治子自由民主党・参議院議員からお祝いの言葉をいただいた。古賀篤内閣府副大臣・衆議院議員、越智俊之自由民主党・参議院議員も会場にご来場いただいた。

その後、後援団体である目黒区の青木英二区長からご挨拶を頂戴し、郷 達也農林水産省大臣官房審議官、植田 明浩環境省自然環境局長、森田剛史厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長、古田暁人内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長、特別協賛社等の来賓の紹介、祝電披露、日本全薬工業株式会社及びベーリンガーインゲルハイムアニマルヘルスジャパン株式会社から本会に200万円が贈呈されたセーブペットプロジェクト寄付金授与式が行われた。

続いて、砂原副会長から開会が宣言された。

メインステージでは、本会及び動物愛護週間中央行事实行委員会による『ペットと防災「能登半島地震と動物たち」』として、平井潤子東京都獣医師会事務局長の進行により、宮野浩一郎石川県獣医師会会長、中村金一岡山県獣医師会会長、後藤瑞恵環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐、タレントであるNEWSの小山慶一郎氏にご登壇いただいた。また、農林水産省動物検疫所羽田空港支所、農場どないすんねん研究会（NDK）の協力による「知っていますか？獣医師の仕事」としてNOSAI、公務員獣医師の紹介のほか、動物検疫所による動植物検疫探知犬のデモンストレーションが行われた。そのほか、島根県獣医師会及び日比谷しまね館の協力による「しまねっこダンスステージ」や、農林水産省の協力による『農林水産省 薬剤耐性対策普及啓発ステージ「きみも獣医さんだ！！ ～みんなの選択で動物たちの世界を救おう！！～』、マイクロチップ普及啓発ステージ企画として「いくつ知ってる？マイクロチップトリビア〇×クイズ」が行われ、さらに日本獣医学生協会による弦楽器・吹奏楽ステージや動物愛護週間中央行事としてのプログラムなど、多彩な催しが行われた。

展示・体験コーナーでは、獣医学生協会、SJD ドッググルーミングスクール及びNPO法人ジャパンドッグサポートセンターの協力を得て実施した「一日獣医師体験コーナー」、日本中央競馬会、公益財団法人馬事文化財団（馬の博物館）、公益社団法人日本装削蹄協会による「馬とのふれあい写真撮影」、馬事畜産振興協議会による「蹄鉄輪投げ」「馬の工作」、獣医学生協会による飲料販売やビンゴやクイズ、聴診を体験できるブースが出展された。そのほか、ステージ企画『ペットと防災「能登半島地震と動物たち」』の連携企画として、ペット防災対策ブースを設置し、東京都獣医師会、環境省、ペット用品工業会、岩手大学、公益社団法人日本愛玩動物協会、株式会社モンベルの協力により、平時からの災害対策、災害支援の取り組み、自宅で備えられるペット用品の展示、同行避難の注意点について紹介を行った。

また、気温が高い時期での開催であるため、東京都獣医師会、株式会社モンベルの協力により、動物救護所と熱中症対策ブースを設置し、来場動物の健康に十分注意を払って開催した。

閉会式では、宇佐美晃動物感謝デー企画検討委員会委員長（公益社団法人日本獣医師会関東地区理事）から、閉会の挨拶として、本年のイベントが盛会裏に終了したことへの御礼が述べられた。

イ 動物愛護週間中央行事の開催

本年度も、国及び東京都、台東区並びに動物愛護団体等で構成する中央行事实行委員会に構成団体として参画し、東京都内で開催された「動物愛護週間中央行事」を実施した。

《 令和6年度動物愛護週間中央行事の開催状況 》

1 開催テーマ

〔テーマ〕 “子どもも大人も一緒に考えよう、私たちと動物”

2 開催概要

(1) 屋外行事：駒沢オリンピック公園 中央広場におけるステージイベント
及び構成団体によるブース出展

(2) 屋内行事：令和6年9月23日(月・祝) 13時～16時
国立科学博物館 日本館2F 講堂

以下の2部構成で実施され、第1部では環境省をはじめとする実行委員会構成団体による、各コンクールの受賞作品が紹介された。本会が主催する「第36回日本動物児童文学賞」は、大賞、優秀賞及び奨励賞に入賞した8作品が紹介された。第2部では、シンポジウムとして動物愛護週間特別授業「もっと知ろう！ちゃんと考えよう！どうぶつのコト」が行われた。

ア 第36回日本動物児童文学賞表彰式

本年度の大賞、優秀賞及び奨励賞受賞作品が紹介された。

なお、大賞、優秀賞及び奨励賞受賞者に対しては、環境省から環境大臣賞を、本会から大賞・優秀賞・奨励賞を、損害保険ジャパン株式会社及びアニコム損害保険株式会社から副賞を贈った。

イ 動物愛護週間特別授業

(ア) 1時間目「身近な生きものと一緒に」

講師：鷲見 辰美 先生（筑波大学附属小学校主幹教諭、筑波大学、共愛学園前橋国際大学非常勤講師）

(イ) 2時間目「動物園ってどんなところ？」

講師：村田 浩一 先生（よこはま動物園ズーラシア園長、公益社団法人日本動物園水族館協会会長）

(ウ) 3時間目「せたさん物語」

講師：大塚 晃 先生（川崎市動物愛護センター）

(エ) 4時間目「小笠原の猫たちを知ってるかい？」

講師：中川 清志 先生（東京都獣医師会副会長）

ウ インターペットへの参加

令和6年4月4日から4月7日までの4日間、東京ビッグサイトにおいて、一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人日本ペット用品工業会及びメッセフランクフルトジャパン株式会社主催により開催された「第13回インターペット～人とペットの豊かな暮らしフェア～」に参加した。

ブース出展のほか、本会主催ステージ企画及びアリーナにおけるキッズ獣医師体験を実施した。開催状況は次のとおり。

《 第13回インターペット～人とペットの豊かな暮らしフェア～の開催概要 》

令和6年4月4日から4月7日までの4日間、東京ビッグサイトにおいて、一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人日本ペット用品工業会及びメッセフランクフルトジャパン株式会社主催による「第13回インターペット～人とペットの豊かな暮らしフェア～」が開催された。14の国と地域から739の出展者を集めた同イベント4日間の来場者は67,022人、犬や猫等のペットも30,376

頭が飼い主とともに訪れ、会場は大いに賑わった。本会として 11 回目の参加となる今回は、昨年に引き続き、4 月 6 日（土）には、本会主催のステージ企画とアリーナ企画であるキッズ獣医師体験が行われた。

ステージ企画「人と動物の幸せな暮らしを考える～保護活動と獣医療の現場から～」では、本会の鳥海弘副会長を座長・進行役として、人と動物の幸せな暮らし」について、一般社団法人アニプロの原奈弓代表理事、一般社団法人 Do One Good の高橋一聡代表理事によるパネルディスカッションが行われた。

保護活動に尽力している原奈弓代表理事からは、自身の経験と活動の様子を交えて、現在の神奈川県動物愛護センターの取り組みや獣医療連携の重要性について講演が行われた。また、高橋一聡代表理事からは、動物の世界に参入した経緯や自身の活動について紹介された。

「キッズ獣医師体験」では、東京都獣医師会、SJD ドッググルーミングスクールの協力により、子どもたちを対象とした動物診療の模擬体験企画を開催し、75 名の参加者が小動物診療獣医師の仕事の雰囲気を知った。

（２）助言相談対応事業

市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの電話、書面等で寄せられる獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する質問に対し、内容に応じて、専門家による助言、回答、地方獣医師会、大学、他団体、関係省庁等の紹介を行った。

令和 6 年度の記録件数の内訳は、相談・照会 102 件、苦情 8 件の合計 110 件であった。

（３）情報等提供対応事業

ア インターネットを活用した情報提供

日本獣医師会ホームページについて、近年一般化したバナーなどを活用してアクセシビリティの向上を図った。

さらに、令和 6 年度農林水産省補助事業においては、女性獣医師の就業支援のための総合的な情報プラットフォームである「女性獣医師応援ポータルサイト」（平成 27 年度開設）において、利用者のニーズが高い獣医師国家試験問題のコンテンツをクイズ形式にする等の改修を行う等、e ラーニングコンテンツの充実による学術的情報の提供をより効果的なものとした。

平成 16 年 5 月に発刊した日本獣医師会メールマガジン（略称：メルマ日獣）は、継続して会員構成獣医師に対する配信申込の呼び掛けを行い、令和 6 年度末までに 240 号を発刊した。メルマ日獣では、会長短信「春夏秋冬」を掲載して会長からのメッセージを毎月配信するとともに、本会ホームページにも同内容を掲載した。また、日本獣医師会雑誌の掲載記事やホームページの内容等、会員に有用と思われる情報をわかりやすくコンパクトな内容で紹介した。なお、一部の地方獣医師会では、構成獣医師に対してインターネット経由でメルマ日獣の内容の配信を行った。

イ 動物関連映画との広報タイアップ

令和 6 年度において、協力依頼が 1 件あったが、検討の結果、タイアップ等を行わなかった。

ウ 情報セキュリティ対策の強化

本会ファイルサーバー等の社内ネットワークデータ、マイクロチップによる個体登録データ及び構成獣医師異動処理システムデータ等のセキュリティ確保対策として、標的型攻撃対策ソフト、通信管理ソフト及び端末管理ソフトの運用によるセキュリティ対策を図った。

JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステムに基づくプライバシーマークの関係規程に基づく個人情報保護に関する取組みを行った。プライバシーマークについては、2 年毎に更新のための審査を受けることとされていることから、令和 6 年 7 月 31 日に一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマーク付与適格性審査の現地審査が行われ、2026 年 8 月 23 日までを期限とするプライバシーマークの更新が行われた。

エ 獣医事等に係る関係情報の提供

令和 6 年度における獣医事等に係る関係通知の発出状況は、次のとおり。

《 令和 6 年度 獣医事関係通知の発出状況 》

通 知 件 名	文 書 番 号 等
独立行政法人家畜改良センター個体識別情報に関する改正について （①牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続き（平成 22 年 3 月 1 日付け 21 独家セ第 1635 号）の一部改正について ②独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行届出（報告）システム利用規約（平成 17 年 2 月 28 日付け 16 独家セ第 1414 号）の一部改正について ③独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程（平成 21 年 10 月 28 日付け 21 独家セ第 1121 号）の一部改正について）	令和 6 年 4 月 3 日付け 6 日獣発 9 号 （令和 6 年 3 月 25 日付け ①5 独家セ第 2586 号 ②5 独家セ第 3031 号 ③5 独家セ第 3032 号）
「伝達性海綿状脳症（TSE）検査対応マニュアル」の一部改正について （「伝達性海綿状脳症（TSE）検査対応マニュアル」の一部改正について）	令和 6 年 4 月 5 日付け 6 日獣発第 11 号 （令和 6 年 4 月 1 日付け 5 消安第 7656 号）
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について （動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について）	令和 6 年 4 月 8 日付け 6 日獣発第 13 号 （令和 6 年 3 月 27 日付け 事務連絡）
ジャージー種遺伝的能力評価報告の公表について （ジャージー種遺伝的能力評価報告の公表について）	令和 6 年 4 月 12 日付け 6 日獣発第 20 号 （令和 6 年 3 月 18 日付け 5 独家セ第 3034 号）
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について （飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について）	令和 6 年 4 月 12 日付け 6 日獣発第 21 号 （令和 6 年 3 月 28 日付け 5 消安第 7145 号）
「新たな国家資格としての愛玩動物看護師のあり方に関する検討報告書」の中間とりまとめについて （新たな国家資格としての愛玩動物看護師のあり方に関する検討報告書（中間とりまとめ））	令和 6 年 4 月 15 日付け 事務連絡 （令和 6 年 3 月付け 情報共有）
連休期間における家畜防疫対策の徹底について （連休期間における家畜防疫対策の徹底について）	令和 6 年 4 月 23 日付け 6 日獣発第 24 号 （令和 6 年 4 月 19 日付け 6 消安第 624 号）
第 3 回愛玩動物看護師国家試験及び予備試験の実施について （第 3 回愛玩動物看護師国家試験及び予備試験の実施について）	令和 6 年 4 月 23 日付け 事務連絡 （令和 6 年 4 月 16 日付け 事務連絡）
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について （動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について）	令和 6 年 4 月 24 日付け 6 日獣発第 27 号 （令和 6 年 4 月 11 日付け 事務連絡）

令和 6 年度の生乳の安全・安心の確保のための取組に係る協力依頼について (令和 6 年度の生乳の安全・安心の確保のための取組に係る協力依頼について)	令和 6 年 5 月 9 日付け 事務連絡 (令和 6 年 4 月 26 日付け 中酪(業務) 発第 72 号)
感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部改正について (感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部改正について)	令和 6 年 5 月 10 日付け 6 日獣発第 54 号 (令和 6 年 5 月 10 日付け 6 日獣発第 54 号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)	令和 6 年 5 月 10 日付け 事務連絡 (令和 6 年 5 月 1 日付け 事務連絡)
感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部改正 (感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部改正)	令和 6 年 5 月 10 日付け 6 日獣発第 54 号 (令和 6 年 5 月 2 日付け 6 消安第 753 号)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を 改正する省令の制定について (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を 改正する省令の制定について)	令和 6 年 5 月 16 日付け 6 日獣発第 63 号 (令和 6 年 5 月 8 日付け 事務連絡)
韓国におけるペットフードが原因の可能性のある猫の死亡等について(第 2 報) (韓国におけるペットフードが原因の可能性のある猫の死亡等について(第 2 報) -韓国・情報提供-)	令和 6 年 5 月 17 日付け 事務連絡 (令和 6 年 5 月 13 日付け 事務連絡)
金属片が混入した可能性のある米国産犬用ペットフードの自主回収について (金属片が混入した可能性のある米国産犬用ペットフードの自主回収について -米国・情報提供-)	令和 6 年 5 月 27 日付け 事務連絡 (令和 6 年 5 月 21 日付け 事務連絡)
「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」等に関する Q & A について (「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」等に関する Q & A について)	令和 6 年 5 月 27 日付け 事務連絡 (令和 6 年 5 月 22 日付け 事務連絡)
金属片が混入した可能性のある米国産犬用ペットフードの自主回収について (金属片が混入した可能性のある米国産犬用ペットフードの自主回収について -米国・情報提供-)	令和 6 年 5 月 27 日付け 事務連絡 (令和 6 年 5 月 21 日付け 事務連絡)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を 改正する省令の制定について (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を 改正する省令の制定について)	令和 6 年 6 月 6 日付け 6 日獣発第 98 号 (令和 6 年 5 月 30 日付け 事務連絡)
「家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の適切な処理等のための家畜人工授精所等に対する指導について」の一部改正について (「家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の適切な処理等のための家畜人工授精所等に対する指導について」の一部改正について)	令和 6 年 7 月 17 日付け 6 日獣発第 145 号 (令和 6 年 7 月 5 日付け 6 畜産第 987 号)

「鶏肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用鶏農場・生産者編ー」の再周知について (「鶏肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用鶏農場・生産者編ー」の再周知について)	令和6年8月1日付け 6日獣発第158号 (令和6年7月26日付け 6消安第2466号)
「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令等」及び「覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令」の公布について (「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令等」及び「覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令」の公布について)	令和6年8月7日付け 6日獣発第165号 (令和6年7月31日付け 医薬発0731号)
「重症熱性血小板減少症候群(SFTS) 診療の手引き 2024年版」等の周知について (「重症熱性血小板減少症候群(SFTS) 診療の手引き 2024年版」等の周知について)	令和6年8月8日付け 事務連絡 (令和6年8月5日付け 事務連絡)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知) (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知))	令和6年8月19日付け 事務連絡 (令和6年8月7日付け 事務連絡)
健康な愛がん動物由来の薬剤耐性菌モニタリング調査について (健康な愛がん動物由来の薬剤耐性菌モニタリング調査について)	令和6年9月3日付け 事務連絡 (令和6年8月26日付け 事務連絡)
ダニ媒介脳炎に関するリスクアセスメントについて(情報提供) (ダニ媒介脳炎に関するリスクアセスメントについて(情報提供))	令和6年9月3日付け 事務連絡 (令和6年8月30日付け 事務連絡)
家畜衛生関係獣医師職員の確保及び処遇改善対策について (都道府県知事等への処遇改善要請に対するご支援について(依頼))	令和6年9月18日付け 6日獣発第202号 (令和6年8月26日付け 6全家衛職第29号)
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う関係通知の改正及び飼料の公定規格の一部改正に伴う肉骨粉の表示について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う関係通知の改正及び飼料の公定規格の一部改正に伴う肉骨粉の表示について)	令和6年10月11日付け 6日獣発第222号 (令和6年10月3日付け 6消安第2240号)
「病原体検出マニュアル(動物由来検体)」の作成について (「病原体検出マニュアル(動物由来検体)」の作成について)	令和6年10月15日付け 事務連絡 (令和6年10月9日付け 事務連絡)
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	令和6年11月7日付け 事務連絡 (令和6年10月31日付け 事務連絡)
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について)	令和6年11月11日付け 6日獣発第249号 (令和6年11月1日付け 6消安3837号)
令和6年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知のお願いについて (令和6年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知のお願いについて)	令和6年11月12日付け 事務連絡 (令和6年11月6日付け 事務連絡)

鳥インフルエンザ（H5N1）に関する積極的疫学調査の実施等について（依頼） （鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について（依頼））	令和6年12月17日付け 事務連絡 （令和6年12月12日付け 事務連絡）
獣医師による飲酒運転防止等の法令遵守への注意喚起について （獣医師による飲酒運転防止等の法令遵守への注意喚起のお願い）	令和6年12月18日付け 6日獣発第278号 （令和6年12月2日付け 事務連絡）
愛玩動物看護師の現況調査の実施について（協力依頼） （愛玩動物看護師の現況調査の実施について（協力依頼））	令和6年12月25日付け 事務連絡 （令和6年12月23日付け 事務連絡）
米国における猫の高病原性鳥インフルエンザ感染事例について ー米国・情報提供ー （米国における猫の高病原性鳥インフルエンザ感染事例について ー米国・情報提供ー）	令和6年12月25日付け 事務連絡 （令和6年12月23日付け 事務連絡）
愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針の策定について （愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針の策定について）	令和6年12月27日付け 6日獣発第289号 （令和6年12月27日付け 6消安第5557号）
米国における猫の高病原性鳥インフルエンザ感染事例について（第2報）ー米国・情報提供ー （米国における猫の高病原性鳥インフルエンザ感染事例について（第2報）ー米国・情報提供ー）	令和6年12月27日付け 事務連絡 （令和6年12月25日付け 事務連絡）
飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改訂について （飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改訂について）	令和7年1月8日付け 6日獣発第296号 （令和6年12月25日付け 6消安第5220号）
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について （飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について）	令和7年1月8日付け 6日獣発第297号 （令和6年12月25日付け 6消安第4979号）
「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の一部改正について （「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の一部改正について）	令和7年1月8日付け 6日獣発第298号 （令和6年12月26日付け 6消安第5202号）
第3回ランピースキン病対策検討会における提言について （第3回ランピースキン病対策検討会における提言について）	令和7年1月8日付け 6日獣発第299号 （令和6年12月27日付け 6消安第5634号）
高病原性鳥インフルエンザの発生急増を踏まえた対応の強化について （高病原性鳥インフルエンザの発生急増を踏まえた対応の強化について）	令和7年1月16日付け 6日獣発第304号 （令和7年1月14日付け 事務連絡）
牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続きの一部改正について （牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続きの一部改正について）	令和7年1月29日付け 6日獣発第321号 （令和7年1月20日付け 6独家セ第1054号）
春先に向けた吸血昆虫対策の強化について （春先に向けた吸血昆虫対策の強化について）	令和7年2月13日付け 6日獣発第331号 （令和7年2月7日付け 6消安第6558号）
ランピースキン病に関するQ&Aの改訂について （ランピースキン病に関するQ&Aの改訂について）	令和7年2月13日付け 6日獣発第332号 （令和7年2月7日付け 事務連絡）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部改正について （医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部改正について）	令和7年2月13日付け 6日獣発第333号 （令和7年2月10日付け 事務連絡）
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示について （食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示について）	令和7年2月17日付け 6日獣発第336号 （令和7年2月10日付け 事務連絡）
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について （動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知））	令和7年2月18日付け 6日獣発第338号 （令和7年2月17日付け 環自総発第2502173号）
米国における猫の高病原性鳥インフルエンザ感染事例について（第3報）－米国・情報提供－ （米国における猫の高病原性鳥インフルエンザ感染事例について（第3報）－米国・情報提供－）	令和7年2月19日付け 事務連絡 （令和7年2月17日付け 事務連絡）
「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」に係る施行状況調査への協力について（協力依頼） （「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」に係る施行状況調査への協力について（協力依頼））	令和7年2月28日付け 6日獣発第345号 （令和7年2月27日付け 事務連絡）
米国における猫の高病原性鳥インフルエンザ感染事例について（第4報）－米国・情報提供－ （米国における猫の高病原性鳥インフルエンザ感染事例について（第4報）－米国・情報提供－）	令和7年3月6日付け 事務連絡 （令和7年3月3日付け 事務連絡）
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について （動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について）	令和7年3月6日付け 6日獣発第349号 （令和7年2月21日付け 事務連絡）
ランピースキン病ワクチン接種県由来の牛肉の米国への輸出停止措置の解除について （ランピースキン病ワクチン接種県由来の牛肉の米国への輸出停止措置の解除について）	令和7年3月6日付け 6日獣発第350号 （令和7年3月4日付け 事務連絡）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について （医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知））	令和7年3月12日付け 6日獣発第355号 （令和7年3月6日付け 事務連絡）
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について （飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について）	令和7年3月12日付 6日獣発第356号 （令和7年3月6日付 6消安第6901号）
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用についての一部改正について （飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用についての一部改正について）	令和7年3月12日付け 6日獣発第357号 （令和7年3月6日付 6消安第6881号）

米国における猫の鳥インフルエンザ感染事例について（第5報）－米国・情報提供－ （米国における猫の鳥インフルエンザ感染事例について（第5報）－米国・情報提供－）	令和7年3月19日付け 事務連絡 （令和7年3月17日付け 事務連絡）
韓国における口蹄疫の発生について （韓国における口蹄疫の発生について）	令和7年3月24日付け 6日獣発第360号 （令和7年3月14日付 6消安第7443号）
ランピースキン病ワクチン接種開始に伴うアメリカ合衆国向け輸出牛肉への対応について（続々報） （ランピースキン病ワクチン接種開始に伴うアメリカ合衆国向け輸出牛肉への対応について（続々報））	令和7年3月24日付け 6日獣発第361号 （令和7年3月17日付 6消安第7469号 6畜産第3441号）
獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について （獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について）	令和7年3月26日付け 6日獣発第362号 （令和7年3月21日付け 6消安第5579号-1）
マイクロチップ装着等の義務化に係る自治体向けQ&A（第7版）について （マイクロチップ装着等の義務化に係る自治体向けQ&A（第7版）について）	令和7年3月28日付け 事務連絡 （令和7年3月25日付け 事務連絡）
動物虐待等に関する対応ガイドラインの改訂について （動物虐待等に関する対応ガイドラインの改訂について）	令和7年3月31日付け 事務連絡 （令和7年3月28日付け 事務連絡）

注：（ ）内は省庁からの通知の件名、文書番号等

オ 研修用教材等の作成・提供

農林水産省からの補助を受けて実施した「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」及び、全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて実施した「農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業」における研修教材や普及動画を作成した。

7 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

（1）国内関係団体との交流（医師会との連携交流を含む）

ア 医師会との連携交流

（ア）令和7年1月24日～26日に仙台国際センターで開催した第42回獣医学術学会年次大会では、日本医師会、厚生労働省と連携したシンポジウム「人・動物におけるカビが関わる疾病」を、厚生労働省セッションとして開催した。以下、「第2 事業報告 B 個別事業報告 1 部会委員会等運営事業 （2）個別課題への対応 ウ 狂犬病等共通感染症対策（イ）共通感染症対策及び薬剤耐性（AMR）対策 c 関連シンポジウムの開催」を参照。

（2）連携推進会議等の開催

ア 令和6年9月9日、及び令和7年3月28日に開催された全国大学獣医学関係代表者協議会に本会役職員が出席し、協議・意見交換を行った。
イ 各地区を構成する地方獣医師会が開催する関係会議等に参加し、事業推進協議・意見交換等を行った。
ウ その他、関係機関・団体・企業等が開催する会議・行事等に参加し、事業推進協議・意見交換等を行った。

（3）獣医事・獣医学術国際交流

令和6年4月にケープタウン（南アフリカ）で開催された世界獣医師会理事会において、藏

内勇夫日本獣医師会会長が世界獣医師会（WVA）次期会長に就任した。藏内会長は次期会長としての2年の任期を務めた後、令和8年4月から世界獣医師会の会長に就任する。このため、藏内会長はWVAの役員として年間40回程度の会議（ほぼすべてオンライン）に参加している。

また同理事会において令和8年度の世界獣医師会大会の開催地として東京が選定され、令和8年4月に東京国際フォーラムで開催されることが決定した。

令和6年6月にアメリカ・テキサスで開催されたアメリカ獣医師会（AVMA）総会に出席し、藏内会長が世界獣医師会会長選挙での支援への御礼とスピーチを行った。同7月にはWVAの次期会長としてハーグ（オランダ）で開催されたWVA理事会に出席。同8月にはマニラ（フィリピン）で開催されたアジア大洋州医師会連合（CMAAO）の総会に参加し、FAVAとCMAAOとの間での協力に係る覚書に調印した。

令和6年10月に韓国で開催されたアジア獣医師連合（FAVA）執行部会議において、藏内会長のFAVA会長としての任期が満了し、後任に韓国獣医師会のホー会長が着任した。藏内会長は新設されたFAVA顧問として同連合の更なる発展に貢献していく。

令和7年2月にはダバオ（フィリピン）で開催されたフィリピン獣医師会大会にてワンヘルスの推進について講演。また、上述のFAVAとCMAAOの覚書を踏まえ、福岡市ワンヘルス国際フォーラムにはフィリピン医師会会長でありCMAAO会長でもあるマリア・ミネルバ・P・カリマグ博士とともにWVA会長であるジョン・デ・ヨン博士及びWVAのワンヘルスワーキンググループで座長を務めるマーク・シップ博士が招待され、この3者によるキーノートスピーチが行われた。

また、令和7年3月にはソウル（韓国）で行われたFAVA狂犬病清浄化特別委員会の立ち上げに参加し、2030年の撲滅に向けたアジア各国との連携強化を図った。

（4）その他の後援・協賛・賛助等支援活動

獣医事対策等を推進するに当たって、関係団体等から申請のあった以下の公益目的事業等に対し、本会の後援名義の使用承認及び協賛・賛助等を行った。

ア 後援名義

本会の後援名義の使用について、団体等からの申請があった以下の行事について後援名義の使用を許可した。

- （ア）一般社団法人札幌市小動物獣医師会主催「児童動物画コンクール」（公益社団法人北海道獣医師会）
- （イ）第31回全日本獣医師テニス大会（全日本獣医師テニス大会）
- （ウ）第45回動物臨床医学会年次大会（公益財団法人動物臨床医学研究所 内 動物臨床医学会）
- （エ）JAHA 年次大会 2024（公益社団法人日本動物病院協会）
- （オ）第78回全関東医歯薬獣医科大学対抗陸上競技大会
- （カ）DOG EXPO FUKUOKA 2024（わんだふる組織委員会）
- （キ）第26回全国学校飼育動物研究大会（全国学校飼育動物研究会）
- （ク）北海道ワンヘルスフェア 2024（公益社団法人北海道獣医師会）
- （ケ）人と動物の共生およびSDGs推進シンポジウム 2024（公益社団法人 Knots）
- （コ）WJVF 第15回大会 2024（一般社団法人日本臨床獣医学フォーラム）
- （サ）動物愛護フェスティバル 2024 インこもろ（動物愛護フェスティバル 2024 インこもろ実行委員会）
- （シ）（公社）神戸市獣医師会動物愛護フェスティバル「動物とのわくわく！ドキドキ！体験、学びの広場」（公益社団法人神戸市獣医師会）
- （ス）第75回全国装蹄競技大会（公益社団法人日本装蹄協会）
- （セ）令和6年動物感謝デー in KYOTO（公益社団法人京都府獣医師会）
- （ソ）令和6年第14回CADIC国際シンポジウム（宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター）
- （タ）第65回牛装蹄競技大会（公益社団法人日本装蹄協会）
- （チ）第21回日本獣医内科学アカデミー学術大会（JCVIM2024）（一般社団法人日本獣医内科学アカデミー）
- （ツ）「ペットと高齢者等の福祉」シンポジウム（公益社団法人日本愛玩動物協会）
- （テ）第13回京都市獣医師会「京都動物フォーラム 2025」（公益社団法人京都市獣医師会）
- （ト）第26回DogsWalkForKeepClean 全国一斉！クリーン作戦（特定非営利活動法人ワンワンパーティクラブ）
- （ナ）第16回全日本ホルスタイン共進会（一般社団法人日本ホルスタイン登録協会）

イ 協賛・賛助等

本会への協賛、賛助等の依頼があった団体に対して以下のとおり支援を行った。

(ア) 賛助会員等

- a 特定非営利活動法人獣医系大学間獣医学教育支援機構全国家畜保健衛生業績発表会協賛会
- b 公益社団法人畜産技術協会
- c 一般社団法人日本畜産物輸出促進協会
- d 鶏病研究会
- e 一般社団法人酪農ヘルパー全国協会
- f 日本獣医史学会事務局
- g 日本獣医学生協会（JAVS）
- h 和牛遺伝資源国内活用協議会
- i 一般社団法人日本動物看護職協会
- j 公益社団法人日本動物用医薬品協会
- k 日本獣医史学会
- l 全国家畜保健衛生業績発表会協賛会
- m 公益社団法人全国和牛登録協会
- n 公益社団法人日本馬事協会
- o 公益社団法人中央畜産会
- p 公益社団法人青森県獣医師会
- q ニューレジリエンスフォーラム
- r 家畜衛生対策推進協議会
- s 近畿地区連合獣医師会獣医学術近畿地区学会
- t 日本中央競馬会

(イ) 行事等への賛助

- a 「ヒナを拾わないで！」キャンペーンポスター制作(特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会)
- b 農林水産祭実施経費(公益財団法人日本農林漁業振興会)

8 獣医学術学会事業

(1) 獣医学術学会年次大会の開催

獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、日本獣医師会の主催により、令和7年1月24日（金）～26日（日）の3日間、宮城県仙台市の仙台国際センターにおいて、農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省、日本学術会議、宮城県、仙台市の後援のもと、第42回獣医学術学会年次大会（令和6年度）を開催した。

《 第42回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和6年度）開催状況 》

開 催 場 所	開催期日	発 表 区 分	産業動物	小動物	公衆衛生	その他	計	参加登録者数
仙台国際センター (宮城県仙台市)	令和 7 年 1 月 24～26 日	シンポジウム等※1	30 題	19 題	21 題	46 題	116 題	826 名
		地区学会長賞受賞講演	18 題	19 題	11 題	0 題	48 題	
		一般口演	28 題	11 題	4 題	0 題	43 題	
		研究報告	14 題	15 題	5 題	0 題	34 題	
合 計			90 題	64 題	41 題	46 題	241 題	

※ 令和6年度日本獣医師会獣医学術賞「獣医学術奨励賞」受賞者記念講演を含む。

(2) 獣医学術賞の選考・審査

ア 本会では、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として「日本獣医師会獣医学術賞」を設置し、毎年、獣医学術の振興・普及並びに調査研究に著しく貢献した者に授与するこ

ととしている。

令和6年度は、獣医学術功績者選考委員会による選考・審査の結果、獣医学術学会年次大会の場において受賞者を発表し、日本獣医師会長から本賞（賞状）を、動物関連産業界等協賛会社（産業動物部門：日本全薬工業株式会社、小動物部門：共立製薬株式会社、公衆衛生部門：日本ハム株式会社）から副賞（研究奨励費）をそれぞれ授与した。

- (ア) 獣医学術功績者選考委員会〔委員長：佐藤れえ子（日本獣医師会理事）〕は、第1回委員会を令和6年11月25日に開催し、「獣医学術奨励賞」は学会学術誌（日本獣医師会雑誌：令和4年8月号～令和6年7月号の原著・短報）に掲載された研究論文の中から、「獣医学術功労賞」は所定の手続きを経て推薦のあった業績の中からそれぞれ審査・選考を行った。
- (イ) 第2回委員会を令和7年1月25日に仙台国際センターにて開催し、獣医学術学会年次大会において発表された地区学会長賞受賞講演の中から「獣医学術学会賞」の選考を行った。

《 令和6年度 日本獣医師会獣医学術賞受賞研究業績及び受賞者氏名 》

〔産業動物部門〕

獣医学術奨励賞：牛伝染性リンパ腫ウイルス *pol* 遺伝子を標的としたプロウイルス量に基づく伝播リスク分類基準の設定

西森朝美（農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門）、他

獣医学術学会賞：黒毛和種子牛の呼吸器病における初診時の胸部超音波検査によるスコア化と呼吸器症状および発育との関係

叶 有斗（鹿児島県農業共済組合曾於家畜診療センター南部診療所）、他

獣医学術功労賞：黒毛和種牛における代謝性疾患の防除に関する研究

片本 宏（宮崎大学・名誉教授）

〔小動物部門〕

獣医学術奨励賞：僧帽弁粘液腫様変性犬における椎体長に依存しない心サイズの評価法に関する検討

才田祐人（矢田獣医科病院・石川県）、他

獣医学術学会賞：犬における喉頭蓋後傾の病態、病理組織学検査および喉頭蓋切除術に関する考察

木村一気（AMC末松どうぶつ病院・大分県）、他

獣医学術功労賞：小動物分野における麻酔ならびに行動学に関する実践的研究

武部正美（武部獣医科医院・院長）

〔公衆衛生部門〕

獣医学術奨励賞：と畜検査で発見された慢性型豚丹毒と生ワクチンの関連

大野祐太（北海道立衛生研究所）、他

獣医学術学会賞：行政施設を活用した猫のスペイククリニック開設に向けて

～にゃんがたセンタークリニック 猫の不妊手術専門病院～

星野勇矢（新潟市動物愛護センター）、他

獣医学術功労賞：環境汚染モニタリングのための生物学的指標、及び *Listeria* 属菌に係る衛生対策に関する研究

植田富貴子（日本獣医生命科学大学・名誉教授）

(3) 獣医学術地区学会の開催

令和6年度に地区単位で開催された獣医学術地区学会と相互連携を行い、第42回獣医学術学会年次大会（令和6年度）において、各地区学会で優秀演題として選出された地区学会長賞受賞演題を対象に地区学会長賞受賞講演として発表が行われた。

《 令和6年度 獣医学術地区学会開催状況 》

開催地区 (担当地方会)	開催場所	開催期日	獣医学術地区学会発表演題数							
			産業動物		小動物		公衆衛生		計	
北海道 (北海道)	北海道大学 (札幌市)	8月29日(木) 30日(金)	69	4	27	2	9	1	105	7
東北 (青森県)	ホテル青森 (青森市)	9月25日(水)	22	2	29	2	18	1	69	5
関東・東京 (群馬県)	Gメッセ群馬 (高崎市)	9月1日(日)	19	1	41	2	13	1	73	4
中部 (新潟県)	ANAクラウンプラザ ホテル新潟 (新潟市)	9月8日(日)	22	2	26	2	20	1	68	5
近畿 (兵庫県)	大阪公立大学 中百舌鳥キャンパス (堺市)	9月22日(日)	24	2	34	2	10	1	68	5
中国 (島根県)	松江テルサ (松江市)	10月19日(土) 20日(日)	33	2	54	3	26	2	113	7
四国 (高知県)	セリーズ (高知市)	9月8日(日)	10	1	20	1	8	1	38	3
九州 (熊本県)	メルパルク熊本 (熊本市)	11月1日(金)	40	3	64	4	22	2	126	8
計(開催8カ所)			239	17	295	18	126	10	660	45

注：演題数の太ゴシック体の数字は、地区学会長賞受賞演題数

9 獣医学術振興・人材育成事業

(1) 日本獣医師会雑誌編集・提供事業

ア 日本獣医師会雑誌の編集・発刊（イの日本獣医師会雑誌学会学術（獣医学術学会）誌部分を除く。）

（ア）獣医学術の振興・普及とともに獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、さらには獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材養成を担う獣医学術情報媒体として、獣医師専門職をはじめ、国内外関係者への獣医学術・獣医事情報提供活動として日本獣医師会雑誌を毎月定期に発行した。

また、現在、本誌（学会学術（獣医学術学会）誌部分を含め）を従来の印刷媒体と並行して（独）科学技術振興機構が運用する学術誌電子化サービス「J-STAGE3」に電子ジャーナルとして掲載した。

（イ）第76巻第9号（令和5年9月号）から第77巻第8号（令和6年8月号）において、解説・報告「-ワンヘルス時代の感染症対策-」を毎号シリーズとして掲載した。

（ウ）第77巻第9号（令和6年9月号）から解説・報告「-海外で活躍する獣医師-」の連載を開始した。

（エ）第77巻第2号（令和6年2月号）から解説・報告「-動物薬事情報-」を連載として随時掲載している。

（オ）第78巻第2号（令和7年2月号）から、紹介「国際ピックアップニュース～広がる世界、つながる活動～」として、日本獣医師会における海外に向けた取組の紹介を記事の連載を開始するなど、日獣会誌誌面の充実に努めた。

（カ）「獣医師生涯研修事業のページ」においては、「生涯研修のページQ&A」を毎号掲載した。

（キ）令和6年度の各号(第77巻第4号～第78巻第3号)における記事の掲載状況は、次のとおり。

《 日本獣医師会雑誌の編集区分別掲載状況 》

巻頭言（会長挨拶等）	3	意 見	0
論 説	10	案 内	9
総 説	0	募 集	13
提言・要請（指針等）	17	紹 介	14
会 議 報 告	9	行 事 等	16
解 説・報 告	29	獣医師生涯研修事業のページ	15
学 術・教 育	0	馬 耳 東 風	12
試験・調査・研究・指導報告	1	公 表	4
行 政・獣医事	16	お 知 ら せ	20
資 料	0	合 計	188

イ 日本獣医師会雑誌学会学術（獣医学術学会）誌部分の編集

（ア）昨年に引き続き広く獣医師等から投稿された学術論文を獣医学術部門ごとに編集し、「学会関係情報」において、「日本獣医師会学会学術誌投稿規程」を継続して掲載、周知し、獣医学術の振興・普及と獣医学術の業績評価等を通じ獣医師専門職の人材育成に資するとともに、獣医学術情報の構成獣医師、国内外関係者への情報提供活動として、毎月発行した。

また、令和6年度（令和6年4月号～令和7年3月号）における日本獣医師会学会学術（獣医学術学会）誌の学術論文掲載状況は、次のとおり。

部 門 名	総 説	原 著	短 報	資 料	技術講座	合 計
産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 衛 生 関 連 部 門	2	5	6	1	1	15
小 動 物 臨 床 関 連 部 門	0	2	3	0	0	5
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	0	1	2	2	0	5
計	2	8	11	3	1	25

（イ）日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会（令和7年1月24日対面開催）において、日本獣医師会学会学術誌の編集及び審査状況等の報告、日本獣医師会学会学術（獣医学術学会）誌の編集企画、日本獣医師会学会学術誌の活性化と円滑な発行の継続について協議した。

なお、令和6年度（令和6年4月号～令和7年3月号）における投稿原稿の審査状況は、次のとおり。

部 門 名	審 査 原 稿 数			処 理 原 稿 数			次年度 へ の 繰 越 原稿数
	新規 受付	前年度 からの 繰 越	合計	採用	不採用	合 計	
産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 衛 生 関 連 部 門	23	6	29	16	3 (1)	19	10
小 動 物 臨 床 関 連 部 門	12	6	18	5	2 (1)	7	11
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	7	4	11	6	2 (1)	8	3
計	42	16	58	27	7	34	24

*（ ）内は取下げ原稿数

（2）獣医師生涯研修事業

獣医師専門職の人材育成及び質の確保に資するため、獣医療関係団体・大学等関係機関と連携し、地方獣医師会の協力の下で次のとおり実施した。

ア 令和6年度の「認定プログラム件数」及び令和6年度内に申告が行われた「令和5年度の取得ポイント申告者数、実績証明書・修了証・認定証交付者数」は、次のとおり。

(ア) 認定プログラム件数

獣医師会関係 111 件・その他 43 件 合計 154 件

(イ) 「取得ポイント申告者数」、「実績証明書交付者数」、「修了証交付者数」及び「認定証交付者数」

	産業動物	小動物	公衆衛生	計
取得ポイント申告者数	3 人	16 人	2 人	21 人
実績証明書交付者数	3 人	14 人	2 人	19 人
修了証交付者数	0 人	4 人	0 人	4 人
認定証交付者数	0 人	1 人	0 人	1 人

イ 獣医師生涯研修事業の広報

(ア) 獣医師生涯研修事業の対象として認定したプログラムについては、順次、日本獣医師会雑誌と日本獣医師会ホームページに掲載して、事業の広報に努めた。

(3) 認定・専門獣医師協議会

「第2 事業報告 B 個別事業報告 10 獣医学術振興調査研究事業 (2) 農場管理認定・専門獣医師等認定・活動支援事業 イ 認定・専門獣医師制度検討・認定管理・普及啓発事業 (ア) 認定・専門獣医師協議会及び関係委員会」を参照。

(4) 獣医学術講習会・研修会事業

ア 講習会・研修会事業

獣医学術講習会・研修会事業は、例年と同様、担当地方獣医師会の運営協力を得て、開催地区ごとに産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生の3部門の中から最大2部門を選択して開催した。また、VMAT 講習会を2地区で開催した。

なお、令和6年度においては、産業動物臨床部門を希望された講習会については、獣医療提供体制整備推進総合対策事業において振り替えて実施した。

《 令和6年度 獣医学術講習会・研修会事業の実施状況 》

地区	担当 獣医師会	区分	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	受講 者数
東北	秋田	公衆衛生	イヤタカ (秋田市)	令和6年 11月7日(木) 13:30~16:30	①「食品安全に関する秋田県の取組」 永須昭夫(秋田県生活環境部生活衛生課課長) ②「農場 HACCP 認証構築の取組状況」 武田浩輝(㈲アークベテリナリーサービス代表取締役)	21 名
	山形	小動物	パレスグランデール (山形市)	令和6年 11月10日(日) 13:00~15:30	「小動物臨床現場における薬剤耐性対策活動の現状とこれから」 村田佳輝(むらた動物病院院長)	41 名
関東	群馬県	小動物	群馬県獣医師会 研修棟2F、オンライン併用 (高崎市)	令和6年 10月13日(日) 14:00~17:30	「腹腔内臓器の取り扱いと消化管の縫合法を理解しよう」 高木 哲(麻布大学獣医学部教授)	59 名

	神奈川県	公衆衛生	神奈川県 総合医療会館 (横浜市)	令和 6 年 10 月 6 日 (日) 14 : 00～17 : 00	「安全・安心な食肉を提供する ために ～食肉衛生検査所の取り組み について～」 土肥富有子 (神奈川県食肉検査 所所長)	81 名
中部	富山県	小動物	富山県民会館 (富山市)	令和 7 年 1 月 19 日 (日) 10 : 00～16 : 00	呼吸器疾患 advanced seminar 2025 in Toyama 末松正弘 (AMC 末松どうぶつ 病院院長)	31 名
近畿	大阪府	小動物	I-site なんば (大阪市)	令和 6 年 8 月 25 日 (日) 13 : 30～16 : 30	「新しくなった WSAVA のワク チネーションガイドライン」 ～その変更点と臨床応用～ 栗田吾郎 (北里大学大村智記 念研究所学外研究員)	55 名
	大阪府	公衆衛生	I-site なんば (大阪市)	令和 6 年 12 月 8 日 (日) 14 : 00～16 : 00	「身近で危険な人獣共通感染 症」 安木真世 (大阪公立大学准教 授)	55 名
中国	鳥取県	公衆衛生	米子 コンベンションセンター (米子市)	令和 6 年 12 月 21 日 (土) 13 : 30～16 : 30	「災害時ペット対策の視点と 課題について」 平井潤子 (前東京都獣医師会 事務局長・NPO 法人アナイス 理事長)	39 名
	鳥取県	小動物	米子 コンベンションセンター (米子市)	令和 7 年 2 月 23 日 (日) 11 : 00～16 : 00	日本獣医師会 VMAT 講習会 (中国地区) 佐伯 潤 (日本獣医師会理事) 藤本順介 (日本獣医師会危機 管理室災害対策委員長)	64 名
	島根県	公衆衛生	松江テルサ (松江市)	令和 6 年 10 月 19 日 (土) 15 : 00～16 : 20	市民協働のワンヘルス：人、 動物、環境が調和する社会へ 今村和彦 (FAVA ワンヘルス福 岡オフィス副所長)	78 名
四国	高知県	小動物	セリーズ (高知市)	令和 7 年 3 月 2 日 (日) 11 : 00～15 : 00	日本獣医師会 VMAT 講習会 (四国地区) 佐伯 潤 (日本獣医師会理事) 藤本順介 (日本獣医師会危機管理 室災害対策委員長)	55 名
九州	宮崎県	小動物	ニューウェルシティ宮崎 (宮崎市)	令和 7 年 3 月 2 日 (日) 13 : 30～16 : 30	「心肺蘇生実習～最新のエビ デンスを交えて～」 森田 肇 (日本小動物医療セ ンター夜間救急診療科科長)	38 名
全国 7 地区 12 箇所				受講者合計：592 名		

イ アジア地域臨床獣医師等総合研修事業

平成 28 年度から日本中央競馬会の助成を受けてアジア地域臨床獣医師等総合研修事業を実施

しており、令和6年度は12獣医系大学においてアジア11カ国から14名の海外研修生を受け入れて研修を実施するとともに、令和7年度の研修生の受入れ準備を行った。

各大学における研修生の受入れ状況は、次のとおり。帯広畜産大学：バングラデシュ1名、酪農学園大学：フィリピン1名、北海道大学：モンゴル1名、北里大学：キルギス1名、東京大学：ベトナム1名、東京農工大学：ベトナム1名、麻布大学：フィリピン1名、日本大学：ネパール1名、大阪公立大学：ミャンマー1名、山口大学：ミャンマー1名、宮崎大学：タイ1名、インドネシア1名、鹿児島大学：マレーシア1名、スリランカ1名。

また、研修を修了し、帰国した獣医師の就業状況の継続的な把握、帰国地域の感染症の診断・防疫上の課題と解決策等の情報交換を常時可能とするため設置した専用の情報交換サイトを維持・運営した。また、これらの情報を基にフォローアップが必要と判断した国と研修修了獣医師に対し、短期招聘研修を実施した。実施状況は次のとおり。①令和7年1月20日～2月3日に研修修了獣医師タイ1名が来日し、麻布大学にて乳牛の内分泌学的検査に関する短期研修を実施した。②令和7年2月27日～3月13日に研修修了獣医師ベトナム1名が来日し、岩手大学にて牛の肝蛭に関する短期研修を実施した。

ウ 女性獣医師就業支援対策事業

農林水産省の令和6年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業の一環として、女性獣医師等の就業環境に対する理解を醸成するための講習会「すべての獣医師が活躍できる未来ある職場づくりのために」を開催した。また、獣医学生向けに女性獣医師等の就業について考える「女性獣医師等の就業を支援するための獣医学生向けセミナー」を現地、オンライン及びオンデマンド配信にて開催した。また、女性獣医師応援ポータルサイト（女性獣医師等の就労環境等に関する幅広い情報を一元的に提供する総合情報プラットフォーム）の関連コンテンツ（eラーニング等）を追加掲載し、ポータルサイトの内容充実を図った。

10 獣医学術振興調査研究事業

（1）獣医療提供体制整備推進総合対策事業

獣医療提供体制整備推進協議会（以下「協議会」という。）が農林水産省の補助を受けて実施した令和6年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業のうち獣医療提供体制整備推進総合対策事業（新規獣医師臨床研修促進事業及び管理獣医師等育成支援事業・獣医師就業支援対策事業、地域獣医療体制整備支援事業並びに産業動物遠隔診療推進事業）については、協議会の事務を行うとともに、本事業の一部を、協議会会員として分担実施した。

なお、事業の運営については、事業推進検討会を開催し、検討の上、円滑な実施に努めた。

ア 事業の実施状況

（ア）新規獣医師臨床研修促進事業

生産農家に信頼され、社会から必要とされる専門職としての獣医師の育成に資するため、現場経験豊かな獣医師や獣医関係法令に関する学識経験者を講師として、関係機関・団体等の協力を得て、新規獣医師を主に対象とした実践的な診断技術や臨床現場における基本的知識の修得、飼育者等とのコミュニケーション能力の養成、職業倫理意識の向上を目指した技術研修を実施した。

（イ）管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援対策事業

関係機関・団体等の協力を得て、臨床獣医師が管理獣医師としての知識・技術を修得するための講習会及び実習、管理獣医師の業務とその重要性を広く普及・啓発する講習会、臨床獣医師が高度獣医療に係わる知識を身に付けるための技術研修、講習会を実施するとともに、関連教材を作成した。

さらに、女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に必要な最新知識の習得と獣医療技術向上のためのe-ラーニングを利用した研修、産業動物診療施設等の雇用者を対象とした理解醸成のための講習会、獣医学生を対象とした女性獣医師等の就業について考えるセミナーを開催した。

(ウ) 地域獣医療体制整備支援事業

令和6年度においては、(エ)の令和5年度補正予算「産業動物遠隔診療推進事業」において実施した。

(エ) 産業動物遠隔診療推進事業

産業動物診療獣医師の確保が困難な地域等における遠隔診療を活用した効率的な診療など、デジタル技術を用いた情報通信機器を活用した畜産基盤整備のための獣医療提供体制の強化により、地域の獣医師を有効に活用した獣医療提供体制の整備を実施することで、場所を選ばない迅速な診断を可能とする遠隔診療の普及、実施を図り、我が国畜産の生産性の向上に寄与することを目的として令和5年度補正予算により実施が決定した本事業については、令和6年度に繰り越して事業を行うこととした。遠隔診療の環境整備のための機器導入や遠隔診療の普及のための講習会のほか、活用事例としての映像教材の作成を行った。また、第42回獣医学術学会年次大会（令和6年度）において、事業の成果報告としてシンポジウムを開催した。

イ 事業の実施期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

ウ 事業の結果

「令和6年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業実績報告書」として取りまとめ、協議会に提出した。

《新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための技術研修》

	開催担当	実施場所 (実施地)	実施日時	研修内容 (指導者：所属)	開催 状況
1	NOSAI 東北 家畜臨床研 修センター	岩手大学 農学部附属動物病院	令和6年 8月29日(木) 9:00～17:10	① 牛伝染病リンパ腫と総合型清浄化モデル開発事業 (村上賢二：岩手大学農学部 教授) ② 臨床現場で役立つ基本手技 (一條俊浩：岩手大学農学部 教授) ③ 繁殖と飼養管理の基礎 (河原直哉：NOSAI 山形 庄内家畜診療所係長) ④ 臨床現場で必要なロープワーク (新井偉典：NOSAI 宮城 家畜臨床研修所損防係長) ⑤ 臨床検査データを得るために (大橋さやか：NOSAI 山形 家畜診療研修所係長)	8名
2	NOSAI 宮崎	NOSAI 宮崎 生産獣医療センター	令和6年 9月30日(月) 10:00～ 10月4日(金) 17:00	① レントゲン読影 (橋本岳樹：NOSAI 宮崎 生産獣医療センター 課長補佐) ② 牛の臨床繁殖 (大澤健司：宮崎大学農学部 教授) (北原 豪：宮崎大学農学部 准教授) ③ 給与飼料の基礎 (黒木睦夫：NOSAI 宮崎 南那珂家畜診療所 課長補佐) ④ お産の基礎 (近藤弘章：NOSAI 宮崎 西諸家畜診療所 診療係長) ⑤ ETの基礎 (畠中浩司：NOSAI 宮崎 生産獣医療センター) ⑥ 外科処置の基礎	21名

				(佐藤 礼一郎：宮崎大学農学部 教授)	
3	NOSAI 群馬	ホテル天坊	令和 6 年 10 月 30 日(水) 13:00～17:00	ワクチンならびに生菌剤を用いた抗菌剤の 使用量低減への道 (加藤 敏英：株式会社微生物化学研究所 シニアテクニカルアドバイザー)	28 名
4	NOSAI 北海道	NOSAI 北海道研修所	令和 6 年 10 月 31 日(木) 13:00～16:30	子宮の超音波検査および内視鏡検査(実習) (杉浦 智親：酪農学園大学 助教)	8 名
5	NOSAI 島根	出雲ロイヤルホテル	令和 6 年 11 月 6 日(水) 13:00～16:40	牛の関節炎の診断と治療 (柄 武志：鳥取大学農学部 准教授)	13 名
6	NOSAI 岐阜	ハートフルスクエアG (岐阜市生涯学習センター)	令和 6 年 11 月 15 日(金) 13:30～15:30	もうなさそうで意外とまだある寄生虫疾患 (高島康弘：岐阜大学 准教授)	24 名
7	NOSAI ひょうご	兵庫県農業共済会館	令和 6 年 11 月 29 日(金) 9:30～12:00	牛の内部寄生虫病とその最新知見(仮) (平 健介：麻布大学 教授)	31 名
8	NOSAI 千葉	NOSAI 千葉 南部家畜診療所	令和 7 年 1 月 20 日(月) 09:00～ 1 月 23 日(木) 17:00	① 「外科症例カンファレンス」 (田山穰：NOSAI 千葉 南部家畜診療所 技師) ② 「外科実習」 (田山穰) ③ 「蹄病診断と症例検討」 (板垣幸樹：NOSAI 千葉 東部家畜診療所 主任技師) ④ 「削蹄実習」 (菊池允人：NOSAI 千葉 西部家畜診療所 関宿出張所 技術主査) (板垣幸樹) ⑤ 「繁殖検診手合わせ」 (鈴木宏欣： 西部家畜診療所 主任技師 牧野英司：NOSAI 千葉 北部家畜診療所 技術主査 天野はな：NOSAI 千葉 西部家畜診療所 関宿出張所 技術主査) ⑥ 「AI・ET 技術と改良の基本」 (増戸弘典：NOSAI 千葉 南部家畜診療所 課長) ⑦ 「牛繁殖臓器実習」 (鈴木宏欣、牧野英司、天野はな) ⑧ 「牛群診断目線での繁殖管理指導」 (佐藤弘泰：NOSAI 千葉 北部家畜診療所 技術副主査) ⑨ 「養豚の基本と防疫」 (五島可祥：NOSAI 千葉北部家畜診療所 技術副主査) ⑩ 「養豚における抗生物質と治療薬の特性」 (福澤晋：NOSAI 千葉 北部家畜診療所 主任技師) ⑪ 「難治・予後不良に特化した症例発表」 (牧野英司、天野はな)	9 名

142 名

《新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための講習会》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	開催 状況
1	獣医コミュニケーション研究会	東京清飲会館	令和6年 11月17日(日) 13:00～17:00	学びとなる“場”を探究する ー獣医療現場における場づくりへのいざないー (元木一喜：(一社)TalkTre 理事)	21名
21名					

「管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する実習」(短期・長期)

	実施担当	実施場所 (実施地)	実施日時	実習内容 (指導者：所属)	開催 状況
1	有限会社あかばね動物クリニック	有限会社あかばね動物クリニック	令和6年 8月5日(月) 8月30日(金)	牛の管理一般について 牛の栄養の基礎と応用 飼養計算ソフトを使用した飼料設計 現場での牛の見方扱い方 (鈴木保宣) コンサルタント獣医師の役割と展望 コンサル先での農場での対応の仕方 養豚場での豚の管理と接し方 CSFの現状に対する現場の対応 ASFの侵入危機と農場側の対応 抗菌剤の問題 (伊藤貢) 現場での農場管理者との接し方、話し方 現場での牛の接し方、保定方法 診療の基礎 診断の進め方と見方 子牛の肺炎と下痢の診療の対応と予防への取り組み 子牛の管理の基礎と難しさ 繁殖疾患の診断と治療 直腸検査の基礎と 超音波画像診断装置をつかった診断 (大藪康一)	1名
2	有限会社あかばね動物クリニック	有限会社あかばね動物クリニック	令和6年 6月1日(土) ～ 令和7年 2月28日(金)	牛の管理一般について 牛の栄養の基礎と応用 飼養計算ソフトを使用した飼料設計 現場での牛の見方扱い方 (鈴木保宣) コンサルタント獣医師の役割と展望 コンサル先での農場での対応の仕方 養豚場での豚の管理と接し方 CSFの現状に対する現場の対応 ASFの侵入危機と農場側の対応 抗菌剤の問題 (伊藤貢) 現場での農場管理者との接し方、話し方 現場での牛の接し方、保定方法 診療の基礎 診断の進め方と見方 子牛の肺炎と下痢の診療の対応と予防への取り組み 子牛の管理の基礎と難しさ 繁殖疾患の診断と治療 直腸検査の基礎と 超音波画像診断装置をつかった診断 (大藪康一)	1名
2名					

《管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	開催 状況
--	------	---------------	------	-----------------	----------

1	鶏病研究会	AP 新宿	令和 6 年 7 月 19 日 (金) 13 : 30 ~ 17 : 00	① 衛生管理の基礎 (白田 一敏 : 株式会社 PQC 研究所 代表) ② 給餌・栄養管理の基礎 (金田 正彦 : 合同会社 KPSC 獣医師) ③ 飼養管理状況の把握、疾病発生状況の 確認と要因分析 (永井 寿宗 : 株式会社 ESAC 代表)	123 名
2	岩手県 獣医師会	メトロポリタン盛 岡ニューウイング	令和 6 年 12 月 19 日 (木) 13 : 30 ~ 16 : 30	① 薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプランと産 業動物分野を中心に (田村 豊 : 北海道獣医師会 会長) ② 薬剤耐性 (AMR) 対策 : 人医療分野を中心に (菅井基行 : 国立感染症研究所薬剤耐性センター長) ③ 薬剤耐性 (AMR) 対策 : 小動物臨床分野を中心に (村田佳輝 : むらた動物病院 院長)	43 名
3	日本養豚 開業獣医師 協会	ニューウェルシテ ィ宮崎 高千穂・ 雲海及び Zoom に よるオンライン併 用開催	令和 6 年 11 月 27 日 (水) 13 : 00 ~ 17 : 00	① 今後の官民一体となった国家防疫、地域防疫、 そして官民の協力体制のあるべき姿について (小倉 弘明 : 学校法人麻布獣医学園) ② 口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の防疫上の マッチングとギャップ (末吉 益雄 : 鹿児島大学共同獣医学部) ③ 口蹄疫から学ぶ、CSF&ASF の対応について (末吉 益雄) (小倉 弘明) (香川 雅彦 : (一社) 日本養豚協会、(有) 香川畜産) (丸本 信之 : 宮崎県宮崎家畜保健衛生所) (矢野 安正 : やの動物病院) (野津手 麻貴子 : 野津手家畜診療所)	233 名 (内 オン ライ ン参 加者 168 名)
399 名					

《管理獣医師の理解醸成のための講習会》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師 : 所属)	開催 状況
1	日本獣医師 会	駒沢オリンピック 公園	令和 6 年 9 月 21 日 (土) 12 : 00 ~ 13 : 20	2024 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” ステージ企画 「知っていますか？ 獣医師のお仕事」 (小川幸 : NOSAI 千葉 技師 赤間倫子 : 神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター技師)	50 名
50 名					

《高度獣医療技術研修》

	協力 機関	実施場所 (実施地)	実施日時	研修内容 (指導者 : 所属)	開催 状況
--	----------	---------------	------	--------------------	----------

1	NOSAI 千葉	千葉県農業会館	令和6年 11月6日(水) 13:00～ 11月8日(金) 15:30	① 「直腸検査技術を鍛える」 「どうする！どうしよう？遠隔診療」 (堀北哲也：日本大学 教授) ② 「牛群管理における蹄病コントロール」 (菊池允人：NOSAI 千葉 西部家畜診療所 技術主査) ③ 牛の雌生殖器を用いた臓器実習 (藤本泰裕：NOSAI 千葉 北部家畜診療所技術副主査 牧野英司：NOSAI 千葉 生産支援研修センター長) ④ と体を用いた削蹄・蹄病治療実習 (菊池允人、牧野英司) ⑤ 子牛の下痢症に対する糞便微生物移植(FMT)による 治療法の検討 (田中秀和：NOSAI 千葉 北部家畜診療所 所長) ⑥ 千葉県における胚移植地産地消について (井上 彰：NOSAI 千葉南部 家畜診療所 技術主査) ⑦ ゲノミック育種価と遺伝的不良形質について (荻野 敦：一般社団法人家畜改良事業団 家畜改良技術研究所 次長)	13 名
2	NOSAI 北海道	北海道農業共済組合 研修所	令和6年 11月11日(月) 13:00～ 11月22日(金) 12:00	令和6年度獣医師専門技術研修会カリキュラム 【外科基礎コース】 ① 外科手技の基礎 ～消毒から切開、縫合まで～ ② 牛の臨床解剖学 ③ 牛の関節疾患 ～関節穿刺～関節洗浄～ ④ 牛の骨折外固定 ⑤ 牛の超音波画像診断 (後藤忠広：NOSAI 北海道 課長補佐) ⑥ 牛のX線画像診断学 (山田一孝：麻布大学獣医学部 教授) (後藤忠広) ⑦ 外科手技の基礎 ～創傷治療、局所麻酔～ (後藤忠広) 【外科発展コース】 ① 牛の開腹手術 ～臍帯疾患から腸管吻合まで～ ② 牛の麻酔学 ～局所麻酔から全身麻酔まで～ (後藤忠広) ③ 牛の骨折内固定術 (樋口徹：NOSAI 北海道 家畜高度医療センター技術主査) ④ 牛のX線読影 (後藤忠広)	17 名
30 名					

《高度獣医療講習会》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	開催 状況
1	広島県 獣医師会	RCC 文化センター 7 階 703 会議室	令和6年 9月4日(水) 13:00～16:00	牛伝染性リンパ腫 ～ここまで来た正常化対策～ (村上賢二：岩手大学農学部教授)	43 名

2	宮崎県 獣医師会	NOSAI 宮崎 中部センター	令和 6 年 12 月 13 日(金) 14 : 00～16 : 00	牛呼吸器病における肺エコーの活用 : 潜在性から臨床型までのアプローチ (前田洋佑 : 北里大学獣医学部講師)	33 名
76 名					

《産業動物獣医療業務理解醸成研修》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	研修内容 (講師 : 所属)	開催 状況
1	鳥取県 獣医師会	I. とりぎん文化 会館第 2 会議室 II. 米子コンベン ションセンター 第 2 会議室	I. 8 月 7 日(水) 14 : 30～16 : 30 II. 8 月 8 日(木) 10 : 00～12 : 00	①県内の獣医師の職場紹介 (原田麻希子 : NOSAI 鳥取事業本部 課長補佐 小口藍 : 鳥取県倉吉家畜保健衛生所 農林技師 上田剛太 : 鳥取県農林水産部畜産振興局 家畜防疫課 農林技師 門木淳子 : 鳥取県食肉衛生検査所 所長 池田ころも : 鳥取県西部家畜保健衛生所 農林技師 梁川直宏 : 鳥取県米子保健所 所長) ②鳥取大学からの高校生へのアドバイス (竹内崇 : 鳥取大学農学部共同獣医学科 動物獣医療センター長 高橋賢次 : 鳥取大学農学部共同獣医学科 獣医薬理学教室 准教授)	29 名
29 名					

《女性獣医師等の就業環境に対する理解を醸成するための講習会》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師 : 所属)	開催 状況
1	日本 獣医師会	仙台国際センター	令和 7 年 1 月 25 日(土) 14 : 00～17 : 00	市民公開シンポジウム 「すべての獣医師が活躍できる未来ある職場づく りのために」 ①獣医師の現状と将来に向けた展望 (岩田啓 : 農林水産省消費・安全局畜産安全管理課課長補佐) ②獣医師の就業環境に関する現況調査(2024) 報告 (川手日出子 : 女性獣医師活躍推進委員会副委員長 全国家畜衛生職員会専務理事・事務局長) ③ーキャリアの視点からー 世代間ギャップと若手の離職問題 (岡野颯子 : SMILE 代表、キャリアコンサルタント、 国際 EAP コンサルタント、獣医師) ④獣医師会加入率 99%～岡山県獣医師会の取り組み～ (甲斐みちの : 公益社団法人岡山県獣医師会副会長) ⑤獣医師の資格を持って生きるヒント (大門由美子 : 公益社団法人福井県獣医師会副会長)	100 名
100 名					

《女性獣医師等就業支援学生向けセミナー》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師 : 所属)	開催 状況
1	日本 獣医師会	北里大学	令和 6 年 7 月 9 日(火) 10 : 30～12 : 00	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」	98 名

				小比類巻正幸（有）小比類巻家畜診療サービス 「家庭動物診療分野」 山田理恵子（あつぶる獣医科病院）	
2	日本 獣医師会	岐阜大学	令和6年 7月24日(水) 13:00～14:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 （日本獣医師会） ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 木村亜矢子（岐阜県農業共済組合家畜診療所） 「公務員（行政）分野」 亀山佳織（岐阜県可茂保健所）	36名
3	日本 獣医師会	大阪公立大学	令和6年 7月30日(火) 10:45～12:15	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 （日本獣医師会） ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 藤田理公（クローバー動物病院） 「公務員（行政）分野」 笹田真由子（吹田市保健所）	34名
4	日本 獣医師会	日本大学 （オンライン開催）	令和6年 9月25日	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 （日本獣医師会） ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「公務員（行政）分野」 「大学・研究・展示施設分野」	120名
5	日本 獣医師会	東京大学	令和6年 10月22日(火) 13:00～14:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 （日本獣医師会） ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 高木紀恵（千葉県農業共済組合東部家畜診療所） 「大学・研究・展示施設分野」 渡部浩文（多摩動物公園）	33名
6	日本 獣医師会	日本獣医生命科学 大学	令和6年 11月5日(火) 14:00～15:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 （日本獣医師会） ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 田向健一（田園調布動物病院） 「公務員（行政）分野」 赤瀬 悟（東京都健康安全研究センター）	7名
7	日本 獣医師会	宮崎大学	令和6年 11月11日(月) 17:00～18:30 11月19日(火) 17:00～18:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 （日本獣医師会） ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「大学・研究・展示施設分野」 柳澤牧央（ファミリー動物病院） 竹田正人（宮崎市フェニックス自然動物園）	32名
8	日本 獣医師会	酪農学園大学	令和6年 11月26日(火) 13:00～14:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 （日本獣医師会） ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 金戸薫子（北海道農業共済組合） 「家庭動物診療分野」 平体留美（新川・花川ルル動物病院）	105名
9	日本 獣医師会	岡山理科大学	令和6年 12月9日(月) 10:55～12:25	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 （日本獣医師会） ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 増田純一郎（NOSAI 愛媛南予家畜診療所 大洲駐在所） 「公務員（行政）分野」 井上有希（愛媛県保健福祉部健康衛生局 業務衛生課）	123名

10	日本 獣医師会	岩手大学	令和 6 年 12 月 20 日(金) 13 : 00～14 : 30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 尾形 透 (NOSAI 岩手岩手県北基幹家畜診療所) 「家庭動物診療分野」 佐藤祐紀子 (いわて総合動物病院)	29 名
11	日本 獣医師会	鹿児島大学	令和 7 年 1 月 30 日(木) 13 : 00～14 : 30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 上妻真知子 (エムズ動物病院) 「公務員 (行政) 分野」 平田美樹 (鹿児島県始良家畜保健衛生所) 佐々木恭子 (鹿児島県動物愛護センター)	21 名
12	日本 獣医師会	北海道大学 帯広畜産大学 東京農工大学 麻布大学 鳥取大学 山口大学 (オンデマンド配信)	視聴期間：令和 6 年 10 月 1 日(火) ～令和 7 年 3 月 31 日(月)	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 「産業動物診療分野」 「公務員 (行政) 分野」 「大学・研究展示施設」	—
全国 12 開催 638 名 (オンデマンド配信視聴者を除く)					

《遠隔診療を推進するための機器の導入》

	協力団体	情報通信機器等の導入機器
1	茨城県農業共済組合	簡易血液検査機器等を導入し遠隔診療を実施した。
2	群馬県農業共済組合	スマートフォン、タブレットを導入し遠隔診療を実施した。
3	千葉県農業共済組合	タブレットを導入し遠隔診療を実施した。
4	富山県獣医師会	電子カルテシステムを導入し遠隔診療を実施した。
5	富山県農業共済組合	動物用超音波画像診断装置等を導入し遠隔診療を実施した。
6	岐阜県農業共済組合	簡易血液検査機器等を導入し遠隔診療を実施した。
7	広島県農業共済組合	簡易血液検査機器等を導入し遠隔診療を実施した。
8	徳島県産業動物臨床研究会	小型カメラ、タブレットを導入し遠隔診療を実施した。
9	愛媛県農業共済組合	スマートフォン等を導入し遠隔診療を実施した。
10	高知県農業共済組合	スマートフォン等を導入し遠隔診療を実施した。
11	大分県農業共済組合	簡易血液検査機器等を導入し遠隔診療を実施した。
12	宮崎大学	スマートグラス、タブレット等を導入し遠隔診療を実施した。
合計 12 ヲ所		

《産業動物遠隔診療に関する研修会》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	開催 状況
1	宮城県 獣医師会	KP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口	12 月 6 日(金) 15 : 00～17 : 00	遠隔診療からスマート農業への展開 ～哺乳ロボット、搾乳ロボットから得られる データ～ (一條俊浩：岩手大学教授)	27 名

2	福島県 獣医師会	日本全業工業(株) 研修管理棟	令和6年 11月7日(木) 13:30～16:30	①産業動物獣医療における遠隔診療の現状と 課題～遠隔診療(V&F)を整理する～ (堀北哲也：日本大学教授) ②牛繁殖分野におけるエコー画像診断機 (特にカラードップラー機)の使用事例につ いて (佐藤利弘：佐藤家畜診療所院長) ③受精卵移植時のカラードブラーによる 黄体評価と受胎率向上の関連について (古姓保：福島県酪農協同組合指導診療所)	43名
3	富山県 獣医師会	富山県 農業総合研修所	令和6年 10月11日(金) 13:00～16:00	①富山県における遠隔診療の取り組み (松村隆治：松村動物病院) ②獣医師向けレセプトシステム「牛とびあ」 ～獣医療事務の効率化&正確化をサポート する～ (福原翔瑛：(株)マイメディア)	24名
4	徳島県 産業動物 臨床研究会	リビング・ラボ とくしま	令和6年 12月14日(土) 14:00～18:00 12月15日(日) 09:00～11:00	①実際のところV&Fの遠隔診療、できるの？ (堀北哲也：日本大学教授) ②臍帯炎および臍帯エコーについて (笹倉春美：兵庫県農業共済組合係長) ③臍帯炎症例や超音波画像診断について話し合おう！ (堀北哲也、笹倉春美)	14日 27名 15日 20名
5	日本 獣医師会	仙台国際センター	令和7年 1月24日(金) 13:00～15:30	牛における画像診断の現状と将来 ～獣医療のさらなる進歩を目指して～ ①牛疾病の診断・治療における画像診断の有 用性 (佐藤礼一郎：宮崎大学農学部教授) ②牛獣医療における画像診断の可能性 (山田一孝：麻布大学獣医学部教授)	延べ 120名
6	日本 獣医師会	仙台国際センター	令和7年 1月26日(日) 9:00～12:00	産業動物現場における遠隔診療の現状と課題 ①産業動物診療における遠隔診療の現状 (岩田 啓：農林水産省消費・安全局課長補佐) ②離島におけるスマートフォンを活用した遠 隔診療 (中倉 亨：NOSAI 島根家畜課長) ③NOSAI 北海道における遠隔診療の取組 (似内厚之：NOSAI 北海道課長補佐) ④遠隔診療の実情と未来への展望 (山下真彦：NOSAI 徳島家畜診療所技術主幹) ⑤宮崎大学における産業動物分野の遠隔診療 へのチャレンジ (佐藤礼一郎：宮崎大学農学部教授)	延べ 70名
延べ331名					

《産業動物遠隔診療普及啓発動画》

タイトル	内容
遠隔診療で離島の畜産を守る獣医師た ち～島根県・隠岐諸島～ [本編]	島根県奥野日本海に位置する隠岐諸島における遠隔診療を用いた産業動物 診療の様子を紹介する動画。 https://youtu.be/7qU62dFxFv0 (令和7年3月31日現在)
遠隔診療で離島の畜産を守る獣医師た ち～島根県・隠岐諸島～ [ダイジェスト版]	上記動画のダイジェスト版として作成し、本編への誘導・普及を図るため に活用。 https://youtu.be/K9zAtjiB5G4 (令和7年3月31日現在)

(2) 農場管理認定・専門獣医師等認定・活動支援事業

日本中央競馬会の助成を受けて農場管理認定・専門獣医師等認定・活動支援事業を実施し、令和6年度は以下の内容を実施した。

ア 農場管理認定・専門獣医師等認定・活動支援推進委員会開催等事業

(ア) 農場管理認定・専門獣医師等認定・活動支援推進委員会

学識経験者等から成る農場管理専門獣医師等認定・活動支援推進委員会を令和6年5月27日に第1回委員会を開催して令和5年度事業の実施報告及び令和6年度事業の実施計画の確認を行うとともに、令和7年3月24日に第2回委員会を開催し、令和6年度事業の報告及び確認を行った。

(イ) 評価委員会

2年事業の最終年度として、事業の自己評価について確認を行う評価委員会を令和7年3月26日に開催した。

イ 認定・専門獣医師制度検討・認定管理・普及啓発事業

(ア) 認定・専門獣医師協議会及び関係委員会

日本獣医学会、任意の学会、獣医学系大学、関係団体等で構成される「認定・専門獣医師協議会」の事業推進委員会を令和6年5月1日に開催し、協議会組織の再構築や専門性認定団体・資格の要件や認定分野の認証について検討を行うとともに、協議会の規程等の改正・制定を行った。

また、新たな組織形態となった協議会において第1回協議会を書面にて開催し、専門性認定団体の認証の可否について議決を行った。

さらに、協議会の評価委員会を令和6年6月6日に開催し、認定要件の評価基準や評価・認証手順の協議を行うとともに、申請が行われた専門性認定団体の評価を行い、この結果を以て令和6年6月21日、農林水産大臣に対して獣医療法施行規則第24条第1項第2号の規程に基づく認定要件確認機関となる指定申請を行った後、令和6年7月24日、認定・専門獣医師協議会は農林水産大臣による認定要件確認機関としての指定を受けることとなった。

また、協議会の認定・専門獣医師制度検討委員会を令和6年7月17日に開催し、認証した団体の更新や評価結果の通知内容等に係る協議を行った。

その後、第2回協議会を令和6年9月4日に開催し、農林水産大臣による専門性認定要件確認機関として指定されたこと、獣医師データの登録内容の確認を行うとともに、規程の改正、ホームページ内容の確認を行った。

(イ) 認定・専門獣医師普及・啓発事業

認定・専門獣医師制度及び認定・専門獣医師協議会の活動等について、ホームページ等を通じて一般や獣医師等の関係者への周知・普及業務を行った。

また、第42回獣医学術学会年次大会において、シンポジウム「農場管理獣医師の役割と認定獣医師制度」を開催し、認定・専門獣医師協議会の中山委員長から「農場管理認定獣医師制度及び認定・専門獣医師制度」についてご講演いただいた。

ウ 研修会等認定・評価・開催事業

(ア) 研修プログラム認定・評価作業委員会（認定委員会）

研修プログラムの認定や評価等を行う委員会について、第9回委員会を令和6年5月8日、第10回委員会を令和6年7月24日、第11回委員会を令和6年9月11日、第12回委員会を令和7年2月19日に開催し、農場管理認定獣医師制度関係規程等の改正や資格制度（認定・専門獣医師の建付け）の見直し、資格取得の条件、資格更新の手段や条件、専門分野別研修プログラム内容の確認、研修会受講料のあり方、研修会講師の資格、獣医学系大学への協力誘引、認定試験の実施方法、認定試験問題作成者の条件、認定試験の問題数・試験時間・作成方法・合格結果公表方法と内容・問題の管理・認定登録までのスケジュール、さらに認定試験の合否判定等について協議・検討を行った。

また、認定獣医師資格のための認定試験の作題・審査・精選及び試験対応のため、委員会のワーキンググループ（班）を組織してそれぞれ対応を行った。

(イ) 認定獣医師養成研修会等の開催

専門分野別の研修プログラムに基づき研修を実施した。具体的には、分野別・研修プログ

ラムごとの農場管理認定獣医師養成動画をホームページに掲載し、受講希望者へ視聴の案内を行うとともに、動画視聴後に表示されるパスワードの提出による視聴確認を行った。

また、第 42 回獣医学術学会年次大会においても研修用動画の放映を行い、農場管理認定獣医師及び研修実施の周知・広報を行った。

(ウ) 専門獣医師養成研修会等の開催

専門分野別の研修プログラムに基づき、獣医学系大学の協力を得て高度専門的・実践的研修会を実施した。

また、第 42 回獣医学術学会年次大会において、ウィスコンシン大学の Paul M Frick 先生を招聘して農場管理認定獣医師研修会・教育講演として「乳牛における妊娠率の向上対策と最近のトピックス」を開催した。

エ 農場管理獣医師活動周知・普及推進事業

(ア) 農場管理獣医師活動周知・普及推進検討委員会

高品質で安全な畜産物の供給に携わる農場管理獣医師の活動が、広く一般市民等に対して周知されるための方策や農場管理獣医師が指導・管理を行う農場の認知度向上のため、「農場管理獣医師活動周知・普及推進検討委員会」の委員に対して、農場管理獣医師の活動を理解してもらうための動画の制作や、周知効果を上げるための普及啓発の方法等、今期事業に実施した内容の確認及び今後の周知・普及活動について意見を聴取した。

(イ) 農場管理獣医師活動周知・普及推進事業

高品質で安全な畜産物の供給に携わる農場管理獣医師の指導・管理活動を周知させるため、前年度に作成した農場管理獣医師の活動をより詳しく理解してもらうための動画をホームページに掲載するとともに、第 42 回獣医学術学会年次大会において農場管理獣医師に関するシンポジウムとして「農場管理獣医師の役割と認定獣医師制度」を開催した。

(3) 遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援事業

公益財団法人全国競馬・畜産振興会の助成を受けて、令和 6 年度遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援事業として、産業動物獣医師の診療における画像診断技術の活用により、遠隔獣医療技術の向上及び全国的な情報共有・交換体制を構築し、偏在化する畜産農家への迅速かつ効率的な診断・治療体制を確保するとともに、デジタル画像情報を、若手獣医師の教育体制の強化や、獣医療のほか畜産経営全般に活用することを目的として、以下の事業を行った。

ア 遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援推進委員会開催等事業

(ア) 学識経験者等から成る遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援推進委員会を令和 6 年 7 月

1 日に WEB で開催し、令和 5 年度事業の報告、令和 6 年度の事業推進方策について検討を行った。令和 7 年 3 月 13 日には、第 2 回委員会を開催し、令和 6 年度における事業実施結果のとりまとめを行った。

また、令和 6 年 8 月 19 日に遠隔獣医療研修会マッチング委員による第 1 回マッチング委員会を WEB で開催し、応募のあった各団体提出企画書の具体的な研修開催計画を確認して協議し、事業実施団体を選定した。令和 6 年度は 12 団体からの応募があり、マッチング委員会での協議の結果、10 団体を選定した。なお、大学については、地域の NOSAI や産業動物診療獣医師が機器を用い、連携して遠隔診療を実施することを確認して選定した。

イ 遠隔獣医療研修会等開催・管理事業

(ア) 遠隔獣医療研修会の開催事業

各地域別、各専門分野別の遠隔獣医療研修会を開催し、具体的な研修成果を踏まえ、研修実施地域や専門分野の拡大を検討した。

(イ) 高度撮影・通信機器等の導入支援事業

高度かつ専門的な遠隔診療研修に必要なデジタル X 線撮影装置、ポータブル X 線撮影装置・超音波撮影装置等の高額な撮影・通信機器等の全国的な整備を支援した。

ウ 遠隔獣医療技術向上・普及事業

遠隔獣医療研修会の中から、全国の獣医師、畜産農家、関係団体、大学等の獣医学教育機関等への事例紹介、普及等に適したものを選抜し、普及映像等の作成・提供を行った。

《令和6年度遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援事業研修会開催状況》

	協力機関	開催場所 (講師)	開催日時	導入機器	
1	福島県 農業共済組合	①JA さくら和牛ファーム ②福島県農業共済組合 県北支所 (山田一孝)	3月4日 (火)13:00～ 3月5日 (水)12:00	ポータブルX線撮影装置、DR	16名
2	岐阜県 農業共済組合	岐阜県農業共済組合 (坂口謙一郎)	1月16日(木) 15:00～17:00	動物用超音波画像診断装置	15名
3	宮崎大学	宮崎大学 産業動物教育研究センター (佐藤礼一郎)	12月23日(月) 13:00～17:00	動物用超音波画像診断装置	8名
4	北海道 農業共済組合 (みなみ統括センター)	北海道農業共済組合 日高支所 (佐藤正人、上野大作)	1月21日(火) 13:00～16:45	DR	19名
5	千葉県 農業共済組合	千葉県農業共済組合 北部家畜診療所 (石井一功)	11月25日 (月)13:00～ 11月26日 (火)12:00	ワイヤレス超音波画像診断装置	11/25 4名 11/26 17名
6	京都府 農業共済組合	京都府農業共済組合 南部家畜診療所 (本田龍駿)	1月24日(金) 13:00～17:00	動物用超音波画像診断装置	8名
7	日本大学	日本大学 生物資源科学部獣医学科 (谷 拓海、堀北哲也、住吉 俊亮)	12月4日 (水)15:00～ 12月5日 (木)11:00	動物用超音波画像診断装置	12/4 39名 12/5 31名
8	鳥取県 農業共済組合	鳥取県農業共済組合 家畜診療所本所 (西村 亮)	12月11日(水) 14:00～17:00	動物用超音波画像診断装置	16名
9	北海道 農業共済組合 (十勝統括センター)	北海道農業共済組合 十勝統括センター 十勝西部家畜診療所他 (小林牧人)	1月23日 (木) 14:00～16:30	ポータブルエコー	23名
10	鹿児島県 獣医師会	鹿児島大学 農獣共通棟 (堀北哲也、伏見康生、安藤 貴朗、萩尾光美、叶 有斗)	2月8日 (土)14:00～ 2月9日 (日)12:30	スマートグラス タブレット	会場 49名 WEB 32名
合計 10開催 273名参加					

II 収益事業

収益1 公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業

不動産貸付事業

(1) 本会は、新青山ビル（昭和53年10月に三菱地所㈱が建設）の一部を区分所有（注：登記簿上の専有面積は1,097.14㎡、共有面積は204.55㎡）しており、そのうち約789㎡については三菱地所㈱との間の賃貸借契約に基づき、第三者に貸室として賃貸した。

(2) 一方、新青山ビルの維持管理については、三菱地所㈱との管理委託契約の下で対処しているが、

新青山ビルの維持管理に伴う通常の営繕工事については、管理委託契約に基づき所要額の一定割合を負担した。

新青山ビルは築後約47年を経過しており、資産価値の確保のため、三菱地所㈱との間で締結した確認書に基づく本会負担金について積立金の一部を取り崩して支払に充てた。

なお、三菱地所㈱において策定した新青山ビルの新長期修繕計画の具体化に合わせ、工事負担金支払に備えて資金の積立を行った。

(3) また、将来における新青山ビルの建替え資金の造成方法について、今後、三菱地所㈱と連携しながら対応を行う。

III その他事業（相互扶助等の公益目的事業）

その他（公益） 1 公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉の向上等に関する事業

1 獣医師福祉共済事業

(1) 共済事業の運営状況

令和6年度における獣医師福祉共済事業の加入実績及び保険金の支払い状況は以下のとおり。

ア 保険の加入状況

保険の種類	加入者数 (名)	加 入 地方会数
生 命 共 済 保 険	1,604	54
獣医師賠償責任保険	5,517	55
所 得 補 償 保 険	1,078	55
新・団体医療保険	431	53
傷 害 総 合 保 険 等	470	48
年 金 保 険	10	6
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。 傷害総合保険等には、従業員補償、ショップオーナーズが含まれる。		

イ 保険金の支払状況

保険の種類	事故件数 (件)	支払保険金額 (円)
生 命 共 済 保 険	9	20,367,500
獣医師賠償責任保険	147	46,262,486
所 得 補 償 保 険	28	7,934,594
新・団体医療保険	61	11,481,380
傷 害 総 合 保 険 等	29	3,145,258
年 金 保 険	—	11,997,895
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。 傷害総合保険等には、従業員補償、ショップオーナーズが含まれる。		

(2) 共済事業の加入促進

未加入者への加入案内文書及びパンフレットの配布、日本獣医師会雑誌への継続的な広告掲載等引き続き加入推進に努めた。

2 褒賞・慶弔等事業等

公益目的事業の推進に資するため、獣医師その他獣医療従事者の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔に関する事業を行った。

(1) 褒賞事業

ア 日本獣医師会会長表彰状の授与

(ア) 第81回通常総会の席上において、獣医師会職員永年勤続表彰規程に基づき地方獣医師会会長等から推薦のあった者に対し、表彰状を授与した。

(イ) 地方獣医師会の記念式典において、日本獣医師会褒賞規程に基づき地方獣医師会から申請

のあった者に会長表彰状を授与した。

(ウ) 地区獣医師大会の場合等において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地区から推薦のあった者に対し、会長表彰状を授与した。

(エ) 動物愛護週間中央行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった者に対し、会長表彰状を授与した。

イ 日本獣医師会会長感謝状の授与

(ア) 地方獣医師会の式典において、日本獣医師会褒賞規程に基づき地方獣医師会から申請のあった者に会長感謝状を授与した。

(イ) 地区獣医師大会の場合等において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地区から推薦のあった者に対し、会長感謝状を授与した。

ウ 日本獣医師会会長賞状の授与

(ア) 動物愛護週間中央行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった者に対し、会長賞状を授与した。

(イ) 各種の畜産共進会等において、畜産共進会における日本獣医師会会長表彰基準に基づき各地方獣医師会を通じて交付申請のあった優良家畜の出展者に対し、会長賞状を授与した。

(2) 慶弔事業

日本獣医師会慶弔等規程に基づき、対象となった者に対し、次の対応を行った。

ア 慶 祝 叙勲・褒章を受けた会員構成獣医師等に対し、祝電の対応を行った。

イ 弔 慰 逝去会員構成獣医師等に対し、供物の対応を行った。

3 災害見舞金制度

(1) 令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等

「第1 事務報告 B 会務(個別)報告 2 緊急災害時対応 (1) 令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等」を参照。

(2) 令和6年能登半島地震における災害対応

「第1 事務報告 B 会務(個別)報告 2 緊急災害時対応 (2) 令和6年能登半島地震における災害対応」を参照。

4 その他

獣医師会会員襟章の作成・提供

獣医師会のシンボルとして、また、獣医師会会員であることの証としての獣医師会会員襟章を本年も引き続き提供した。

第3 事業報告の附属明細書

令和6年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和7年6月

公益社団法人 日本獣医師会